

第Ⅱ部 動向編

中国・四国地域の食料・農業・農村の動向

第1章 中国・四国地域の農業・農村の姿

第2章 食料自給率向上に向けた取組

第3章 農山漁村の再生・活性化

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

第5章 地域の特性を活かした多様かつ高度な農業生産を支える
人・農地・技術

第1章 中国・四国地域の農業・農村の姿

1 農業経済の動向

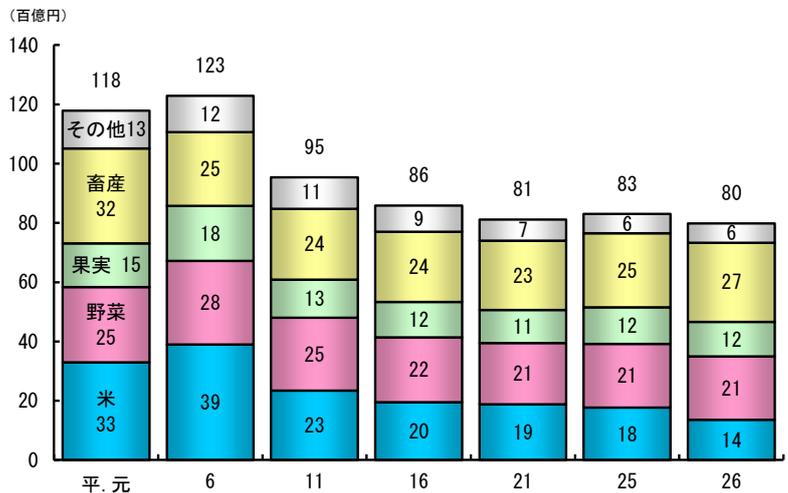
(1) 農業生産の動向

平成 26(2014)年の農業産出額は 7,979 億円で前年に比べ 3.9%減少

中国・四国地域の農業産出額は 7,979 億円で、米の産出額が、価格の低迷により大きく減少したこと等から、前年に比べ 322 億円(3.9%)減少しました。

部門別には一番多いもので畜産が 2,669 億円で約 3 分の 1 を占め、野菜が 2,138 億円、米が 1,358 億円、果実が 1,169 億円となっています(図 II-1-1)。

図 II-1-1 農業産出額の推移(中国・四国)



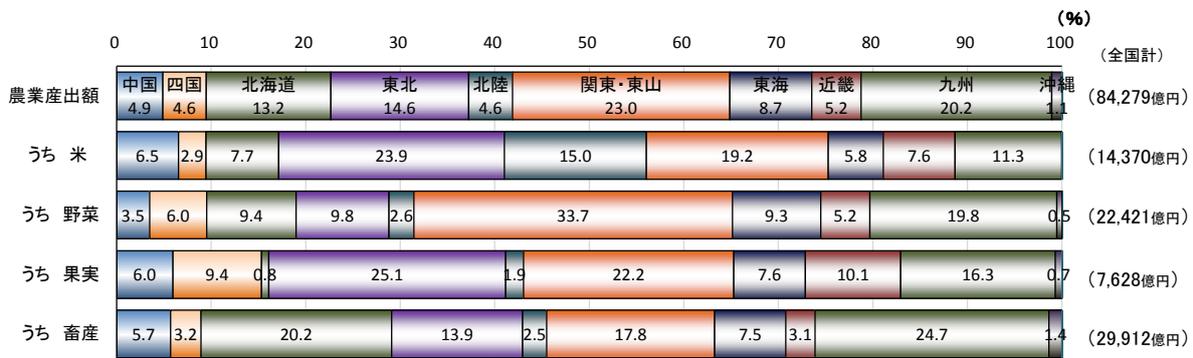
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：畜産は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物の合計額。

中国・四国地域の農業産出額が全国に占める割合は 9.5%で、中国が 4.9%、四国が 4.6%となっています。

地域別にみると、中国地域では米、四国地域では野菜、果実の全国に占める割合が高くなっており、四国の農業生産は野菜、果実に特化しています(図 II-1-2)。

図 II-1-2 全国に占める割合(中国・四国)(平成 26(2014)年)



単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の積み上げが一致しない場合がある

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

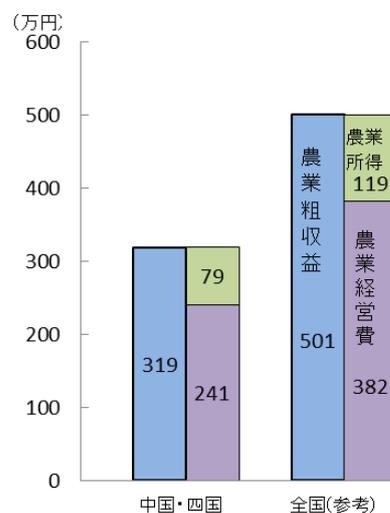
(2) 農業経済の動向

平成26(2014)年の1経営体当たりの農業所得は79万円

ア 農業経済の動向

平成26年(2014)年の中国・四国地域における農産物の販売を目的とする農業経営体(個別経営)1経営体当たりの経営収支をみると、農業粗収益は319万円、農業経営費は241万円で、農業所得は79万円となっています(図Ⅱ-1-3)。

図Ⅱ-1-3 農業経営収支



イ 営農類型別経営統計¹の経営概要

平成26年(2014)年の中国・四国地域における総所得に占める農業所得の割合を営農類型別にみると、酪農経営75.8%、施設野菜作経営60.4%、果樹作経営34.9%の順となっています(表Ⅱ-1-1)。

資料：農林水産省「経営形態別経営統計(個別統計)」

注：四捨五入を行ったので計と内訳が一致しない場合がある。

表Ⅱ-1-1 中国・四国地域の営農類型別の経営概要(平成26(2014)年)

区分	農業所得 (千円)	農業生産関連事業所得+農外所得 (千円)	年金等の収入 (千円)	総所得 (千円)	農業所得		農業固定資産額 (土地を除く) (千円)	自営農業労働時間 (時間)	作付・飼養規模
					家族農業労働1時間当たり (円)	農業固定資産千円当たり (円)			
水田作	96 (2.4%)	1,240 (30.8%)	2,694 (66.8%)	4,030 (100.0%)	110	56	1,714	915	107 a
露地野菜作	1,159 (27.0%)	945 (22.1%)	2,181 (50.9%)	4,285 (100.0%)	478	466	2,489	2,593	51 a
施設野菜作	2,411 (60.4%)	587 (14.7%)	993 (24.9%)	3,991 (100.0%)	554	532	4,531	4,741	2,580 m ²
果樹作	1,295 (34.9%)	659 (17.8%)	1,753 (47.3%)	3,707 (100.0%)	591	202	6,398	2,522	81 a
酪農	3,996 (75.8%)	437 (8.3%)	836 (15.9%)	5,269 (100.0%)	825	205	19,493	5,153	30 頭
肉用牛	983 (27.2%)	893 (24.7%)	1,741 (48.1%)	3,617 (100.0%)	420	284	3,467	2,404	23 頭

資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)」

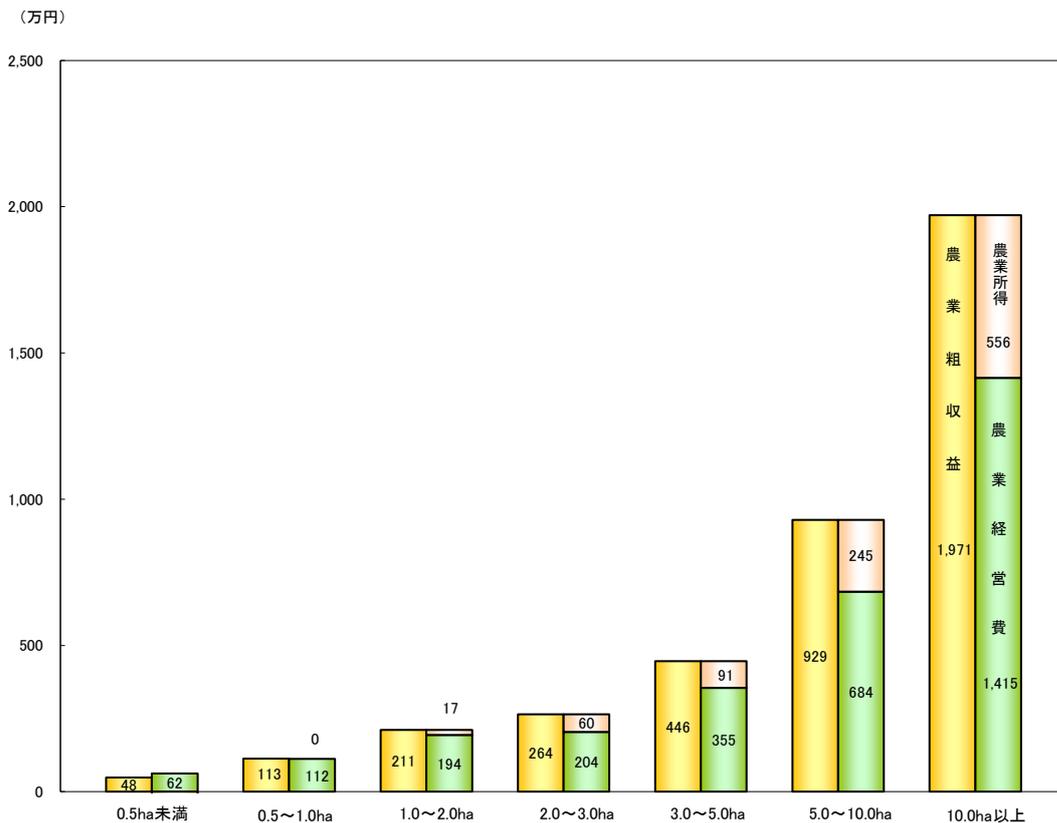
注：各営農類型の作付・飼養規模は、水田作については、水田に作付けした水稲、麦類、豆類等の作付延べ面積、露地野菜作及び施設野菜作は当該作付延べ面積、果樹作は果樹植栽面積、酪農は月平均搾乳牛頭数、肉用牛は肥育牛及び繁殖めす牛の月平均飼養頭数。

¹ 営農類型別経営統計は、当該営農の販売収入が、他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営に分類し、取りまとめたもの。

ウ 水田作経営の農業所得及び収益性

平成26年(2014)年の中国・四国地域の水田作経営の農業所得は10万円で、他の営農類型を大きく下回っているものの、作付規模が大きいほど農業所得が増加し、5.0ha以上の階層では所得が200万円を上回り、5.0ha～10.0haでは245万円、10.0ha以上では556万円となっています(図Ⅱ-1-4)。

図Ⅱ-1-4 中国・四国地域の水田作経営の作付規模別経営概要(平成26(2014)年)



資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)」

(3) 農業金融の動向

平成26(2014)年度の農業関係資金の融資状況は、308億円と前年度に比べて増加

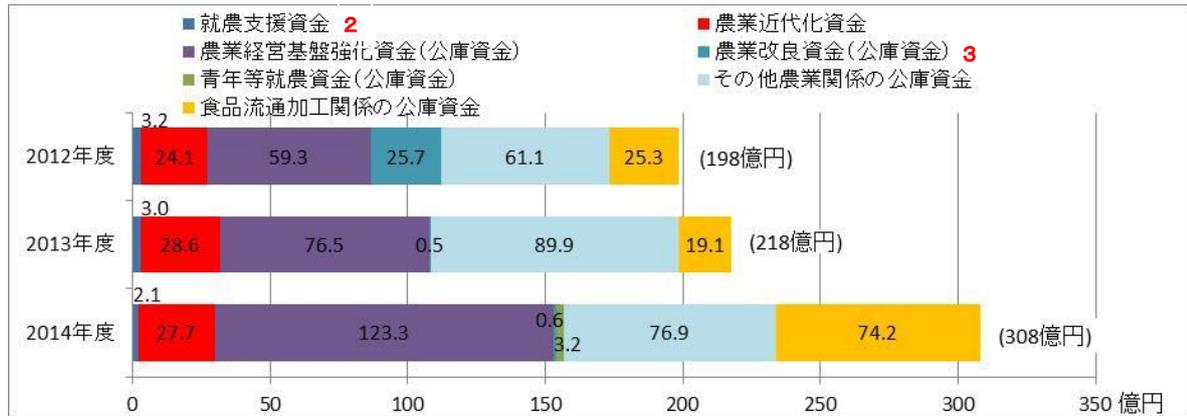
中国・四国地域の農業制度金融の平成26(2014)年度の利用状況は、農業関係資金全体で見ると、308億円と前年度に比べ90億4千万円増加(対前年度比142%)しました。各制度資金別にみると、農業近代化資金¹は27億7千万円で、前年度に比べ8千万円減少(同97%)しました。株式会社日本政策金融公庫資金の農業関係資金は204億円で、前年度に比べ37億1千万円増加(同122%)、そのうち農業経営基盤強化資金²は123億3千万円で、前年度に比べ46億8千万円増加(同161%)しました。ま

¹ 農業近代化資金は、農協等の融資に、都道府県及び国が利子補給することにより、農機具・農業用施設・長期運転資金を長期・低利で融資する制度資金。

² 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(株式会社日本政策金融公庫資金)は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を対象に、農地、施設・機械等の取得に必要な設備資金、農業経営の改善に必要な長期運転資金などを長期・低利で融資する制度資金。

た、平成 26(2014)年度に新設された青年等就農資金¹は 3 億 2 千万円の融資実績となりました (図 II-1-5)。

図 II-1-5 中国・四国地域の各制度資金の利用状況



資料：農業近代化資金及び就農支援資金：中国四国農政局調べ
 (株)日本政策金融公庫資金：(株)日本政策金融公庫「業務統計年報」

2 農業構造（農家・農業労働力）の動向

中国・四国地域の販売農家は 20 万 930 戸

平成 27 (2015) 年 2 月 1 日現在における中国・四国地域の販売農家は 20 万 930 戸で、平成 22 (2010) 年時点に比べて 4 万 6,531 戸 (18.8%) 減少しており、全国の減少率 (18.5%) と同程度となっています。

これを地域別にみると、中国地域では 12 万 1,572 戸、四国地域では 7 万 9,358 戸で、平成 22 (2010) 年時点と比べて、それぞれ 2 万 9,176 戸 (19.4%)、1 万 7,355 戸 (17.9%) 減少しています (図 II-1-6)。

中国・四国地域の販売農家について主副業別にみると、主業農家は 2 万 9,156 戸で、平成 22 (2010) 年時点と比べて 8,789 戸 (23.2%)、準主業農家は 3 万 4,420 戸で 2 万 158 戸 (36.9%)、副業的農家は 13 万 7,354 戸で 1 万 7,584 戸 (11.3%) それぞれ減少しています。

販売農家に占める割合をみると、主業農家が 14.5%、準主業農家が 17.1%、副業的農家が 68.4% となっており、主業農家及び準主業農家のそれぞれの割合はいずれも全国の割合より低くなっています。

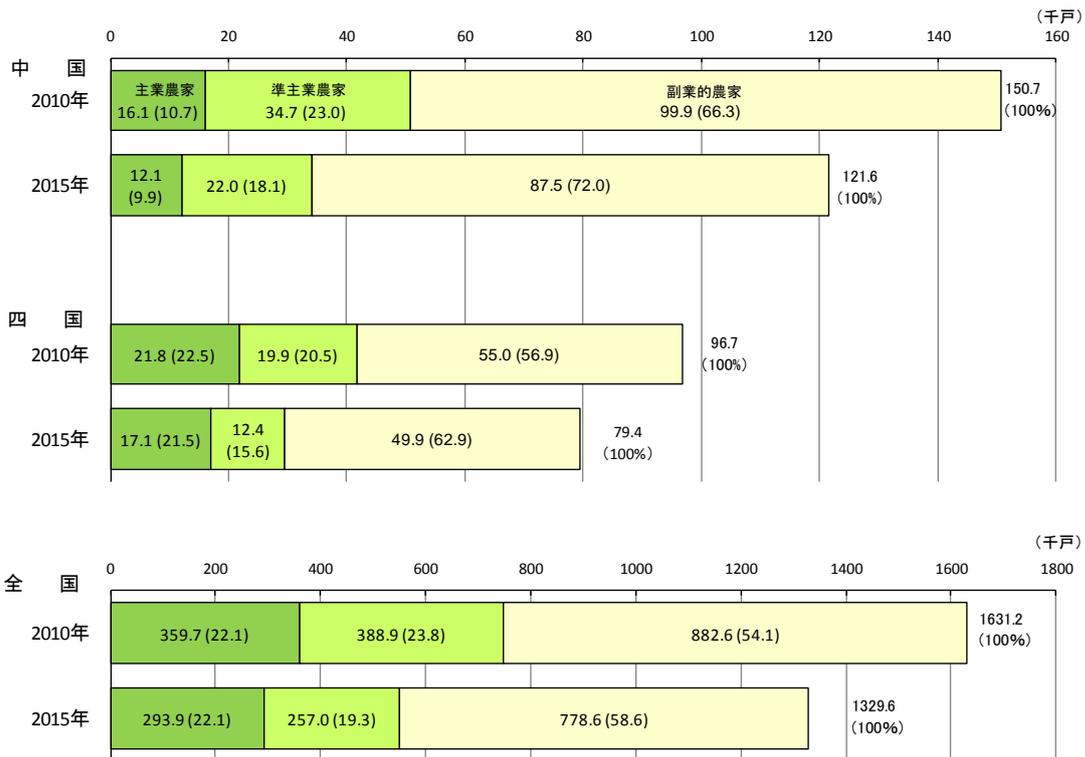
主業農家の割合を地域別にみると、中国地域が 9.9%、四国地域は 21.5% で、四国地域の方が高くなっています。

¹ 青年等就農資金 (株式会社日本政策金融公庫資金) は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者を対象に、施設・機械等の取得に必要な設備資金、初期的経営費用として必要な長期運転資金などを無利子で融資する制度資金。

² 就農支援資金は、国と県で貸付財源を造成し、就農希望者が円滑に就農できるよう、農業実地研修や農業経営を開始する際の機械・施設の導入等に必要な資金を無利子で融資する制度資金。

³ 農業改良資金 (株式会社日本政策金融公庫資金) は、国又は県から各種計画の認定を受けた農業者が農業経営改善を目的として、新たな農業経営部門への進出、新たな生産方式の導入等に取り組む際に必要な資金を無利子で融資する制度資金。

図Ⅱ-1-6 販売農家数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

中国・四国地域の基幹的農業従事者は24万339人

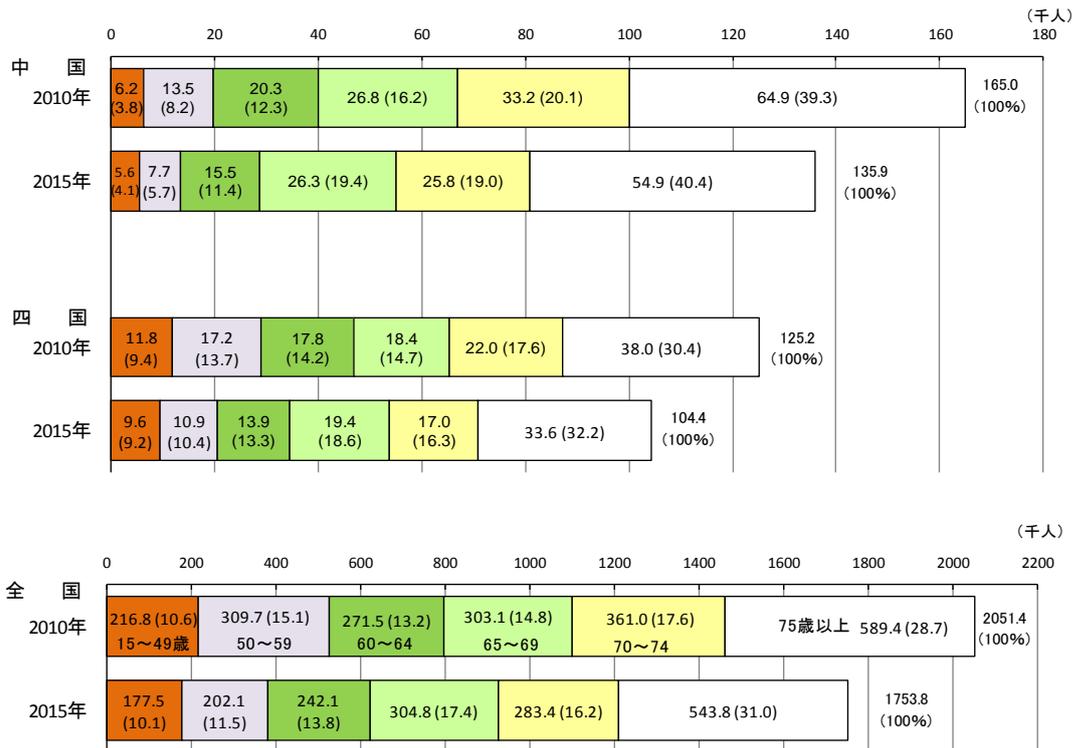
平成27(2015)年2月1日現在における中国・四国地域の販売農家の基幹的農業従事者数は24万339人で、平成22(2010)年時点に比べると4万9,850人(17.2%)減少しており、全国の減少率(14.5%)より高くなっています。

基幹的農業従事者¹を地域別にみると中国地域は13万5,910人で、平成22(2010)年時点と比べると2万9,103人(17.6%)減少しています。四国地域は10万4,429人で、2万747人(16.6%)減少しています。

年齢階層別にみると、中国地域、四国地域とも75歳以上の割合が最も高く、高齢化率(65歳以上の占める割合)は、中国地域が78.8%(平成22年75.7%)、四国地域は67.0%(平成22年62.7%)で、いずれも全国の高齢化率(64.6%)より高くなっています(図Ⅱ-1-7)。

¹ 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者。

図Ⅱ-1-7 販売農家の年齢別基幹的農業従事者数及び割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

3 気象概況と農業生産への影響

(1) 気象概況

夏の低温・日照不足と台風等の影響により農作物に影響

中国・四国地方では、1月上旬初めは強い寒気が南下し、山陰や山陽北部で大雪となりましたが、冬型の気圧配置は長続きせず、1月としては気温が高く、降水量は多くなりました。

2月下旬から5月下旬にかけては、前半は寒気の南下が弱く、後半は南から暖かい空気が流れ込んだことから気温が高い日が続き、5月はかなり高くなりました。この間の降水量は、2月、5月はかなり少なく、4月はかなり多くなった地域があり、大きく変動しました。

6月から7月中旬は、梅雨前線が西日本の南岸付近に停滞することが多く低温・日照不足が続き、一部地域で野菜等の生育に影響が生じました。

7月16日から17日にかけて、台風第11号が中国・四国地方を北上したため強風と大雨により、徳島県や香川県を中心に農作物、営農施設等に大きな被害が発生しました。

8月25日には、九州地方に上陸した台風第15号により、山口県を中心に農作物、営農施設等に被害が発生しました。

7月下旬から8月上旬は太平洋高気圧に覆われて晴天が続いたものの、気温が高かったのは8月上旬を中心に一時的で、8月中旬から9月上旬にかけて、台風第15号や

前線の影響により再び低温・日照不足が続き、水稻や野菜の生育に影響が生じました。

その後、10月にかけては移動性高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、11月に入っても冬型の気圧配置が現れにくく、南からの暖かい空気が流れ込み気温はかなり高く低気圧や前線の影響を受け多雨・寡照となりました。このため、成熟期～収穫期に差し掛かった大豆をはじめ豆類の生育や収量に影響が生じました。12月も寒気の南下が弱く気温はかなり高くなりました。また、低気圧や前線の影響により、山陽、四国地方では降水量がかなり多い状況が続き、四国地方で野菜等の生育に影響が生じました。

中国四国農政局では、次の文書を各県に対して発出し、注意喚起を行いました。

- ・ 3月16日 融雪等に伴う農産物等の被害防止技術対策に係る留意事項について
- ・ 4月2日 低温に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について
- ・ 5月11日 台風第6号の接近及び通過に伴う農産物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について
- ・ 7月14日 日照不足及び長雨並びに夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について
- ・ 8月21日 台風第15号の接近に伴う農産物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について
- ・ 12月11日 積雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

(2) 被害の状況

ア 農作物の被害状況

平成27(2015)年は4月の降霜、7月～12月の台風、大雨により農作物に被害が発生

(平成27(2015)年4月の降霜による被害)

平成27(2015)年4月上旬に日本海の高気圧に覆われ、放射冷却の影響で氷点下を記録しました。このため、広島県で果樹に花卉褐変等の被害が発生しました。

(台風第11号による被害)

台風第11号は7月16日に、高知県室戸市^{むろとし}付近に上陸した後、岡山県倉敷市^{くらしきし}付近に再上陸し、中国地方を北上して日本海に進みました。このため、岡山県、徳島県、香川県及び高知県で水稻に冠水や穂擦れ、果樹に落果、擦れ果及び樹体損傷、岡山県及び徳島県で豆類(大豆)に冠水や倒伏、徳島県、香川県及び高知県で野菜に茎葉損傷、擦れ果及び倒伏、徳島県及び香川県で工芸作物、飼料作物、花きに茎葉損傷や倒伏の被害が発生しました。

(台風第15号による被害)

台風第15号は8月25日に、熊本県荒尾市^{あらおし}付近に上陸後、九州北部を北上し日本海を北東に進みました。このため、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県及

び高知県で水稻に倒伏や穂擦れ、果樹に落果や樹体損傷、山口県及び徳島県で豆類（大豆）に倒伏や茎葉損傷、島根県、山口県、徳島県、愛媛県及び高知県で野菜に茎葉損傷や擦れ果の被害が発生しました。

（台風第 18 号による被害）

台風第 18 号は 9 月 9 日に、愛知県知多半島に上陸した後、東海から北陸地方を縦断し日本海に抜け、同日夜に温帯低気圧に変わりました。この台風及び温帯低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響により、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となりましたが、中国・四国地域では、農作物への大きな被害は特段見受けられませんでした。

（平成 27（2015）年 9 月 23 日の大雨による被害）

9 月 23 日夜から 25 日未明にかけて、四国南岸の前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、四国の太平洋側では大雨となりました。このため、高知県で水稻、野菜及び花きに冠水や倒伏、果樹に園地の流失の被害が発生しました。

（平成 27（2015）年 12 月 10 日の大雨による被害）

12 月 10 日夜から 11 日未明にかけて、前線を伴った低気圧が四国付近を通過した影響で四国の太平洋側を中心に大雨となりました。このため、徳島県及び高知県で野菜に冠水や浸水、徳島県で麦類に冠水や浸水、花きに倒伏の被害が発生しました。

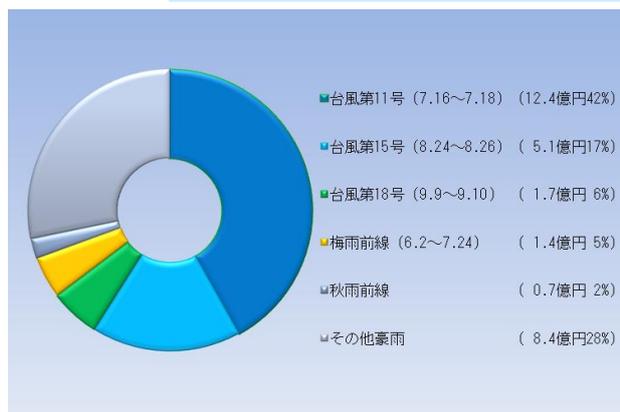
イ 農地・農業用施設等の被害状況

中国・四国地域では、平成 27（2015）年に発生した複数の豪雨により、農地・農業用施設等に係る被害は 1,884 か所、被害額約 30 億円に上りました。この被害額は、最近 10 か年平均（約 93 億円）の 32%程度であり、平成 18（2006）年以降では平成 20（2008）年に次ぐ 2 番目に少ない被害額となりました。

災害別にみると、7月に発生した台風第 11 号、8月の台風第 15 号及び前線に伴う豪雨では、農地・道路の法面の崩壊、水路・頭首工の一部損壊など甚大な被害が発生しました（図Ⅱ-1-8）。また、四国地方で 12 月の観測史上最大となる季節外れの大雨により、高知県、徳島県で被害が発生したことも特徴的でした。

中国・四国地域における平成 27（2015）年の被害状況（被害額及び被害か所）は、農地が約 10 億円（1,013 か所）、農業用施設が約 17 億円（859 か所）、海岸保全施設等が 1.9 億円（12 か所）となっています（表Ⅱ-1-2）。

図Ⅱ-1-8 平成27(2015)年災害の発生割合



海岸堤防の損壊 (台風第11号・香川県三豊市^{みとよ})

資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ-1-2 平成27(2015)年災害 各県の農地・農業用施設等の被害

(単位：か所, 百万円)

県名	農地		施設		海岸保全等		合計	
	か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額
鳥取	4	9	9	27			13	36
島根	25	27	9	34			34	61
岡山	158	112	118	119			276	231
広島	124	124	54	111			178	235
山口	220	161	204	186			424	347
徳島	62	122	42	203			104	325
香川	147	219	95	385	9	148	251	752
愛媛	31	65	33	91	2	12	66	168
高知	242	198	295	590	1	30	538	818
合計	1,013	1,037	859	1,746	12	190	1,884	2,973

資料：中国四国農政局調べ

4 品目別農業の動向

(1) 水稲

ア 生産状況

(作付面積及び収穫量)

作付面積は 7,600ha 減少、作況指数 97、収穫量は 2 万 6,400 t 減少

中国・四国地域における平成 27(2015)年産水稲の作付面積(子実用)は 16 万 300ha(前年産対比 95.5%)と前年産に比べ 7,600 ha 減少しています。

また、10a 当たり収量は 491kg(作況指数 97)と前年産に比べて 7 kg 増加(前年産作況指数 96)し、収穫量は 78 万 6,700 t(前年産対比 96.8%)と前年産に比べ 2 万 6,400t 減少しています(表Ⅱ-1-3)。

地域別では、中国地域は 54 万 3,900 t(同 97.7%)で、前年産に比べて 1 万 3,000 t 減少し、四国地域は 24 万 2,800 t(同 94.8%)で前年産に比べて 1 万 3,400 t 減少しています。

中国・四国地域では、6 月から 7 月中旬にかけて低温・日照不足となり、7 月下旬から 8 月上旬は好天に恵まれたものの、8 月中旬から 9 月上旬にかけて、再び低温・日照不足となりました。このため、全もみ数は総じて「平年並み」ないし「やや少ない」となりました。

登熟は、8 月中旬から 9 月上旬の低温・日照不足の影響を受け、総じて「平年並み」ないし「やや不良」となりました。

表Ⅱ-1-3 平成 27(2015)年産水稲の県別収穫量及び作柄

	作付面積 (ha)	10a 当たり 収量(kg)	収穫量 (t)	作況指数
鳥取県	12,900	512	66,000	99
島根県	17,900	503	90,000	98
岡山県	31,000	505	156,600	96
広島県	24,700	507	125,200	96
山口県	21,600	491	106,100	97
中国計	108,100	503	543,900	97
徳島県	11,900	457	54,400	97
香川県	13,600	470	63,900	94
愛媛県	14,600	488	71,200	98
高知県	12,000	444	53,300	96
四国計	52,100	466	242,800	96
中国四国計	160,300	491	786,700	97

資料：農林水産省統計部「作物統計」

(品質)

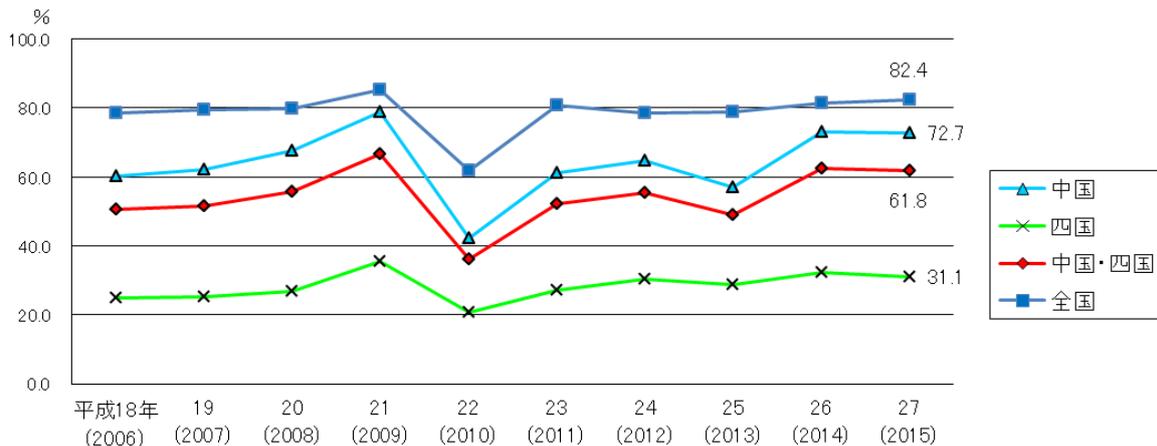
1 等比率は前年産並み

全国の平成 27(2015)年産水稲うるち玄米の 1 等比率は、82.4%(前年産対比 1.1 ポ

イント増加)、中国・四国地域は 61.8% (同 0.6 ポイント減少) でした (図 II-1-9)。

2 等以下に格付けされた主な要因は、8 月中旬から 9 月上旬の低温・日照不足の影響を受けたことによる充実度不足、整粒不足です。

図 II-1-9 水稲うるち玄米の年産別 1 等米比率の推移



資料：農林水産省穀物課調べ

平成 27 (2015) 年産水稲うるち玄米は平成 28 (2016) 年 3 月末現在の速報値

(被害)

被害量は 10.5% 減少

中国・四国地域の平成 27 (2015) 年産水稲の被害量は 9 万 3,700 t (前年産対比 89.5%) で、前年産に比べ 1 万 1,000 t 減少しています。

種類別にみると、気象被害の日照不足 (45.4%) が最も大きく、次いで病害のいもち病 (17.4%)、気象被害の風水害 (12.6%) となりました。

イ 生産費

全算入生産費は前年産並み

平成 26 (2014) 年産米の 10 a 当たり資本利子・地代全額算入生産費¹ (以下「全算入生産費」という。) は、中国地域で 15 万 4,591 円 (前年産対比 98.5%)、四国地域で 16 万 9,438 円 (同 100.9%) でした。全都府県の生産費と比較すると、2 割近く高くなっています。全算入生産費の内訳をみると、農機具費及び労働費が都府県と比べ 1.3~1.7 倍と高くなっています (表 II-1-4)。

¹ 資本利子・地代全額算入生産費とは、生産に要した費用合計から副産物価額を控除した「生産費 (副産物価額差引)」に地代 (自作地・借入地) 及び利子 (自己資本・支払) を加えたものをいう。

表Ⅱ-1-4 平成 26(2014)年産米生産費(10a 当たり)

単位:円

	物財費	うち農機具費	労働費	全算入生産費	
					平成25年産
中国	91,087	31,577	48,902	154,591	156,888
(中国/都府県)	(1.1)	(1.3)	(1.4)	(1.1)	(1.2)
四国	104,473	40,831	44,942	169,438	168,005
(四国/都府県)	(1.3)	(1.7)	(1.3)	(1.2)	(1.2)
都府県	80,847	24,621	35,886	136,924	135,808

資料：農林水産省統計部「平成 26 年産米及び麦類の生産費」

(2) 麦

ア 生産状況

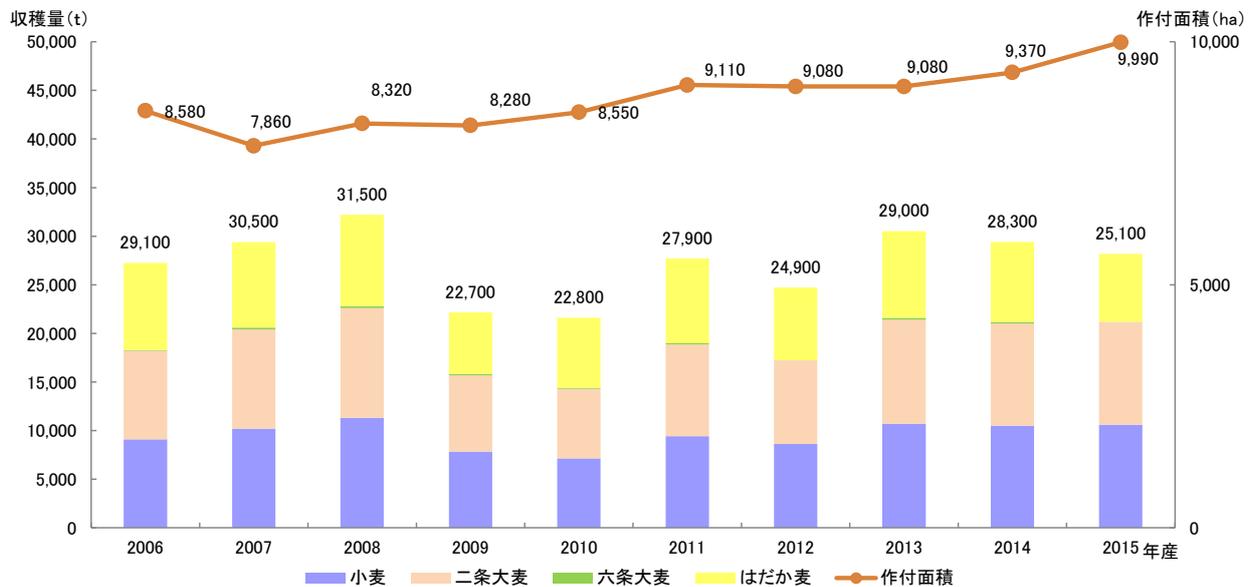
4 麦の作付面積は前年に比べ 620ha 増加、収穫量は前年産に比べ 3,200 t 減少

中国・四国地域における平成 27(2015)年産 4 麦の作付面積は 9,990ha(前年産対比 106.6%)と前年産に比べ 620ha 増加しました。麦種別にみると、小麦は 3,880ha(同 110.5%)、二条大麦は 2,860ha(同 104.0%)、はだか麦は 3,150ha(同 104.0%)となっており、前年産に比べ、小麦は 370ha、二条大麦は 110ha、はだか麦は 120ha 増加しました。

また、平成 27(2015)年産 4 麦の収穫量は、2万 5,100t(同 88.7%)と前年産に比べて 3,200 t 減少しました。麦種別にみると、小麦は 10,600 t(同 101.0%)、二条大麦は 7,340 t(同 78.3%)、はだか麦は 6,970 t(同 84.8%)となっており、前年に比べ、小麦は 100 t 増加し、二条大麦は 2,030 t、はだか麦は 1,250 t 減少しました(図Ⅱ-1-10)。

二条大麦及びはだか麦の収穫量が前年を下回った主な要因は、生育初期の低温、出穂期以降の多雨による湿害の発生、成熟期の枯れ熟れ等により、10a 当たり収量が二条大麦は 257kg(同 75.4%)、はだか麦は 221kg(同 81.5%)となったことです。

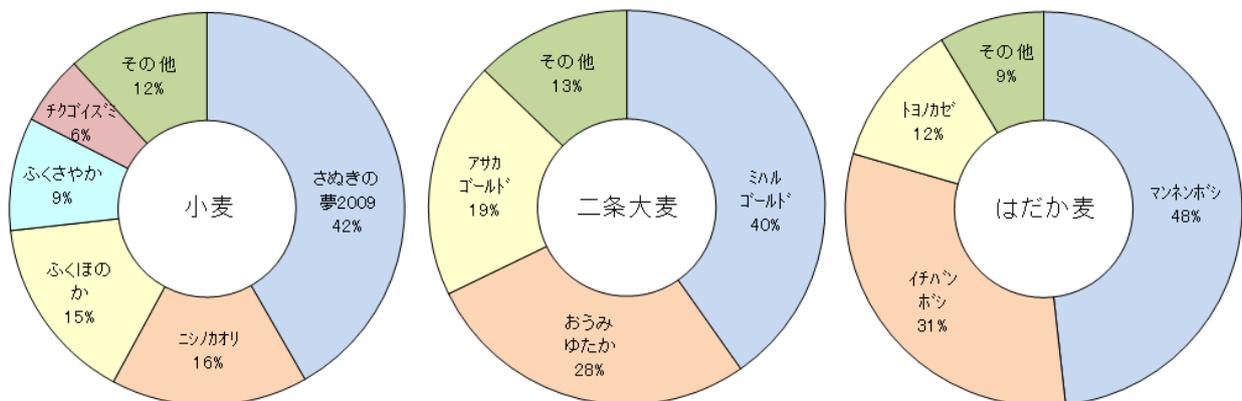
図Ⅱ-1-10 4麦の生産動向（中国・四国地域）



資料：農林水産省統計部「作物統計」
2012年産及び2015年産六条大麦は非公表

中国・四国地域における平成26（2014）年産の品種別の作付面積の割合は、小麦では「さぬきの夢2009」が42%、「ニシノカオリ」が16%、「ふくほのか」が15%等となっています。二条大麦では、「ミハルゴールド」が40%、「おうみゆたか」が28%、「アサカゴールド」が19%等となっています。はだか麦では「マンネンボシ」が48%、「イチバンボシ」が31%等となっています（図Ⅱ-1-11）。

図Ⅱ-1-11 主要品種の作付割合（中国・四国地域）（平成26(2014)年産）



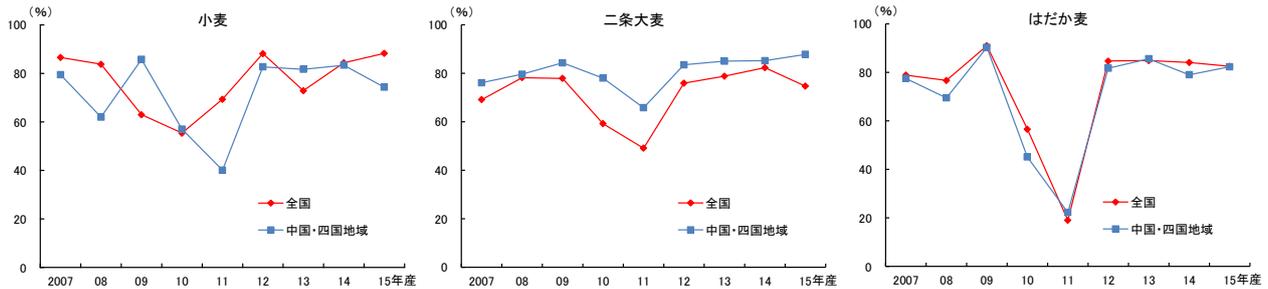
資料：農林水産省生産局調べ

イ 品質

1等比率は、小麦が前年産より減少

中国・四国地域における平成 27（2015）年産の 1 等比率は、小麦は 74.3%（前年産対比 9.1%減少）、二条大麦は 87.8%（同 2.6%増加）、はだか麦は 82.2%（同 3.2%増加）と、小麦は収穫期の降雨の影響により前年産よりも減少しましたが、二条大麦とはだか麦は前年産並みとなっています（図Ⅱ-1-12）。

図Ⅱ-1-12 麦の 1 等比率の推移（中国・四国地域）



資料：農林水産省穀物課調べ

（3）大豆

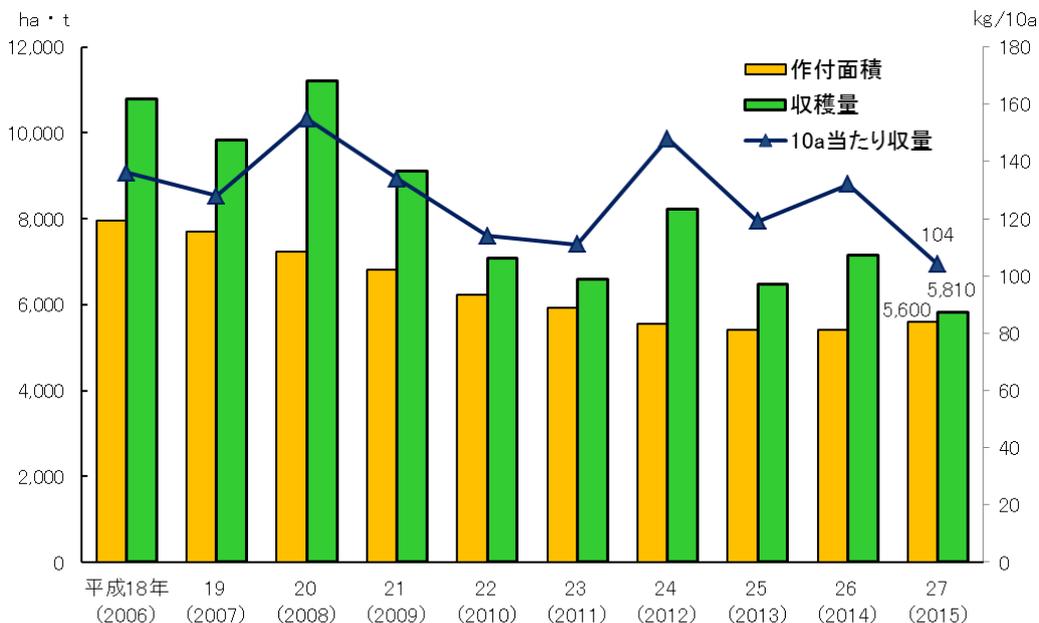
（生産状況）

作付面積は前年産に比べ増加、収穫量は前年産に比べ減少

中国・四国地域における平成 27（2015）年産大豆の作付面積は 5,600ha（前年産対比 103.3%）と前年産に比べ 180 ha増加しています（図Ⅱ-1-13）。

また、10 a 当たり収量は 104kg と前年産に比べ 28 kg減少し、収穫量も 5,810 t（同 81.1%）と前年産に比べ 1,350 t 減少しています。

図Ⅱ-1-13 大豆の生産動向（中国・四国地域）

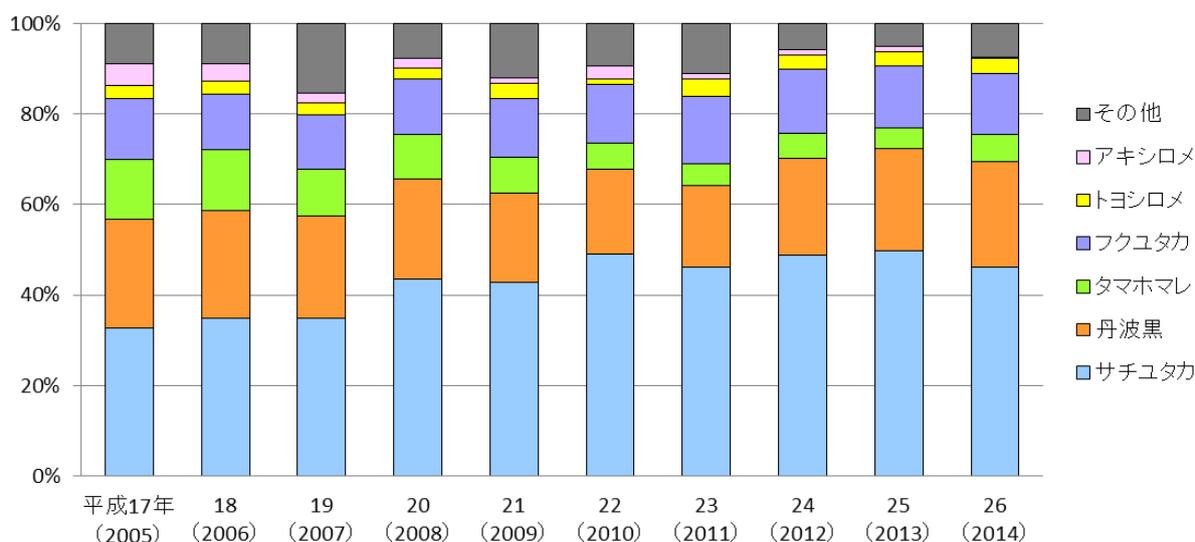


資料：農林水産省統計部「作物統計」

中国・四国地域における平成 26（2014）年産の品種別の作付面積の割合は、「サチユタカ」が 46.2%、「丹波黒（黒大豆）」が 23.3%、「フクユタカ」が 13.4%、「タマホマレ」が 6.0%、「トヨシロメ」が 3.3%等となっています。

平成 13（2001）年に育成された「サチユタカ」の作付割合は、ここ 10 年間変わらず第 1 位となっていますが、一部の地域では、近年の温暖化に対応する高温耐性品種であり、中国・四国地域の多くを占める中山間地に適し、実需者ニーズにも応じた新品種（あきまろ、はつさやか）の生産が行われています（図Ⅱ-1-14）。

図Ⅱ-1-14 大豆の品種別作付割合の推移（中国・四国地域）



資料：農林水産省穀物課調べ

（４）野菜

ア 中国・四国地域の主要野菜

多様な自然・立地条件を活用した野菜が生産されている

中国・四国地域においては、多様な自然・立地条件を活用した野菜生産が行われています。平地では、冬期の温暖な気候を活かし、冬・春レタス、春夏にんじんがトンネルやマルチ栽培で、冬春なす、冬春ピーマン、冬春きゅうりがハウス栽培で生産されています。

一方、夏期が冷涼な中山間地では、夏秋トマト、夏秋きゅうりが雨よけのハウス栽培で、夏だいこんが露地で生産されています。また、果実的野菜であるいちごやメロンがハウス栽培で、すいかがトンネル栽培などで生産されています。

平成 26（2014）年の中国・四国地域における産出額の大きな品目としては、①高知県を中心としたなすが 172 億円、②鳥取県、高知県、広島県等のねぎが 160 億円、③高知県、広島県、愛媛県等のトマトが 148 億円、④高知県を中心としたきゅうりが 143 億円、⑤香川県、徳島県、愛媛県等のいちごが 123 億円、⑥徳島県等のかんしょが 115 億円と 100 億円以上となっています。

イ 野菜生産の動向

作付面積は近年減少傾向で推移

近年、野菜の作付面積は全国的に減少傾向にあり、平成 26（2014）年の中国・四国地域における作付面積についても、4万7,300ha と前年に比べて400ha（0.8%）減少しました（表Ⅱ-1-5）。

表Ⅱ-1-5 野菜の作付面積の推移

（単位：ha、%）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対前年比
全 国	547,900	541,400	539,100	533,100	530,400	99.5%
中国・四国	48,800	48,800	48,300	47,700	47,300	99.2%
鳥取県	4,940	4,950	4,900	4,980	4,970	99.8%
島根県	3,270	3,300	3,300	3,290	3,310	100.6%
岡山県	5,720	5,740	5,750	5,730	5,720	99.8%
広島県	6,740	6,830	6,820	6,700	6,560	97.9%
山口県	5,400	5,340	5,250	5,060	4,980	98.4%
徳島県	7,340	7,270	7,030	6,920	6,870	99.3%
香川県	5,330	5,320	5,330	5,170	5,140	99.4%
愛媛県	5,140	5,090	5,080	5,140	5,170	100.6%
高知県	4,950	4,950	4,840	4,690	4,630	98.7%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

野菜の産出額は前年より微減

中国・四国地域における平成 26（2014）年の野菜の産出額は、2,138 億円と前年に比べ8 億円（0.4%）減少しました。

農業産出額に占める野菜の産出額の割合は、中国・四国地域では近年 25～26%程度で推移していますが、平成 26（2014）年の県別割合をみると、高知県では 59.7%と過半を超えています。次いで徳島県 36.5%、香川県 31.1%、鳥取県 29.6%の順に高く、野菜は中国・四国地域の農業経済において重要な品目となっています（表Ⅱ-1-6）。

表Ⅱ-1-6 野菜の産出額の推移

(単位：億円、%)

県名	野菜の産出額					農業産出額に占める割合					対前年比
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
全 国	22,485	21,343	21,896	22,533	22,421	27.2	25.6	25.4	26.3	26.6	99.5%
中国・四国	2,123	2,086	2,157	2,146	2,138	26.3	25.0	25.3	25.9	26.8	99.6%
鳥取県	198	185	191	190	193	29.8	27.4	27.9	28.0	29.6	101.6%
島根県	88	89	91	94	90	15.9	14.9	14.6	15.5	16.9	95.7%
岡山県	194	193	197	196	188	15.6	14.9	14.9	15.6	15.2	95.9%
広島県	187	181	184	190	182	18.3	16.9	16.2	16.9	16.8	95.8%
山口県	132	130	133	130	129	20.6	18.9	19.1	19.8	21.0	99.2%
徳島県	366	352	378	368	348	36.5	35.1	35.9	37.4	36.5	94.6%
香川県	224	232	252	228	236	30.0	29.6	31.3	30.0	31.1	103.5%
愛媛県	194	184	176	205	198	15.4	14.5	14.3	15.9	16.7	96.6%
高知県	540	540	555	545	574	58.1	56.4	57.3	58.1	59.7	105.3%

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

ウ 野菜指定産地の動向

野菜指定産地数はほぼ横ばいで推移

野菜指定産地¹数は近年、全国的には横ばいないしはやや減少傾向にあり、中国・四国地域における平成 27（2015）年度末現在の産地数は 121 とほぼ横ばいで推移しています（表Ⅱ-1-7）。また、平成 27（2015）年度の全国の野菜指定産地数に占める中国・四国地域の割合は、13.1%と近年はほぼ一定に推移しています。

表Ⅱ-1-7 野菜の指定産地数の推移

区分\年度	2005年度	11	12	13	14	15
全国の産地数	1,013	928	924	921	930	926
中国四国の産地数	138	123	121	121	122	121
中国四国の割合	13.6%	13.3%	13.1%	13.1%	13.1%	13.1%

資料：農林水産省生産局調べ

エ 野菜の構造改革の推進

産地強化計画の策定により野菜の安定生産に向けた取組を推進

野菜産地では、担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、さらには近年の猛暑や

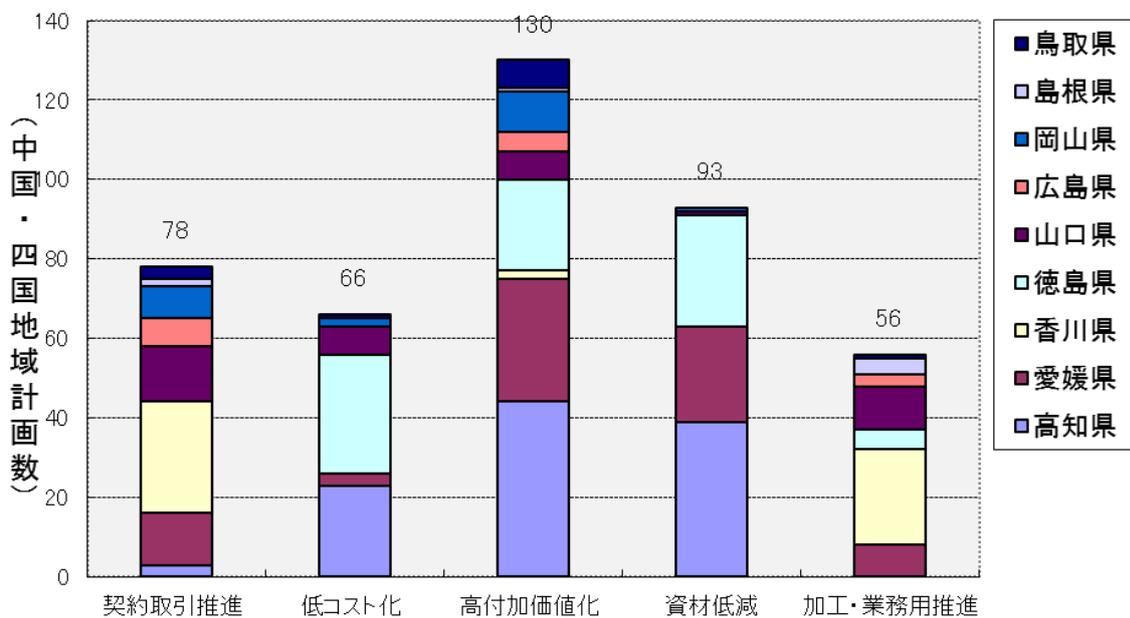
¹ 指定野菜（消費量が相対的に多く、国民生活上その価格の安定を図ることが極めて重要な野菜で、だいこん・にんじん・さといも・はくさい・キャベツ・ほうれんそう・ねぎ・たまねぎ・レタス・なす・トマト・きゅうり・ピーマン・ばれいしょの 14 品目）について、機械化・団地化等により生産、出荷の近代化を計画的に進め、その価格安定を図るため、集団産地として育成していく必要があると認められる産地を、県知事からの申し出を受け農林水産大臣が指定するもの。

局地的豪雨等の異常気象の発生と相まって、生産面での脆弱化^{ぜいじやくか}が進んでいます。一方、需要面では、加工・業務用野菜に対する消費者・実需者ニーズが高まっています。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、農林水産省においては、生産の低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応の強化など、産地ごとの目標を定めた「産地強化計画」の策定を推進しています。

平成 27 (2015) 年 3 月末現在の中国・四国地域における産地強化計画は 314 計画 (5 戦略タイプ 423 計画¹⁾) 策定されています。戦略タイプ別の内訳をみると、高付加価値化タイプが 31% を占め、次いで資材低減タイプが 22%、契約取引推進タイプが 18%、低コスト化タイプが 16%、加工・業務用推進タイプが 13% となっています (図 II-1-15)。

図 II-1-15 野菜の産地強化計画の戦略タイプ別策定産地数



資料：農林水産省生産局調べ（平成 27 (2015) 年 3 月末日現在）

オ 中国・四国地域産野菜の出荷量

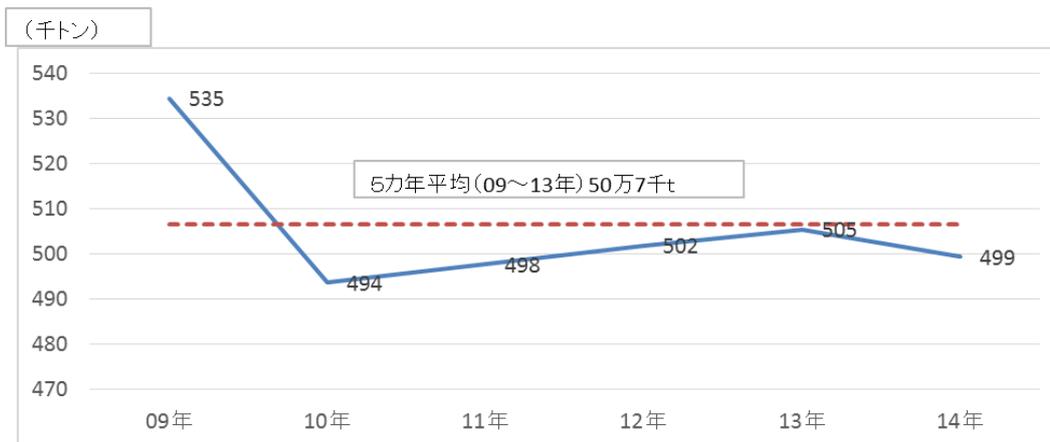
指定野菜の出荷量は前年より約 6 千 t 減少

中国・四国地域における平成 26 (2014) 年産指定野菜 (14 品目) の出荷量は、49 万 9 千 t で約 6 千 t の減少 (前年比 99%、平年 (平成 21~25 (2009~13) 年産平均) 比 98%) となりました (図 II-1-16)。

品目別の出荷量では、ねぎ (前年比 111%)、キャベツ (同 106%)、なす (同 102%) 等 6 品目が前年を上回り、ばれいしょ (同 78%)、たまねぎ (同 82%)、ほうれんそう (同 91%) 等 8 品目が前年を下回っています。

¹ 産地強化計画は、1 計画で 2 つ以上の戦略タイプを策定している産地があるため、産地強化計画策定数と戦略タイプ数は一致しない。

図Ⅱ-1-16 指定野菜の出荷量の動向（中国・四国地域）



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

カ 広島市中央卸売市場の入荷量及び卸売価格

指定野菜の入荷割合は九州地域からが高い

中国・四国地域の主要市場である広島市中央卸売市場の平成 27（2015）年の指定野菜の入荷量は、11万4千tと前年より約6千t減少し、平年（平成 22～26（2010～14）年平均、11万8千t）よりも4千t下回りました（表Ⅱ-1-8）。

表Ⅱ-1-8 広島市中央卸売市場の入荷量（指定野菜）

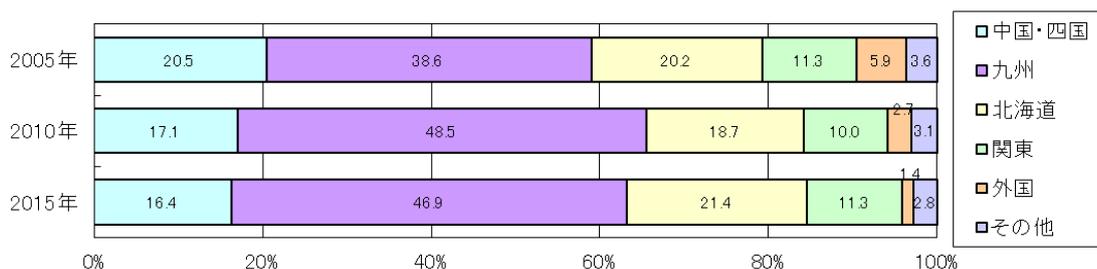
（単位：千t）

年	2011	2012	2013	2014	2015	5カ年平均
入荷量	118	118	117	120	114	118

資料：広島市中央卸売市場「市場月報」

平成 27（2015）年の入荷先の地域別シェアをみると、九州地域が 46.9%（入荷量 5万3千t）、北海道が 21.4%（入荷量 2万4千t）、中国・四国地域 16.4%（入荷量 1万9千t）の順となっており、九州地域からの入荷割合が高くなっています（図Ⅱ-1-17）。

図Ⅱ-1-17 広島市中央卸売市場における指定野菜の地域別入荷割合



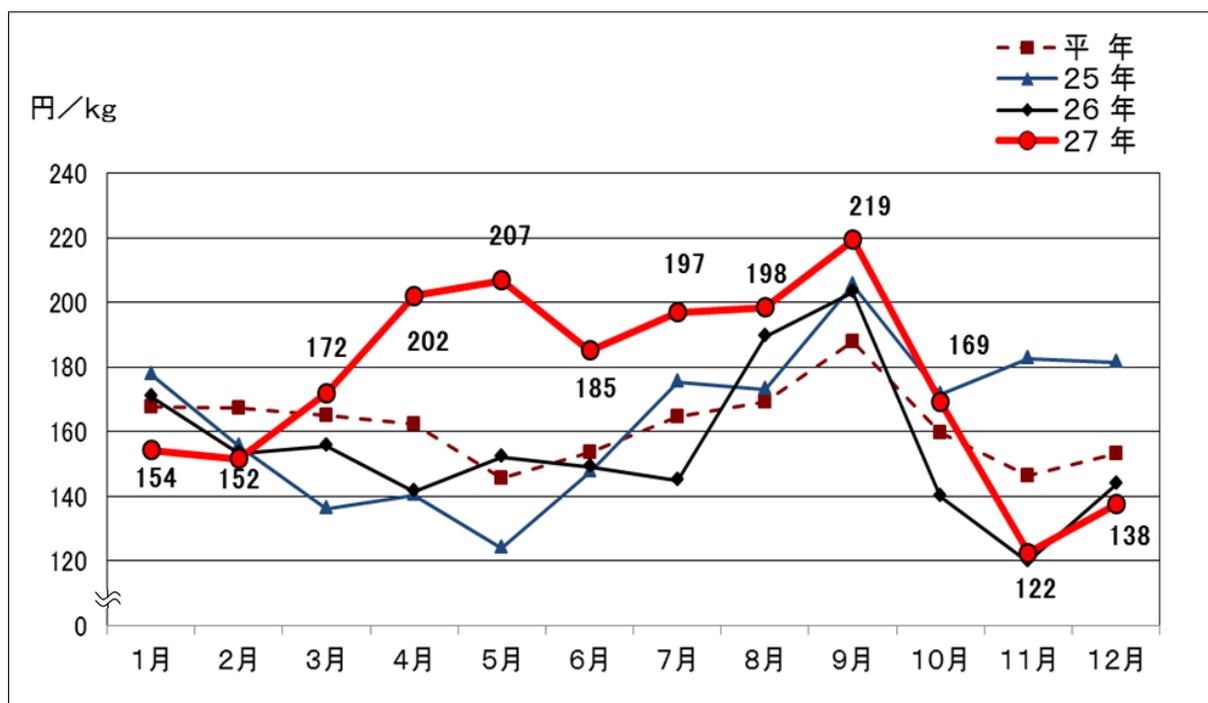
資料：広島中央卸売市場「市場月報」

卸売価格は天候不順等により高値基調で推移

平成 27 (2015) 年の指定野菜の平均卸売価格は 175 円/kg で、前年 (154 円/kg) 及び平年 (平成 22~26 (2010~14) 年平均、161 円/kg) を上回りました。

卸売価格の年間推移をみると、4 月上・中旬の曇天による低温・日照不足、8 月初旬に群馬県や長野県で発生したキャベツやレタスの降雹被害、8 月下旬から9月中旬までの曇天による低温・日照不足などにより葉茎菜類や果菜類で入荷量が減少し、高値基調で推移しました。一方、11 月になると記録的な暖かさにより根菜類や葉茎菜類を中心に前進出荷となったことから、年末まで価格が下落しました (図 II-1-18)。

図 II-1-18 広島市中央卸売市場の卸売価格の推移(指定野菜)



資料：広島市中央卸売市場「市場月報」

キ 加工・業務用需要への対応

加工・業務用野菜の生産拡大に向けた取組を支援

近年のライフスタイルの変化による食の外部化等の進展により、加工・業務用野菜の需要が高まっています。このため、野菜の産地や生産者は、マーケットインの発想により多様で高度な消費者・実需者ニーズに対応した生産拡大を図っていくことが重要です。

中国四国農政局では、平成 26 (2014) 年度から加工・業務用野菜を取り扱う食品製造業者等の実態やニーズを把握するための事例調査を行ってまいりましたが、平成 27 (2015) 年度からは加工・業務用野菜の産地や生産者の事例調査も併せて行っています。

平成 27 (2015) 年度までに、食品製造業者等の実需者について 16 事例、産地や生産者について 4 事例を収集しました。カット野菜、野菜粉末、総菜等の製造・販売を行っている食品製造業者等から生産者や産地に対しては、「一定量を安定供給して欲しい」、「産地の実情により出荷量等について相談に応じる」などの意見がありました。一方、産地や生産者からは、「出荷先との契約栽培により経営安定を図りたい」、「機械化に向いているので生産規模の拡大に取り組みやすい」などの意見がありました。

なお、これらの調査結果(事例)については、実需者とのマッチングに資するため、中国四国農政局ホームページへの掲載や、セミナー(平成 27 (2015) 年 9 月、岡山市内)の開催により、産地や生産者をはじめとした関係者へ情報提供を行っているところです。

中国四国農政局ホームページ「生産－加工・業務用対策」

http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/kakou_gyoumu/index.html

◆栽培規模の拡大と加工による付加価値化の取組事例

【愛媛県^{おおずし}大洲市 農事組合法人たいよう農園】

愛媛県大洲市にある農事組合法人たいよう農園では、当初は市場への出荷を中心に行っていましたが、現在は経営の安定化を図るために加工・業務用向けのキャベツ等の栽培に特化しています。高いスペックのトラクター、定植機、収穫機等の導入による作業の機械化と農地の集積による規模拡大に取り組まれています。また、生産物の付加価値を高めるためにカット野菜などの製造にも取り組まれており、大規模な貯蔵施設や加工施設が整備されています。



キャベツの定植風景

◆国営干拓地における契約栽培と機械化の取組事例

【岡山県^{かさおかし}笠岡市 有限会社エーアンドエス】

笠岡湾は、昭和 41 (1966) 年から国営の大規模干拓事業が行われ、平成 2 (1990) 年に事業が完了し、畜産、園芸等の用地として活用されています。

有限会社エーアンドエスは、契約栽培を行うことで安定した農業経営が可能となることなどから、平成 15 (2003) 年頃より加工業務用向けのキャベツ、たまねぎ、かぼちゃ等の生産に取り組まれています。

実需者ニーズに対応した効率的な大規模量産体系をめざし、生産から出荷まで作業の機械化を図りながら、自社の栽培管理システムが構築されています。



たまねぎの収穫風景

ク 施設園芸をとりまく状況

次世代施設園芸の推進

施設園芸は、天候の影響を受けにくく、露地栽培に比べて安定的に生産できることから、消費者・実需者ニーズの変化に迅速かつ確かな対応が可能であり、国際競争力の強化にもつながるため、近年、その生産・出荷体制の整備が課題となっています。

このため、木質バイオマス等の地産地消エネルギーを活用することにより化石燃料への依存を減らしつつ、ICT を活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産が可能な温室の整備と集出荷貯蔵施設の併設による調製・出荷の効率化を図る、日本型の次世代施設園芸を推進していくため、平成 25 (2013) 年から「次世代施設園芸導入加速化支援事業」を活用し、全国 10 拠点で整備を進めています。

中国・四国地域では、施設園芸の盛んな高知県（^{しまんとちよう}四万十町内）において、需要の高いトマトを対象品目として、木質バイオマスボイラー、高度な環境制御が可能な高軒高ハウス、集出荷貯蔵施設等を1カ所に集約したモデル拠点を整備し、平成28 (2016) 年度から本格的な生産をはじめようとしているところです（図Ⅱ-1-19）。

図Ⅱ-1-19 高知拠点の完成予想図

高知県拠点（四万十町）

 トマト
 木質バイオ

- おが粉を利用した、大型木質バイオマスボイラーの導入により、化石燃料の使用量を削減。
- 隣接する担い手育成センターと連携し、拠点の成果を農業者に普及。



整備予定地

イメージ図



高軒高ハウス(外観)



高軒高ハウス内(トマト)



木質バイオマスボイラー

コンソーシアム名及び構成員		
名称	高知県次世代施設園芸地推進協議会	
構成員	(有)四万十みはら菜園、(株)ベストグロウ、四万十とまと(株)、四万十あおぞらファーム(株)、(株)融産業、四万十町森林組合、JA四万十、高知県園芸農業協同組合連合会、高知大学農学部、高知工科大学、高知県(普及・試験・研修組織含む)、四万十町	
品目	面積	目標収量(単収)
トマト	4.3ha	1.651t(38.4t/10a)
区分	事業実施概要	
拠点整備	①温室、②木質バイオマスボイラー、③種苗生産施設、④集出荷施設を整備	
技術実証	①複合環境制御(CO ₂ 発生装置、細霧装置等)による高品質・高収量技術の実証 ②高所作業車、養液栽培装置の活用による生産コスト削減のための栽培実証等	
その他取組	①技術・経営セミナー等による技術習得、②実需者のニーズに合わせた安定出荷販売等	

(5) 果樹

ア 果樹栽培の動向

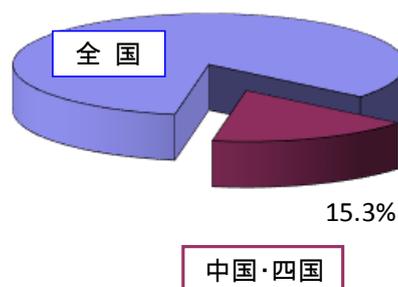
地域農業で重要な位置を占めるものの栽培面積は減少

中国・四国地域における平成 26 (2014) 年の果樹 (果実) の産出額は、1,169 億円で前年と比べ減少しました。また、全国の果実産出額に占める割合は 15.3%で、中国・四国地域の農業産出額に占める割合では 14.7% (全国平均 9.1%) と全国と比べ高く、果樹は地域の重要な基幹作物となっています (表 II-1-9)。

表 II-1-9 平成 26 (2014) 年農業産出額

(単位：億円、%)

区 分	農 業 産 出 額	果樹 (果実) 部門		
		果実産出額	割合	中国・四国地域の占める割合
全 国	84,279	7,628	9.1	
中国・四国	7,979	1,169	14.7	
中 国	4,119	454	11.0	
鳥 取	653	67	10.3	
島 根	531	36	6.8	
岡 山	1,235	174	14.1	
広 島	1,086	142	13.1	
山 口	614	35	5.7	
四 国	3,860	715	18.5	
徳 島	953	106	11.1	
香 川	758	57	7.5	
愛 媛	1,186	452	38.1	
高 知	962	100	10.4	



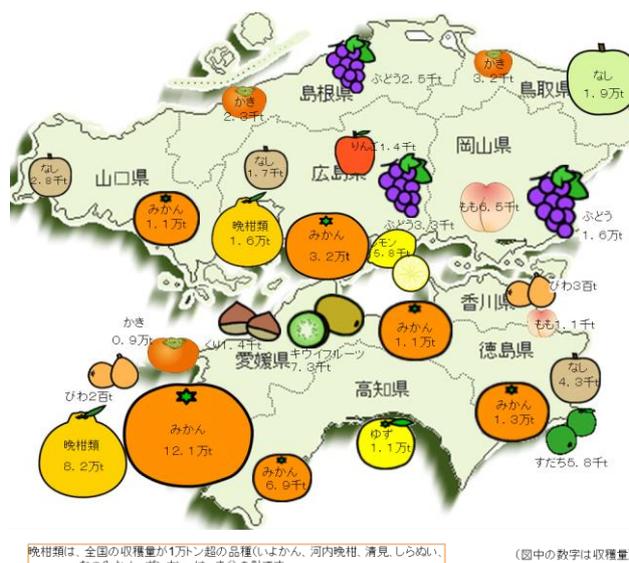
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

中国・四国地域の果樹農業は、みかん、日本なし、もも、ぶどう等で全国有数の地が形成されています。

中国地域では、鳥取県の日本なし、島根県のぶどう、岡山県のもも、ぶどう、広島県のみかん、レモン、山口県のみかんなど落葉果樹からかんきつ類まで、地域の条件に応じた多様な産地が形成されています。

一方、四国地域では、徳島県のすだち、香川県のみかん、愛媛県のみかん、晩柑類及びキウイフルーツ、高知県のゆずなど、かんきつ類を中心とした産地が形成されています (図 II-1-20)。

図 II-1-20 中国・四国地域の主要産地



晩柑類は、全国の収穫量が1万トン超の品種(いはかん、河内晩柑、清見、しらぬい、なつみかん、ボンカン、はっさくの計)です。

(図中の数字は収穫量)

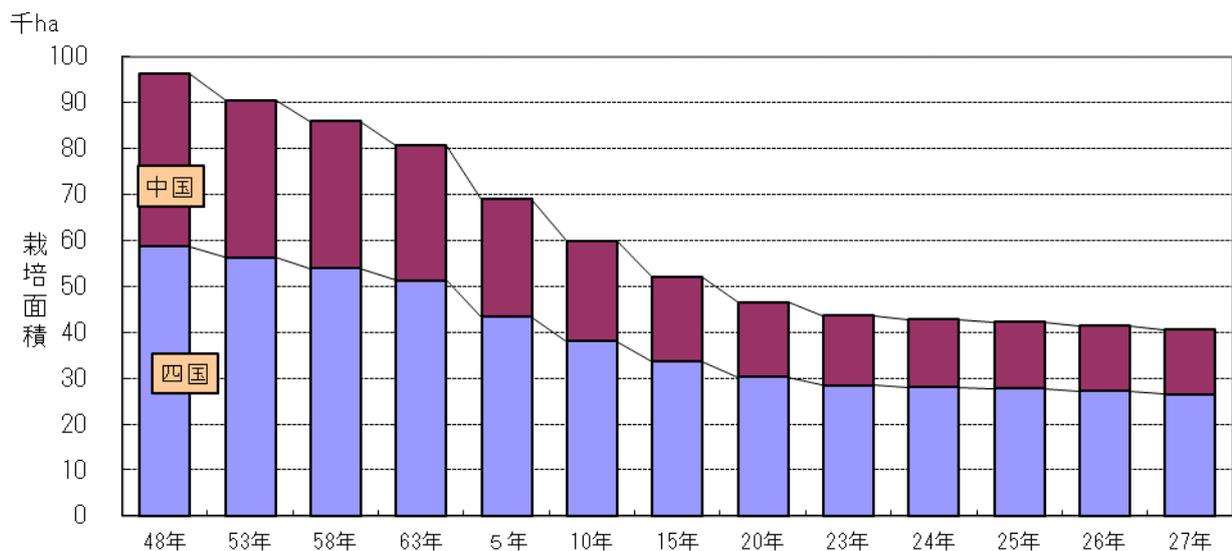
資料：農林水産省「果樹生産出荷統計(概数値)」
「平成 26 年産果樹生産出荷統計」「平成 25 年産特産果樹生産動態等調査」

注：キウイフルーツについては、確定値 (平成 26 年産値) である。

中国・四国地域の主要果樹の動きを栽培面積で見ると、ピーク時の昭和 48（1973）年の 9 万 6,300ha から年々減少を続け、平成 27（2015）年には 4 万 500ha（中国地域：1 万 4,000ha、四国地域：2 万 6,500ha）とピーク時の半分以上となっています（図 II-1-21）。

栽培面積の主な減少要因としては、①果実消費の減少及び輸入の増加等による価格の低迷、②生産者の高齢化に伴う果樹農家の減少、③作業効率の悪い急傾斜地園、生産性の悪い老木園等において廃園が進行したこと等が挙げられます。

図 II-1-21 果樹栽培面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

経営耕地面積のうち、中山間地域が 6 割を占める中国・四国地域は、果樹については、特に急傾斜地園での栽培が多く、労働条件的に厳しい 15 度以上の急傾斜地園が全果樹園地の 3 分の 1 を占めています。特に、かんきつ栽培が主体の四国では、4 割以上の園地が急傾斜地に立地しており、園地整備や機械化による効率的な果樹栽培が重要な課題となっています。

イ 主要品目の生産動向

（みかん）

収穫量は、結果樹面積の減少、天候の影響等により前回の表年（2013 年）より減少

中国・四国地域の結果樹面積は、生産者の高齢化に伴う条件の不利な中山間地域や老木園の廃園、他のかんきつ類への転換等が進んだことにより、平成 27（2015）年は 1 万 1,100ha（全国の 26%）で平成 25（2013）年に比べ 600ha（5%）減少しました。

また、収穫量、出荷量については、結果樹面積の減少に加え、最盛期である 11 月に高温、降雨等の悪天候が続いたこと等から、前回の表年である平成 25（2013）年を 3 万 5,000 t 下回った 19 万 4,600 t となりました（表 II-1-10）。

表Ⅱ-1-10 みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量（平成27(2015)年産）

(単位：ha、t、%)

区分	結果樹面積	収穫量	出荷量	2014年産比			
				結果樹面積	収穫量	出荷量	
みかん	全 国	42,200	777,800	683,900	98	87	85
	中国・四国	11,100	194,600	171,200	97	85	82
うち早生	全 国	23,900	462,100	415,800	98	89	88
	中国・四国	6,150	115,100	104,600	96	87	86
うち普通	全 国	18,300	315,700	268,100	98	83	80
	中国・四国	4,960	79,400	66,600	97	82	78

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計（概数値）」

注：1)中国・四国は主産6県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）の合計。

2)みかんは、果実数が多くなる年（表年）と少なくなる年（裏年）とが交互に発生する現象（隔年結果）が顕著であり、平成27年（2015年）産は表年であることから、統計結果の対比については、結果樹面積は前年産（平成26年（2014年）産）、収穫量及び出荷量は前の表年である前々年産（平成25年（2013年）産）との比較を行った。

（主な落葉果樹）

もも、日本なしは天候不順の影響等により収穫量が減少。ぶどうは平年並み

中国・四国地域の結果樹面積は、ももとぶどうはほぼ前年並みで推移していますが、日本なしは高齢化による労力不足に伴う廃園があったため減少しました。

また、収穫量は、ももと日本なしが開花期の天候不順による着果数が減少したこと、台風による落果があったこと等により、前年度と比べ減少しました（表Ⅱ-1-11）。

表Ⅱ-1-11 主な落葉果樹の結果樹面積、収穫量及び出荷量（平成27(2015)年産）

(単位：ha、t、%)

区分	結果樹面積	収穫量	出荷量	2014年産比			
				結果樹面積	収穫量	出荷量	
もも	全 国	9,690	121,900	111,400	98	89	89
	中国・四国	904	7,878	6,996	100	87	87
ぶどう	全 国	17,100	180,500	165,200	99	95	95
	中国・四国	2,055	25,338	22,989	100	101	102
日本なし	全 国	12,400	247,300	227,700	97	91	91
	中国・四国	1,482	28,373	25,398	98	97	95

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計（概数値）」

注：中国・四国は、もも主産3県（岡山県、香川県及び愛媛県）、ぶどう主産6県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県及び愛媛県）、日本なし主産5県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県）の計

ウ 果実流通及び果実価格の動向 (みかん)

表年であったものの入荷量は前年産より減少したが、価格は前年産より高値

京浜市場における中国・四国地域からの平成 27 (2015) 年産みかんの入荷量については、表年であったものの、気象条件の影響等により 3 万 7,432 t (前年比 96.4%) と前年産を下回りました (図 II-1-22)。

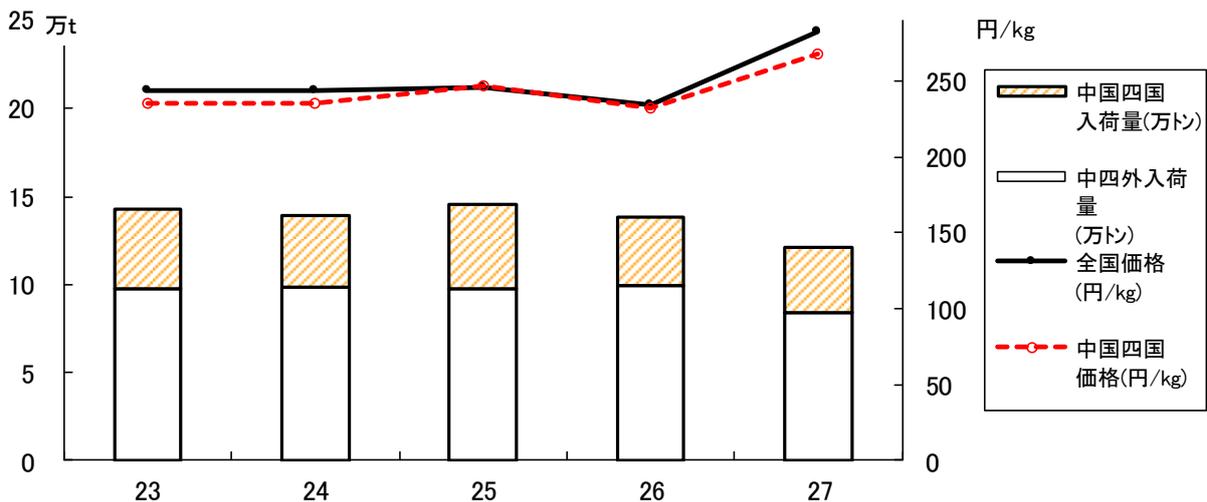
また、平成 27 (2015) 年産みかんの価格 (1 kg 当たり平均卸売単価。以下同じ) については、ハウスみかんは、入荷量が前年産を下回り (同 92.5%)、価格は 839 円 (同 100.4%) とほぼ同額となりました。露地みかんは、入荷量が前年産を下回り (同 95.4%) でしたが、品質が良かったため価格は 265 円 (同 115.7%) と前年産に比べ高値となりました。

内訳をみると、極早生種は、入荷量が前年産を下回り (同 78.3%) でしたが、品質が良かったため、価格は 181 円 (同 127.4%) と前年産に比べ高値となりました。

早生種は、入荷量が前年産を下回り (同 98.7%)、価格は 271 円 (同 109.9%) と前年産に比べ高値となりました。

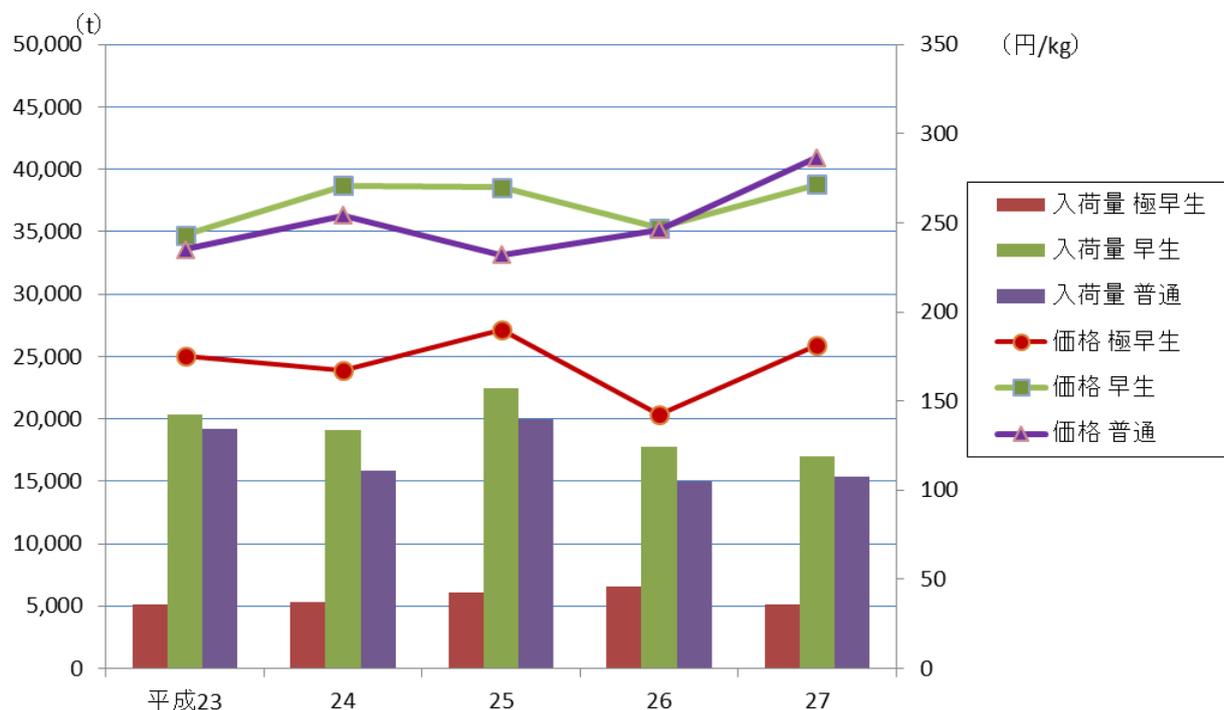
普通種は、入荷量は前年産を上回り (同 102.6%)、価格は 286 円 (同 116.4%) と前年産に比べ高値となりました (図 II-1-23)。

図 II-1-22 みかんの入荷量及び価格 (京浜市場)



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

図Ⅱ-1-23 中国・四国地域からの品目別入荷量及び価格（京浜市場）



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

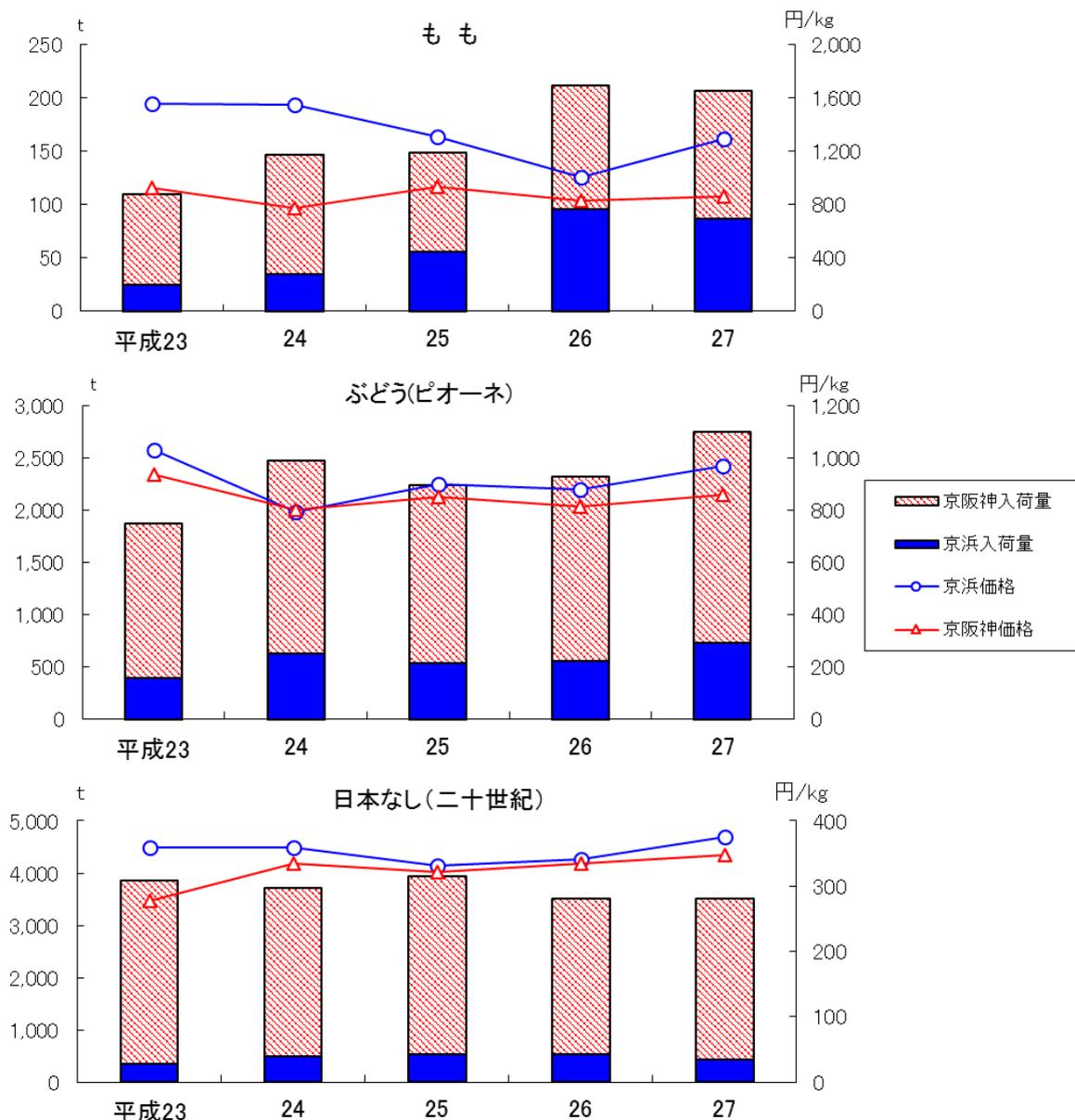
（主な落葉果実）

2015 年産落葉果実は全品目において価格が上昇

京浜及び京阪神市場における中国・四国地域からの平成 27（2015）年産の主な落葉果実の入荷量については、ぶどう（ピオーネ）2,744 t（同 118.3%）、日本なし（二十世紀）3,521 t（同 100.5%）が前年産を上回る一方で、もも 207 t（前年比 97.6%）は前年産を下回りました。

また、価格については、もも 1,047 円（同 114.9%）、ぶどう（ピオーネ）887 円（同 107.2%）及び日本なし（二十世紀）350 円（同 104.3%）と全品目とも前年産に比べ価格が上昇しました（図Ⅱ-1-24）。

図Ⅱ-1-24 主な落葉果実の入荷量及び価格（京浜及び京阪神市場）



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

エ 中国・四国地域果樹農業課題検討会

各地域の先端的な栽培管理技術や果樹産地支援の取組を調査・検討

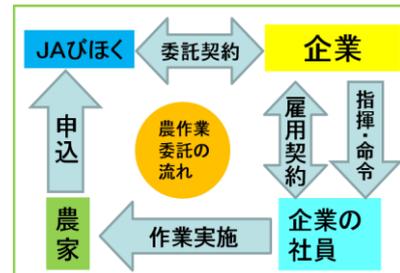
果樹の栽培面積や栽培農家が減少を続ける中、産地基盤を強固なものにするためには、優良品種への転換や果実の高品質化による高収益性の確保とともに、担い手の規模拡大及び新規就農者の確保が欠かせない条件となっています。

平成25（2013）年7月に中国四国農政局内に設置した「中国・四国地域果樹農業課題検討会」では、2年間の調査を通じて、各産地では産地維持に対する危機感が存在していることが明らかになり、今後も積極的に農家を支援する体制の整備が必要となりました。このため、平成27（2015）年度は、重点検討事項を「落葉果樹等を中心と

した先端的な栽培技術と果樹産地支援の取組方策（各地域の先端的な栽培管理技術や果樹産地支援の取組）」として、かんきつ産地の取組に限定せず、省力・軽労栽培や担い手の規模拡大、新規就農者の確保のために必要な先端的な栽培管理技術等の取組を調査しました。

企業委託による農作業支援の取組（岡山県 JAびほく）

JAびほくでは、管内のぶどう等の農家などで高齢化や過疎化の進展により雇用労働力の確保が困難となっており、栽培管理の維持や規模拡大のネックとなっていました。そこで、ピオーネの花穂整形やももの袋掛けなどの主要な農作業を企業委託する支援体制の整備に向けた取組を行っています。



県のオリジナル品種の栽培面積拡大に向けた取組（鳥取県）

鳥取県では、なし「新甘泉^{しんかんせん}」の普及に力を入れており、新規就農者等への普及を図るため、栽培管理が比較的容易なジョイント仕立ての技術を推進し、「新甘泉」の栽培面積の拡大を図っています。



なしのジョイント仕立

中国四国農政局ホームページ「中国四国地域の果樹」

<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/fruits/index.html>

このような中、平成27（2015）年10月にTPP大筋合意、同年11月にTPP関連大綱が決定し、果樹産地においては、同一品種の改植や高機能被覆資材等の導入等により、事例地区を始め各産地において産地収益力の強化を図ることとしています。しかしながら、現地調査地区を含め、産地では漠然とした懸念や不安、新たな課題等の意見が出されており、今後は、現場において生産者の懸念等を払拭しつつ、果樹産地の維持・発展のため課題解決策の検討が必要となっています。

（6）花き

ア 生産動向

作付（収穫）面積及び産出額は花き全体で減少傾向

中国・四国地域における平成26（2014）年産花きの作付（収穫）面積は、切り花類が1,377ha、鉢もの類が26ha、花壇用苗もの類が71haであり、平成24（2012）年産と比較

して花き全般で減少しました。

平成 26(2014)年産の花きの作付(収穫)面積について、品目別、県別の全国順位をみると、切り花類では、徳島県の洋ラン類が1位、高知県のゆりが2位、鉢ものの類では、徳島県の洋ラン類が5位と全国有数の産地となっています(表Ⅱ-1-12)。

表Ⅱ-1-12 花きの作付(収穫)面積及び出荷量(平成26(2014)年産)

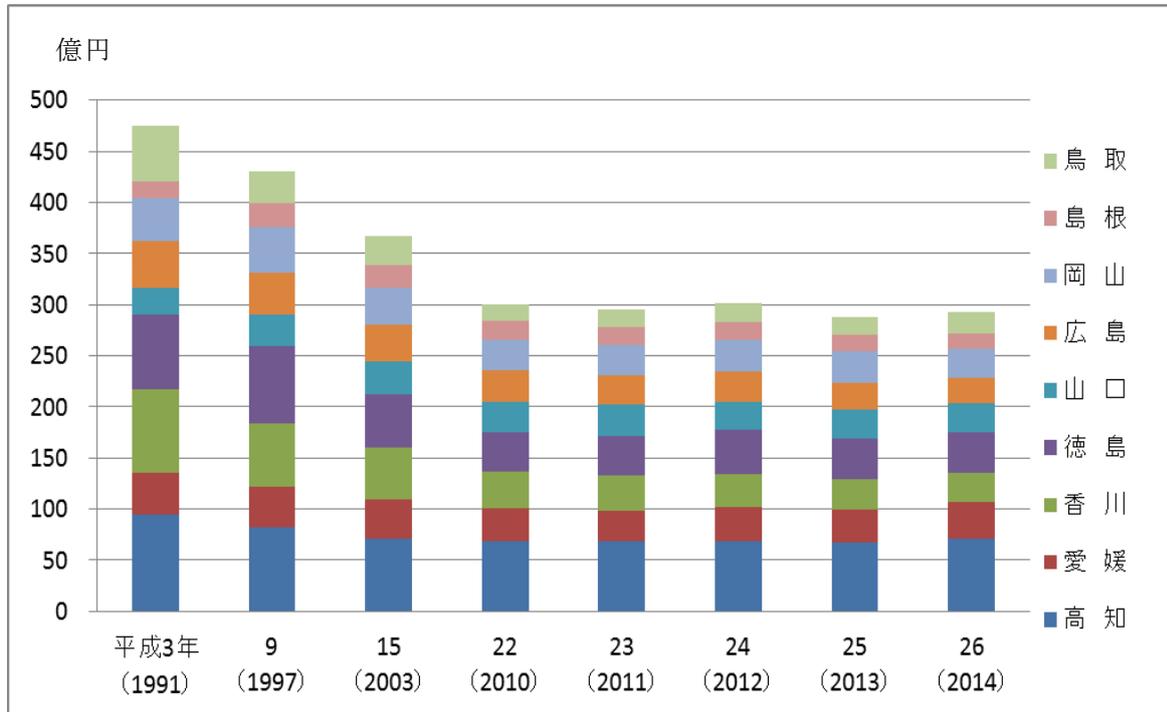
単位：(切り花類) ha・千本、(鉢ものの類・花壇用苗もの類) a・千鉢(千本)

類別	品 目	作付(収穫)面積	出荷量	全国順位 (作付(収穫面積))	対前年産比(%) (作付(収穫)面積)
切 り 花 類	全 国	15,090	3,949,000	-	98
	中国・四国(主産県計)	1,377	232,900	-	-
	き く(主産県計)	78	18,800	-	-
	広 島	78	18,800	15	99
	ば ら(主産県計)	28	26,110	-	-
	愛 媛	13	14,000	7	99
	トルコギキョウ(主産県計)	17	4,200	-	-
	高 知	17	4,200	8	98
	洋ラン類(主産県計)	32	3,336	-	-
	徳 島	28	2,800	1	95
ゆ り(主産県計)	115	19,320	-	-	
高 知	101	16,900	2	102	
切り枝(主産県計)	575	25,660	-	-	
高 知	218	7,750	4	96	
鉢 も の 類	全 国	176,400	233,600	-	98
	中国・四国(主産県計)	2,560	1,986	-	-
	洋ラン類(主産県計)	1,701	851	-	-
徳 島	1,160	498	5	83	
花 壇 用 苗 も の 類	全 国	149,000	692,400	-	97
	中国・四国(主産県計)	7,070	39,500	-	-
	山 口	2,670	15,000	19	103

資料：農林水産省「平成26年産花き生産出荷統計」

中国・四国地域における花きの産出額をみると、平成3(1991)年をピークに近年減少傾向にあり、平成26(2014)年は、292億円(前年比101.4%、全国シェア8.5%)となりました。県別には、高知県71億円、徳島県39億円、愛媛県36億円となっており、農業産出額に占める花きの産出額の割合は、高知県7.4%、徳島県4.1%と四国地域で高い傾向にあります(図Ⅱ-1-25)。

図Ⅱ-1-25 花きの産出額の推移（中国・四国）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

イ 国産花きの振興

「花きの振興に関する法律」に基づき国産花き消費拡大に向けた取組を支援

花き産業及び花きの文化の振興を図ることを目的とした「花きの振興に関する法律」（以下「法律」という。）は、第186回通常国会において成立し、平成26（2014）年6月27日に公布、同年12月1日に施行されました。また、法律に基づき策定された「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」が平成27（2015）年4月10日に公表されました。この基本方針を策定後、管内各県で振興計画策定が検討されています。各県とも伝統的な花きの文化のみならず、特色ある産地形成、新たな需要の創造を目指した活動の展開が位置づけられ、花き関連産業の発展と拡大が期待されます。

一方、法律の理念に即し、国産花きの生産・供給体制の強化や需要拡大に向けた取組等を支援するため、平成26（2014）年度に引き続き「国産花きイノベーション推進事業」により、中国四国農政局管内の各県において、生産者、実需者、行政機関等で構成される協議会が主体となって行う取組を支援しました。この事業により、全9県が国産花きの消費拡大のため、花育の普及、あるいはフラワーコンテスト・花文化展示会の開催等を行ったほか、国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化のため、香川県では他産地と連携した生産技術交流会、山口県及び愛媛県では園芸資材リサイクルシステムの実証に取り組みました。

また、花きの消費拡大推進に向けた取組として、平成28（2016）年2月には当局「消費者の部屋」及び岡山市役所市民ホールにおいて、「LOVE！フラワーバレンタイン」

をテーマとしたパネル等の展示を行いました。会場内には、岡山県、岡山県花き消費拡大実行委員会及び岡山県洋蘭生産協会の協力により、岡山県内で生産された洋ランやフラワーアレンジメントを現物で展示しました。特に、岡山市役所市民ホールではサプライズ企画として、当日婚姻届や出生届を提出したカップルにミニブーケをプレゼントしました。華やかな雰囲気の中、来庁者のフラワーバレンタインへの理解醸成に大きく貢献しました。



当局「消費者の部屋」での展示



岡山市役所での展示

さらに、職場からフラワーバレンタインの取組を盛り上げるため、当局においても他省庁を含む庁舎内の全職員に趣旨の周知・浸透を図ったところ、多くの職員が花を購入し家族等へ贈るなど好評でした。

(7) 畑作物・地域特産物

茶をはじめ、オリーブ、えごま、みつまた等の多様な地域特産物が栽培されている

中国・四国地域の畑作物・地域特産物は、中山間地域を中心に、茶、葉たばこ、こんにゃくをはじめ、オリーブ、えごま、なたね、薬用作物のミシマサイコ、和紙原料のみつまた、染料用の藍等が、地域の重要な作物として栽培されています。

茶については、管内の特産作物の中では最も面積（1,340ha）が多くなっています。特に、管内の6割以上を占める四国地域は急傾斜茶園が多く、高知県の碁石茶、徳島県の阿波晩茶等、独特な製法による茶づくりが行われています。

また、その特性や伝統を活かして、地域における主要な作物となっているものも多く、香川県等のオリーブ（全国シェア 68.7%）、岡山県等のみつまた（同 98.6%）、高知県等のミシマサイコ（同 69.9%）は、全国に占める割合が高くなっています（表Ⅱ-1-13）。

表Ⅱ-1-13 畑作物・地域特産作物の作付(栽培)等の状況

単位：ha, t, %

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	中四国計	全国シェア
茶	10	194	127	61	80	254	65	132	419	1,340	3.0
葉たばこ	67	11	13	4	39	35	22	78	132	401	4.8
オリーブ			10	15			170			195	68.7
こんにゃくいも	2	23	3	32	4	16	0	6	18	104	2.7
ミシマサイコ (薬用作物)							0	19	34	54	69.9
えごま	4	33	3							39	-
なたね	12	10	12	x	1	1	x	x	x	40	2.5
みつまた		9	14					1	1	25	98.6
藍						15				15	-
いぐさ			0	2					5	7	-
繭								4	0	4	2.7

- 資料： 1) 茶(平成 27(2015)年)：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
 2) なたね、こんにゃくいも(27(2015)年)：農林水産省「作物統計」
 3) 藍、えごま、いぐさ(平成 25(2013)年)：農林水産省生産局地域対策官調べ
 4) みつまた(平成 25(2013)年)、ミシマサイコ(薬用作物)(平成 24(2012)年)：公益財団法人日本特産農産物協会調べ
 5) 葉たばこ(平成 27(2015)年)：全国たばこ耕作組合中央会調べ
 6) 繭(平成 26(2014)年)：一般財団法人大日本蚕糸会調べ
 7) オリーブ(25(2013)年)：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」
- 注： 1) 繭は生産量、それ以外の作物は作付(栽培)面積。
 2) 各県積み上げと合計は、ラウンドの関係で一致しない場合がある。
 3) 「0」は単位に満たないもの、空欄は事実不詳又は調査を欠くものである。

地域の関心が高い薬用作物の生産に向けたブロック会議を開催

薬用作物は、近年需要が伸びている漢方薬の原料ですが、現在、その8割以上を中国からの輸入に依存している状況にあります。今後、国内需要の拡大が見込まれることから、薬用作物の国内生産については、漢方薬メーカーからの要望もあり、また、中山間地域の活性化につながる作物として関心が高まっています。

こうした中、中国四国農政局管内においても平成27(2015)年10月に岡山市内で厚生労働省等と連携して、薬用作物の生産及び需給情報等に関するブロック会議を開催し、薬用作物の産地化へ向けた取組について情報提供や意見交換を行いました。

(8) 畜産

ア 概要

農業産出額に占める畜産の割合は 33.5%

中国・四国地域における農業産出額に占める畜産部門の割合（平成 26（2014）年）は中国地域が 41.4%と全国の 35.5%を上回り、四国地域は 25.0%と全国を下回っています（表Ⅱ-1-14）。

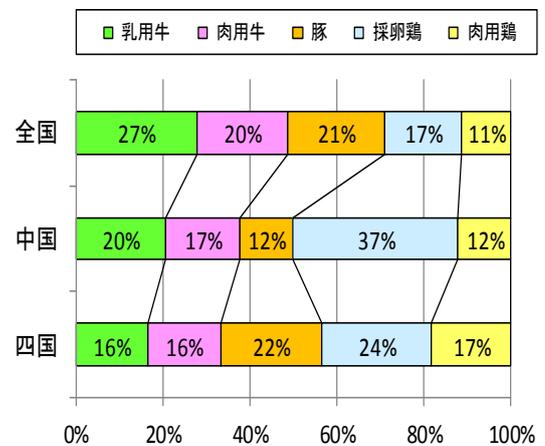
畜種別の構成割合で見ると、中国・四国地域は全国に比べ鶏の占める割合が比較的高く、特に採卵鶏は中国地域で 37%、四国地域で 24%を占め、全国の 17%より相当高いシェアとなっています（図Ⅱ-1-26）。

表Ⅱ-1-14 畜産産出額（平成 26(2014)年）

項目	全国		中国四国		中国		四国	
	金額 (億円)	割合 (%)	金額 (億円)	割合 (%)	金額 (億円)	割合 (%)	金額 (億円)	割合 (%)
農業産出額	84,279	—	7,979	—	4,119	—	3,860	—
うち畜産	29,912	35.5	2,669	33.5	1,705	41.4	964	25.0
うち乳用牛	8,029	9.5	494	6.2	343	8.3	151	3.9
肉用牛	6,017	7.1	438	5.5	285	6.9	153	4.0
豚	6,412	7.6	412	5.2	199	4.8	213	5.5
採卵鶏	5,113	6.1	867	10.9	635	15.4	232	6.0
肉用鶏	3,261	3.9	364	4.6	198	4.8	166	4.3

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図Ⅱ-1-26 畜種別構成割合



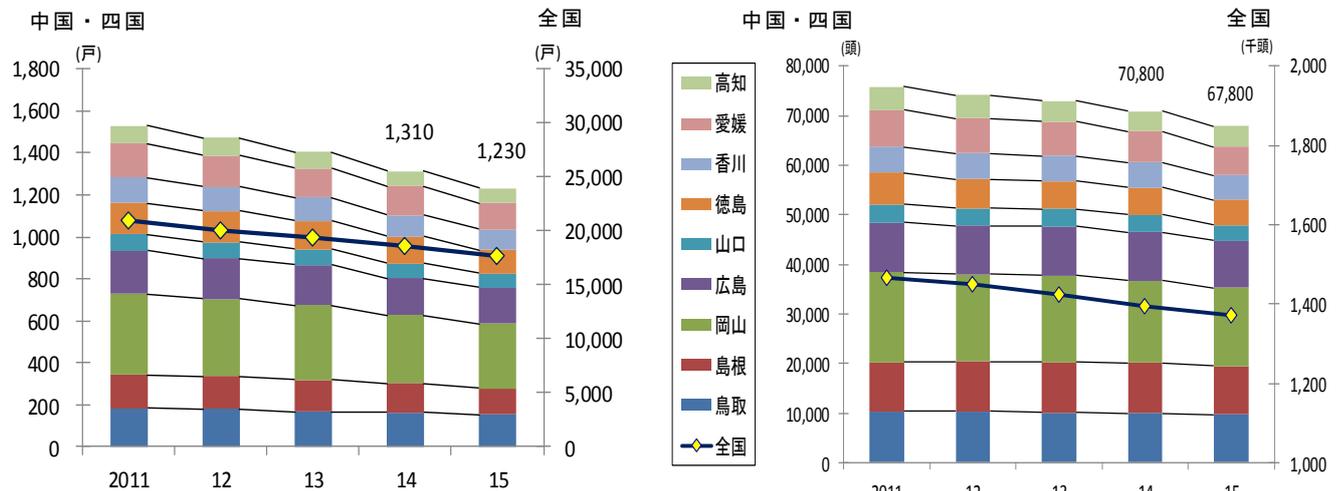
イ 乳用牛

飼養戸数・頭数とも減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の乳用牛は、近年、飼養戸数・頭数ともに減少しており、平成 27(2015)年 2月現在の飼養戸数は 1,230 戸と前年に比べ 6.1%減少しました。飼養頭数も戸数の減少により 6万 7,800 頭と前年に比べ 4.2%減少しました（図Ⅱ-1-27）。

飼養頭数を県別にみると、岡山県(1万 5,800 頭)、島根県(9,760 頭)、鳥取県(9,740 頭)の順に多く、この 3 県で中国・四国地域の過半数(52%)を占めています。

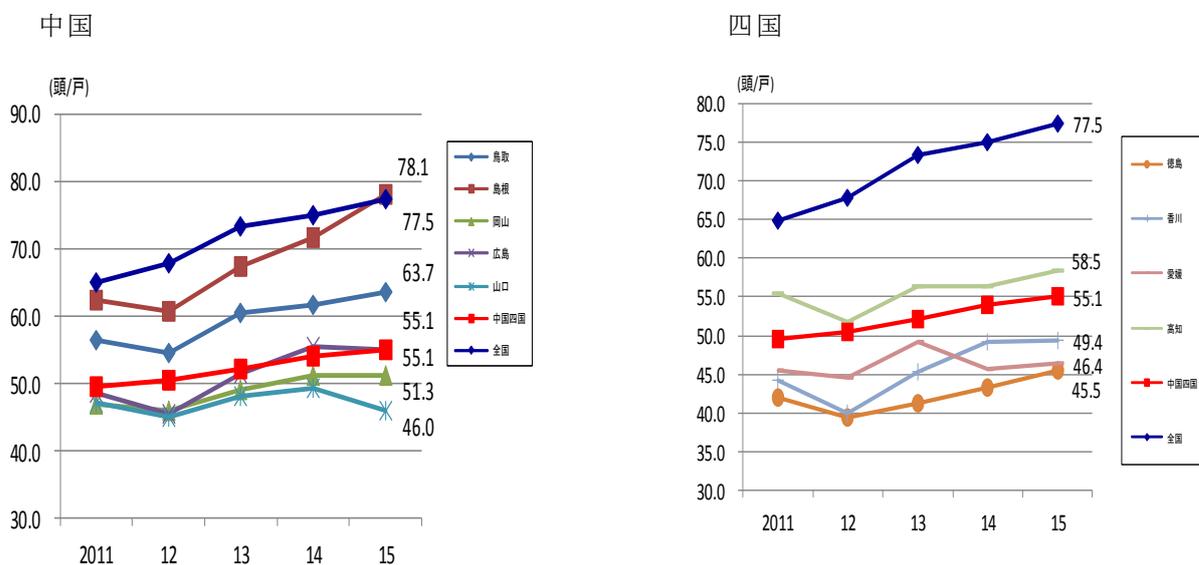
図Ⅱ-1-27 乳用牛の飼養戸数、頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（各年 2 月 1 日）

一方、一戸当たりの飼養頭数は山口県を除き、規模拡大が進んでおり、55.1頭と前年に比べ1.1頭増加しました（図Ⅱ-1-28）。

図Ⅱ-1-28 乳用牛の一戸当たり飼養頭数の推移



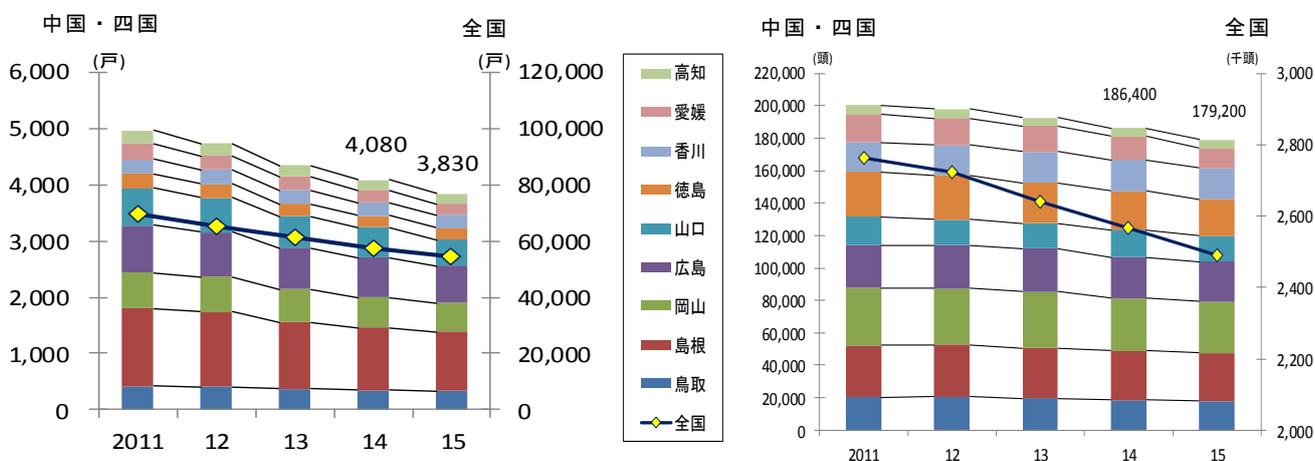
資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日）

ウ 肉用牛

飼養戸数・頭数とも減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の肉用牛は、近年、飼養戸数・頭数ともに減少しており、平成27(2015)年2月現在の飼養戸数は、3,830戸と前年に比べ6.1%減少しました。飼養頭数についても、17万9,200頭と前年に比べ3.9%減少しました（図Ⅱ-1-29）。

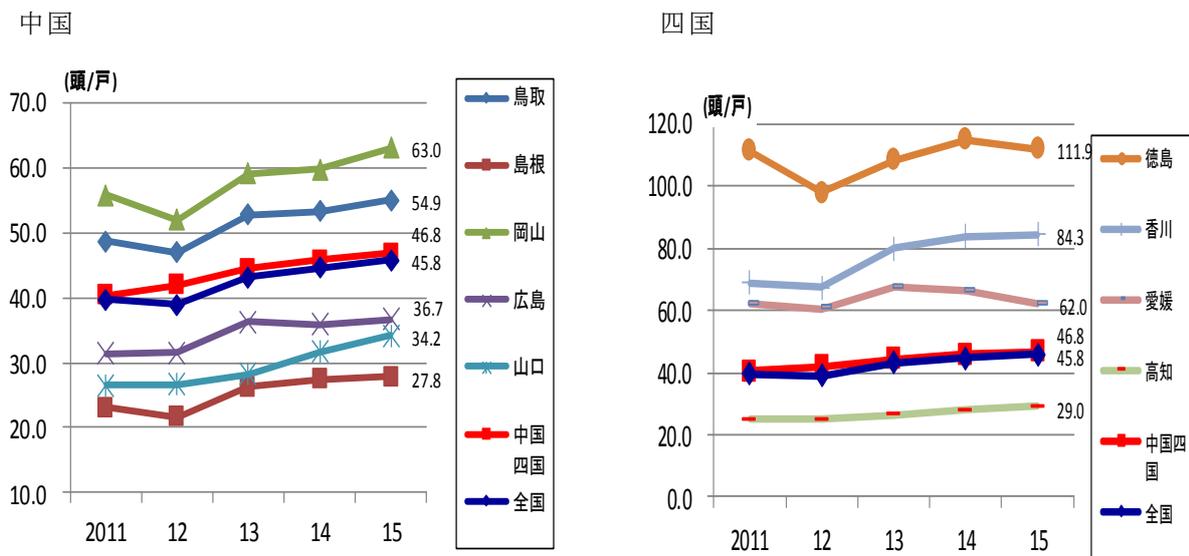
図Ⅱ-1-29 肉用牛の飼養戸数、頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日）

一方、一戸当たりの飼養頭数は、46.8頭と前年に比べ1.1頭増加しました。一戸当たりの飼養頭数を県別にみると、徳島県(111.9頭)、香川県(84.3頭)、岡山県(63.0頭)の順で全国(45.8頭)よりも多く、最も少ないのは島根県(27.8頭)となっています。これは四国地域では肥育経営が、中国地域では繁殖経営が多く営まれているためです(図Ⅱ-1-30)。

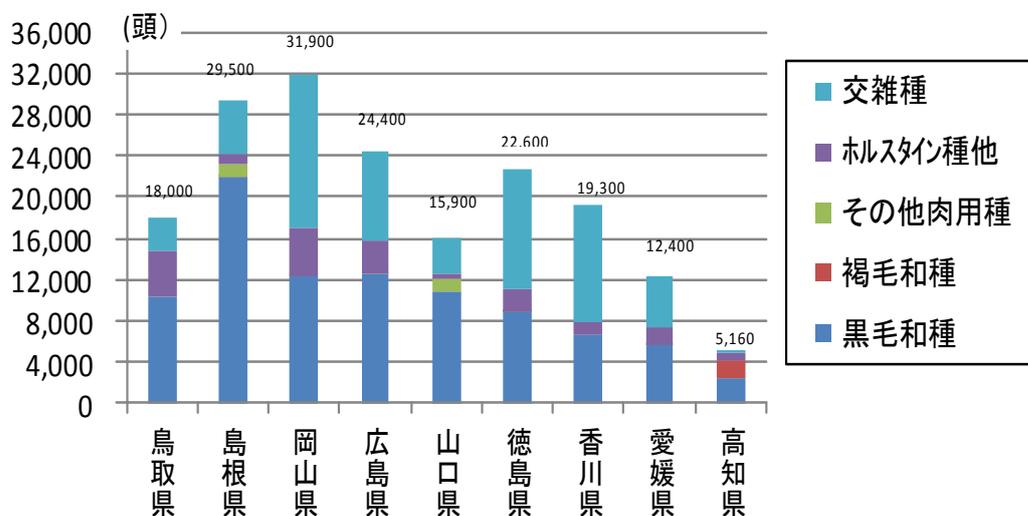
図Ⅱ-1-30 肉用牛の一戸当たり飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

畜種別にみると、多くの県で黒毛和種の割合が多くなっていますが、岡山県、徳島県、香川県は交雑種の割合が黒毛和種を上回っています(図Ⅱ-1-31)。

図Ⅱ-1-31 県別畜種別飼養状況(平成27(2015)年)



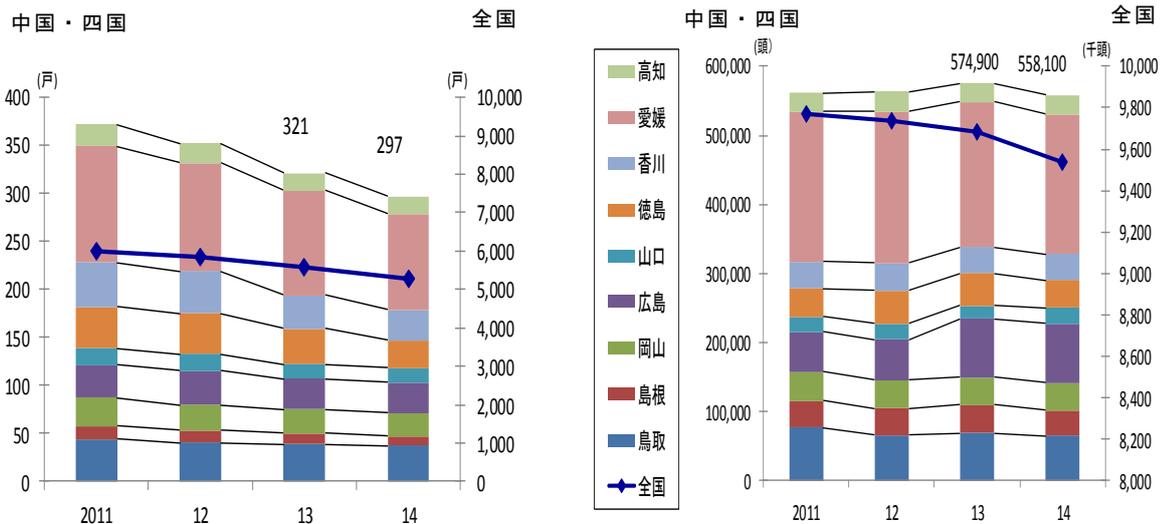
資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

エ 豚

飼養戸数、飼養頭数ともに減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の豚の飼養戸数は減少傾向にあり、平成 26(2014)年は、297 戸と前年に比べ 7.5%減少し、飼養頭数も 55 万 8,100 頭と 2.9%減少しました。県別にみると、愛媛県が戸数・頭数ともに多く、中国・四国地域の飼養戸数全体の 34%、飼養頭数全体の 36%を占めています（図Ⅱ-1-32）。

図Ⅱ-1-32 豚の飼養戸数、飼養頭数の推移

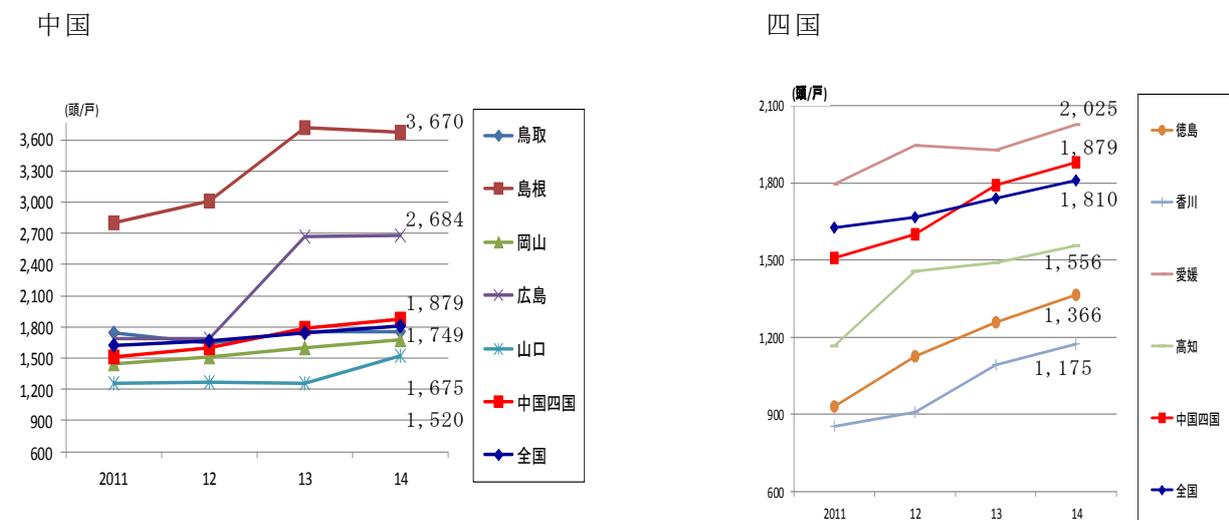


資料：農林水産省「畜産統計」（各年 2 月 1 日）

注：平成 27(2015)年はセンサス年のため調査を休止

一方、一戸当たりの飼養頭数は、1,879 頭と規模拡大が進みました（図Ⅱ-1-33）。島根県における一戸当たり飼養頭数は 3,670 頭と管内平均を大きく上回っていますが、これは飼養戸数は少ないものの大規模経営が多いことによるものです。

図Ⅱ-1-33 豚の一戸当たり飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（各年 2 月 1 日）

注：平成 27(2015)年はセンサス年のため調査を休止

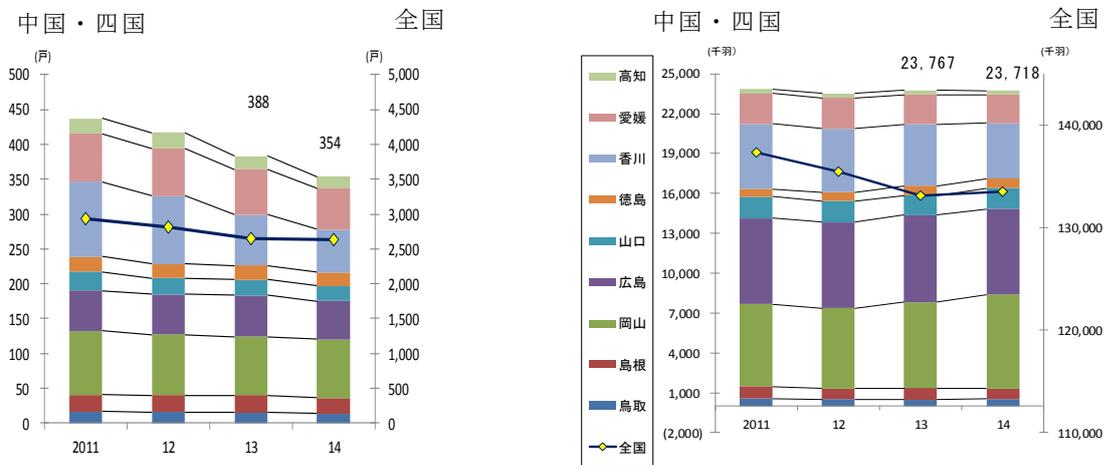
オ 採卵鶏

飼養戸数は減少、飼養羽数は微減、飼養規模は拡大

近年の中国・四国地域の採卵鶏は、飼養戸数は減少しており、平成 26(2014)年の飼養戸数は 354 戸と前年に比べ 8.0%の減少となりました。一方、飼養羽数は平成 25(2013)年に増加に転じたものの、平成 26(2014)年の成鶏めす飼養羽数は 2,372 万羽と前年に比べ 0.2%減少しました。

全国の飼養羽数(成鶏めす)に占める中国・四国地域の割合は 17.8%となっており、岡山県(全国 4 位)、広島県(同 6 位)、香川県(同 13 位)の 3 県で中国・四国地域の飼養羽数全体の 74.5%を占めており、瀬戸内海沿岸地域を中心に産地が形成されています(図 II-1-34)。

図 II-1-34 採卵鶏の飼養戸数、成鶏めす飼養羽数の推移

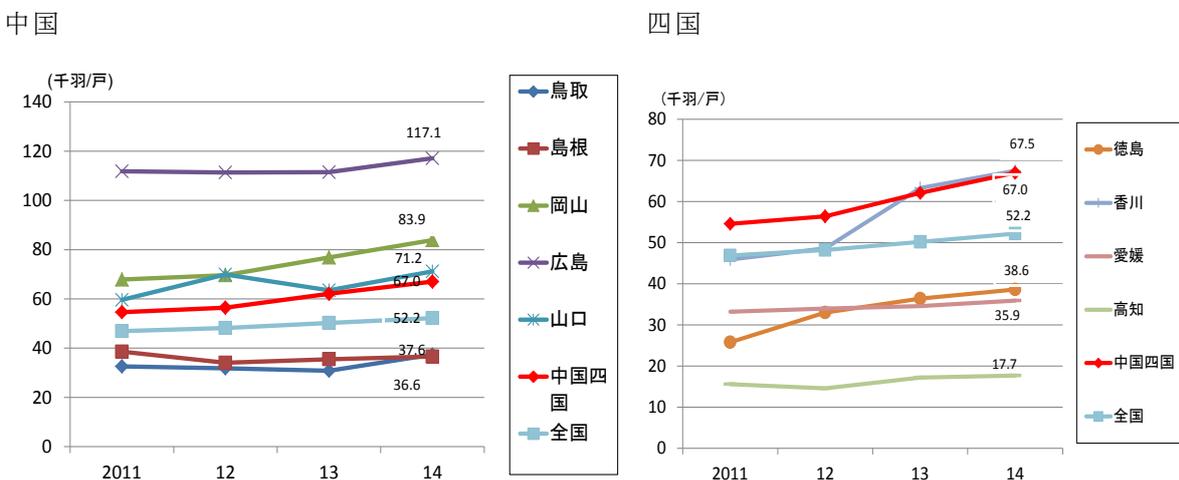


資料：農林水産省「畜産統計」(各年 2 月 1 日)

注：平成 27(2015)年はセンサス年のため調査を休止

一戸当たり成鶏めす飼養羽数は、前年に比べ 4,945 羽増加し、6 万 7,000 羽と規模が拡大しました。岡山県(8 万 3,900 羽)、広島県(11 万 7,100 羽)は、全国平均(5 万 2,200 羽)を大きく上回っています(図 II-1-35)。

図 II-1-35 一戸当たり成鶏めす飼養羽数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」(各年 2 月 1 日)

注：平成 27(2015)年はセンサス年のため調査を休止

カ ブロイラー

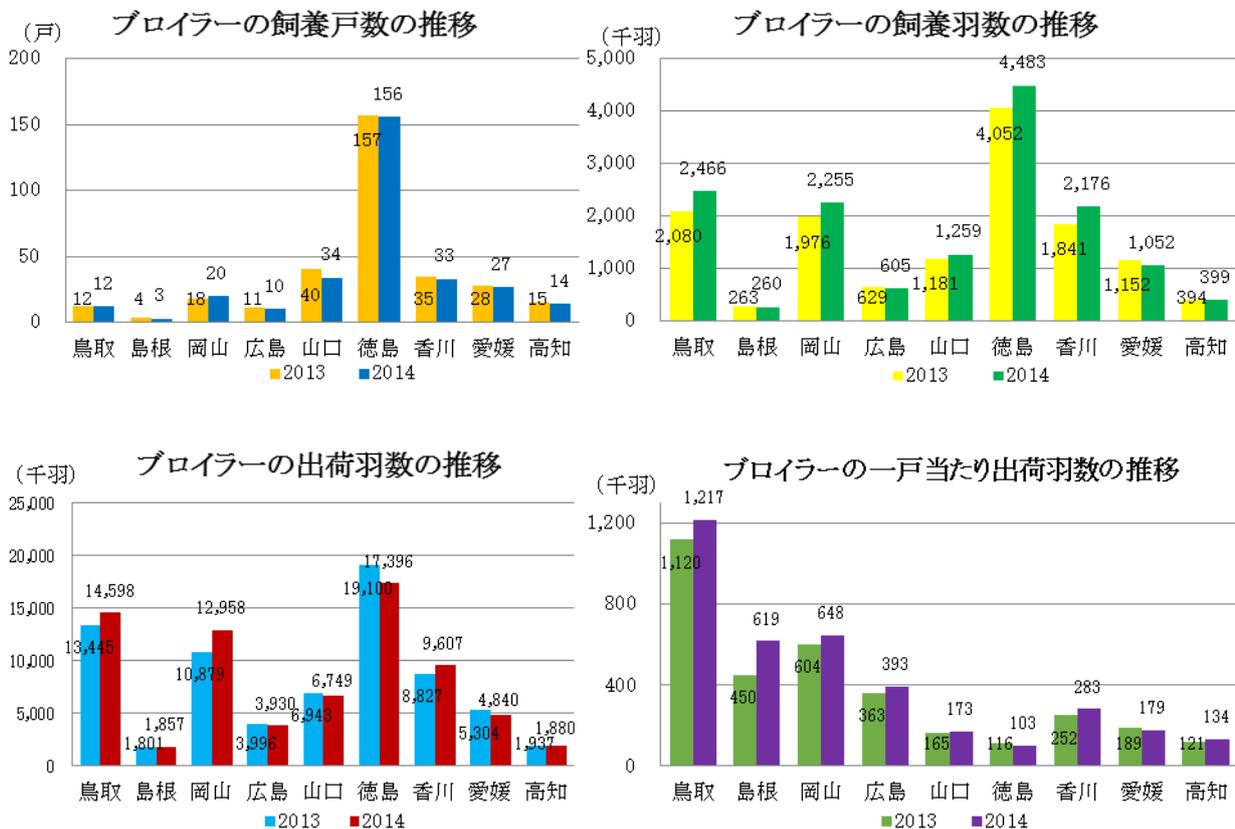
飼養戸数は減少、飼養羽数と出荷羽数は増加

中国・四国地域のブロイラーの飼養戸数は前年より 11 戸減少し 309 戸、飼養羽数は 138 万 7 千羽増加し 1,495 万 5 千羽、出荷羽数は 158 万 3 千羽増加し 7,381 万 5 千羽となっています。

飼養戸数は全国（2,380 戸）の 13.0%、飼養羽数は全国（1 億 3,570 万羽）の 11.0% を占め、管内では徳島県が飼養戸数（156 戸、全国 4 位）、飼養羽数（448 万 3 千羽、全国 6 位）ともに最も多くなっています。

一方、出荷羽数は全国（6 億 5,240 羽）の 11.3% で、管内では、徳島県（1,740 万羽、6 位）、鳥取県（1,450 万羽、全国 9 位）、岡山県（1,296 万羽、全国 10 位）の順に多く、この 3 県で中国・四国地域の出荷羽数の 6 割を占めています（図Ⅱ-1-36）。

図Ⅱ-1-36 ブロイラー飼養戸数、飼養羽数、出荷羽数の推移



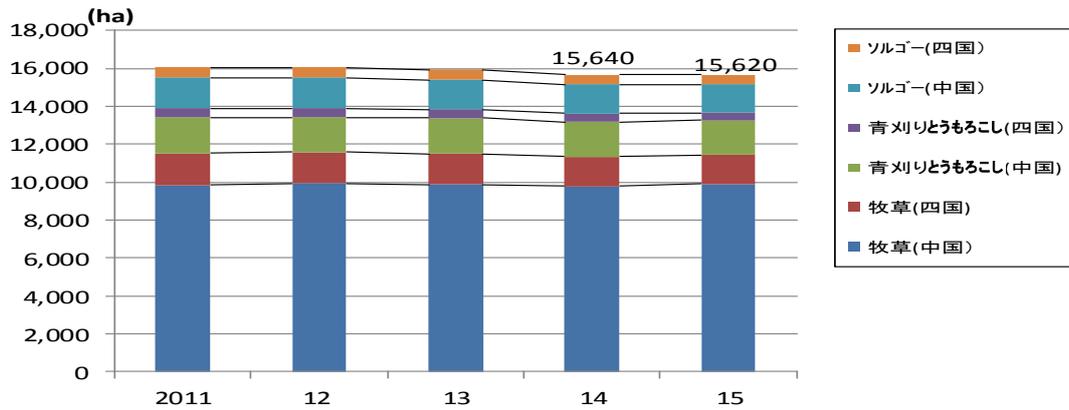
資料：農林水産省 「畜産統計」（各年 2 月 1 日）

キ 飼料作物

主要な飼料作物の作付面積は前年並み、WCS 用稲、飼料用米は大幅に増加

中国・四国地域における平成 27(2015)年の飼料作物(牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー)の作付面積は、1 万 5,620ha とほぼ前年並みでした。作物別の作付面積をみると、牧草が 1 万 1,400ha と最も多く、青刈りとうもろこしとソルゴーは、それぞれ 2,220ha、2,000ha となっています（図Ⅱ-1-37）。

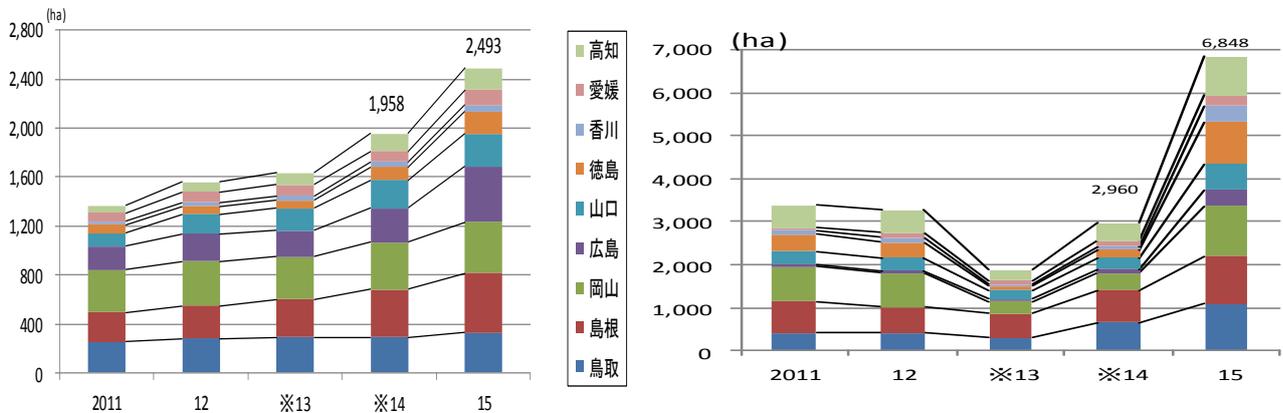
図 II-1-37 主要な飼料作物の生産動向



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

中国・四国地域における WCS 用稲の作付面積は毎年増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年の作付面積は 535ha 増の 2,493ha となっており、また、飼料用米の作付面積も前年より大幅に増加し、3,888ha 増の 6,848ha となっています (図 II-1-38)。

図 II-1-38 WCS 用稲・飼料用米の作付面積の推移



資料：農林水産省「平成 27 年産新規需要米の取組計画認定状況」

ク 畜産振興・消費拡大に向けた各種取組

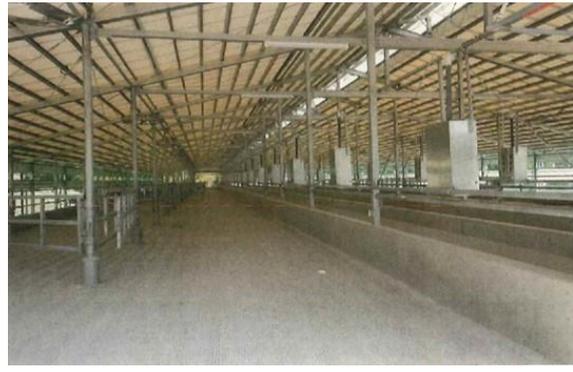
各種事業の実施による畜産農家の支援

(ア) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による畜産農家の支援

畜産農家の体質強化を図るためには、畜産クラスターの仕組みを活用して地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させることが重要なことから、平成 27 (2015) 年度は畜産・酪農収益力強化等特別対策事業を活用して、島根県、香川県など 4 地区で増頭のための畜舎整備等の事業を実施しました。



牛舎等の整備状況



畜舎内部の状況

(イ) 飼料生産型酪農経営支援事業による酪農家の支援

酪農家が輸入粗飼料依存から脱却し、自給飼料生産基盤に立脚した経営を支援する観点から、平成 27(2015)年度は飼料生産型酪農経営支援事業を活用して、飼料作物作付面積に応じた酪農家の支援を鳥取県、岡山県など 180 戸で事業を実施し、酪農家の経営体質強化を図りました。



とうもろこしの作付



稲 WCS の収穫

中国四国地域飼料増産研修会、フォトコンテストを開催

(ウ) 飼料自給率向上に向けた取組

畜産農家の体質強化を図るためには、自給飼料の生産・利用の拡大が一層重要となっていることから「中国四国地域飼料増産研修会」(一般社団法人日本草地畜産種子協会との共催)を平成 28(2016)年 3 月 7 日に開催し、出席者に対して自給飼料の必要性を啓発しました。

また、「中国四国地域飼料増産行動会議」を同年 3 月 8 日に開催し、自給飼料生産拡大のための取組の検討と利用拡大に向けた意見交換を行いました。



中国四国地域飼料増産研修会



講師による説明

(エ) 消費拡大に向けた取組(MILK JAPAN フォトコンテスト 2015 の開催)

牛乳・乳製品の消費拡大、酪農に対する消費者への理解を醸成することを目的に、フォトコンテストを開催しました。

募集部門は「牛乳の部」「ふれあいの部」2部門で、応募人数は42人、応募総数は63点で、最優秀賞2点、優秀賞4点、入賞10点を表彰しました。



フォトコンテスト表彰式



フォトコンテスト入賞者

中国四国農政局ホームページ「中国四国地域の畜産」

<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/chikusan/tikusan.html>

第2章 食料自給率向上に向けた取組

1 食料自給率の動向

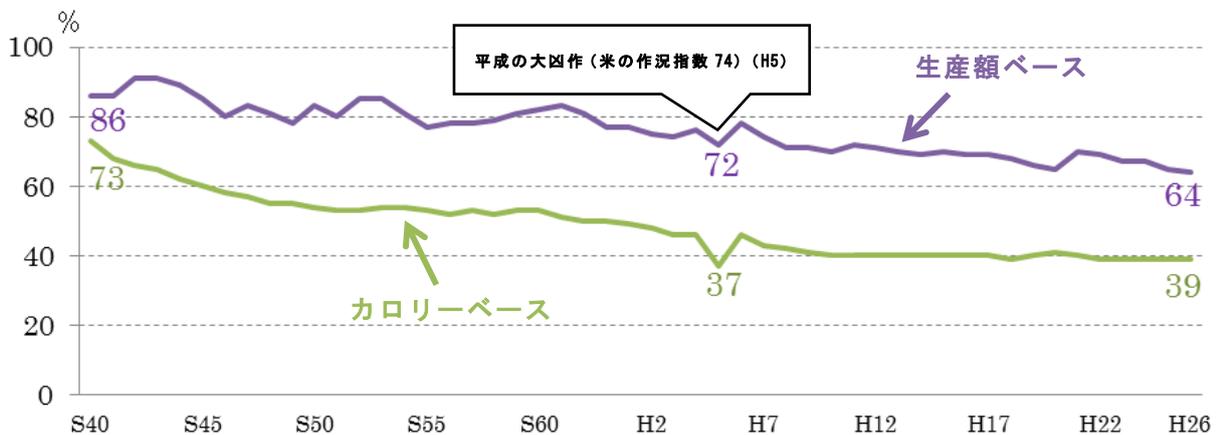
(1) 食料自給率の動向

平成 26 (2014) 年度の食料自給率は、カロリーベースで 39%、生産額ベースで 64%

我が国の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移してきましたが、カロリーベースは近年横ばい傾向で推移し、生産額ベースは引き続き低下傾向で推移しています。平成 26 (2014) 年度の食料自給率 (概算値) は、カロリーベースで 39%、生産額ベースで 64%となっています (図 II-2-1)。

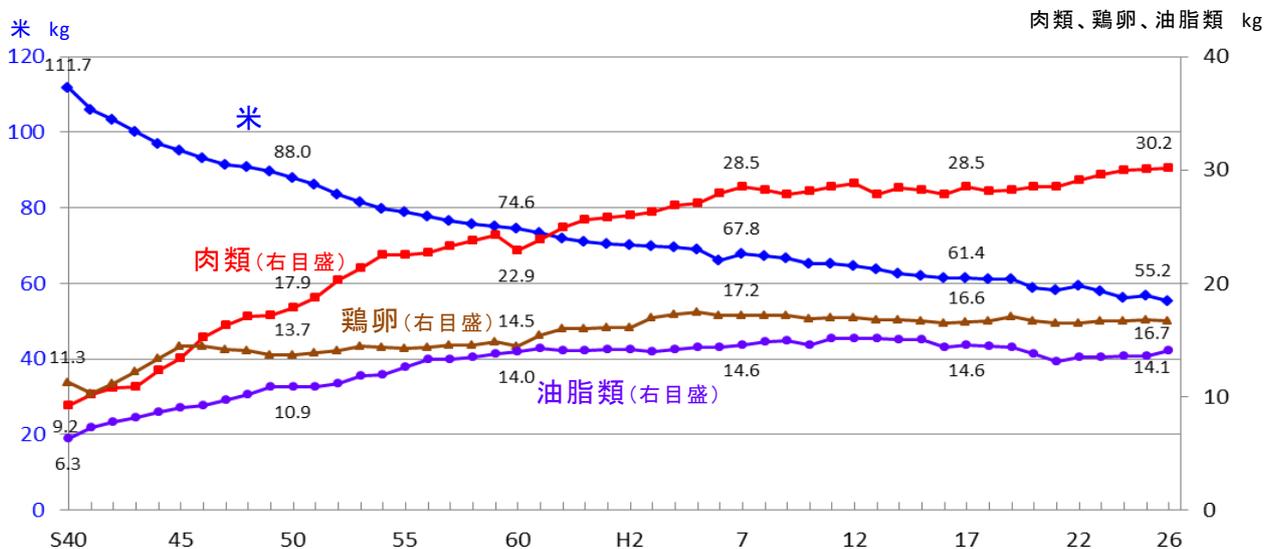
食料自給率の低下は、自給可能な米の消費が減少し、飼料や原料作物を輸入に大きく頼っている畜産物や油脂類の消費が増加してきたといった食生活の変化が大きな要因となっています (図 II-2-2)。

図 II-2-1 食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

図 II-2-2 米、畜産物、油脂類の 1 人・1 年当たり消費量の変化



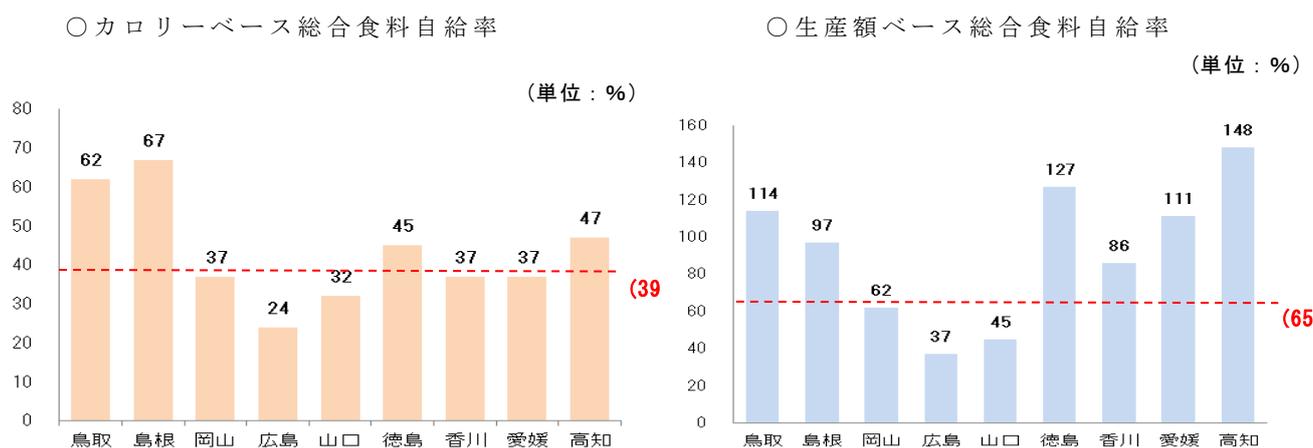
資料：農林水産省「食料需給表」
注：1 人・1 年当たり供給純食料を記載。

(2) 各県の食料自給率

各県の食料自給率は、地域によって顕著に差

平成 25(2013)年度の県別食料自給率(概算値)は、カロリーベースでは、山陰の鳥取、島根の両県と四国の徳島、高知の両県が全国(39%)を上回っています。生産額ベースでは、鳥取、島根の両県と四国 4 県が全国(65%)を上回っています(図Ⅱ-2-3)。

図Ⅱ-2-3 平成 25(2013)年度の県別食料自給率(概算値)



資料: 農林水産省作成

- 注: 1) データの制約から、各県の生産・消費の実態を十分把握できていない部分があること、
 2) 各地域の自然・社会・経済的な諸条件が異なっていることから、その水準を各県間で単純に比較できるものではないこと、
 に留意願います。

2 経営所得安定対策等

(1) 経営所得安定対策等の見直しの背景及び概要

意欲ある農業者に施策を集中するとともに、需要のある作物の生産を振興

平成 25(2013)年 12 月「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪とし、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向けて取り組むこととしました。

産業政策としての経営所得安定対策等については、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)は、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があった米価変動補填交付金や米の直接支払交付金について、米価変動補填交付金は平成 26(2014)年産から廃止し、米の直接支払交付金は平成 30(2018)年産から廃止することとしています。

また、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)については、平成 26(2014)年 6 月 13 日に「改正担い手経営安定法」が成立し、平成 27(2015)年度から、交付対象者について、認定農業者、集落営農、認定新規就農者とし、規模要件は課さないこととしました。

平成 27(2015)年産の各種交付金の概要は、以下のとおりです。

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金である畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策である米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、交付対象者要件の見直しを除き前年と同じ仕組みで実施しました。

米の直接支払交付金は、平成 29（2017）年産までの時限措置として前年と同じ仕組みで実施しました。

（２）平成 27（2015）年度経営所得安定対策等の加入状況

加入申請件数は昨年度から 3,157 件減少

主食用米から WCS 用稲、飼料用米及び加工用米等への作付転換が進み、戦略作物の作付計画面積は 6,337ha 増加（主食用米は 3,144ha 減少）

中国・四国地域における平成 27（2015）年度経営所得安定対策等の加入申請件数は 16 万 9,550 件となり、前年度の支払実績と比べ、3,157 件減少しました。

これを、経営形態別にみると、個人が 16 万 7,383 件、法人が 1,608 件、集落営農が 559 件となっており、昨年度の支払対象者数と比べ個人は 3,321 件（1.9%）減少したのに対し、法人が 123 件（8.3%）増加、集落営農は 41 件（7.9%）増加しました。

また、交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金は 1,992 件、水田活用の直接支払交付金は 7 万 7,502 件、米の直接支払交付金は 14 万 9,083 件となっており、昨年度の支払実績と比べ、畑作物の直接支払交付金は 2,042 件減少、水田活用の直接支払交付金は 6,926 件増加、米の直接支払交付金は 4,480 件減少となっています（表Ⅱ-2-1）。

これは、集落営農の新規設立や個人から法人等への農地集積が進んだこと及び農業者の高齢化等による離農があったことなどによるものです。

表Ⅱ-2-1 平成27(2015)年度経営形態別、交付金別加入申請件数

(単位:件)

県名	加入申請件数	経営形態別				交付金別		
		個人	法人	集落営農	構成戸数	畑作物の 直接支払 交付金	水田活用の 直接支払 交付金	米の 直接支払 交付金
鳥取	(▲241) 20,361	(▲278) 20,126	(18) 139	(19) 96	(70) 2,287	(▲765) 219	(1,357) 10,720	(▲403) 18,623
島根	(▲1,230) 21,076	(▲1,255) 20,686	(13) 267	(12) 123	(▲17) 2,288	(▲421) 258	(641) 6,394	(▲1,331) 20,046
岡山	(724) 22,352	(692) 22,130	(27) 158	(5) 64	(281) 1,787	(▲343) 292	(2,887) 14,965	(552) 18,791
広島	(▲588) 28,987	(▲599) 28,551	(5) 350	(6) 86	(128) 1,299	(▲185) 210	(405) 11,349	(▲1,186) 26,473
山口	(▲902) 23,044	(▲910) 22,679	(19) 299	(▲11) 66	(▲190) 910	(▲44) 327	(▲106) 7,909	(▲834) 21,311
徳島	(837) 8,350	(829) 8,272	(8) 74	(0) 4	(0) 56	(▲84) 69	(881) 6,528	(634) 5,339
香川	(▲1,169) 20,611	(▲1,185) 20,395	(12) 147	(4) 69	(11) 6,137	(▲138) 359	(▲71) 5,996	(▲1,191) 19,177
愛媛	(▲398) 16,308	(▲413) 16,162	(11) 109	(4) 37	(15) 402	(▲32) 244	(982) 6,444	(▲511) 14,870
高知	(▲190) 8,461	(▲202) 8,382	(10) 65	(2) 14	(67) 267	(▲30) 14	(▲50) 7,197	(▲210) 4,453
合計	(▲3,157) 169,550	(▲3,321) 167,383	(123) 1,608	(41) 559	(365) 15,433	(▲2,042) 1,992	(6,926) 77,502	(▲4,480) 149,083

資料：中国四国農政局調べ

注：（ ）は前年度支払実績からの増減件数

作付計画面積をみると、畑作物の直接支払交付金の作付計画面積は1万1,056haで、前年度の支払実績（面積換算値）と比べ391ha減少しました。水田活用の直接支払交付金（戦略作物）の作付計画面積は3万2,907haで、昨年度の支払実績と比べ6,337ha増加しました。一方、米の直接支払交付金の作付計画面積（10a控除前）は10万7,617haで、主食用米から、WCS用稲、飼料用米、加工用米等への作付転換が進んだことから昨年度の支払実績（10a控除前）と比べ3,144ha減少しました（表Ⅱ-2-2）。

表Ⅱ-2-2 平成27(2015)年度主要作物の作付計画面積

県名	畑作物の直接支払交付金					水田活用の直接支払交付金(戦略作物)								(参考)産地交付金対象作物			米の直接支払交付金 (10a控除前)
	麦	大豆	そば	なたね	合計	麦	大豆	飼料作物	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	合計	そば	なたね	備蓄米	
鳥取	(64)	(11)	(▲114)	(▲3)	(▲43)	(9)	(33)	(63)	(35)	(▲0)	(437)	(▲57)	(519)	(19)	(3)	(▲1)	(▲305)
	121	510	128	8	768	119	636	1,061	326	0	1,090	177	3,408	298	9	256	11,679
島根	(▲304)	(▲23)	(▲75)	(▲9)	(▲411)	(46)	(36)	(29)	(103)	(5)	(358)	(30)	(609)	(57)	(▲2)	(▲12)	(▲656)
	111	608	444	6	1,169	611	664	658	489	12	1,104	333	3,871	461	6	22	15,884
岡山	(▲584)	(15)	(8)	(▲4)	(▲565)	(95)	(203)	(27)	(36)	(13)	(782)	(▲17)	(1,139)	(19)	(▲2)	(▲75)	(▲63)
	764	226	136	9	1,135	2,610	1,399	1,278	419	54	1,167	524	7,451	162	1	610	12,996
広島	(56)	(9)	(▲37)	(▲0)	(27)	(5)	(74)	(5)	(167)	(13)	(282)	(121)	(666)	(24)	(0)	(▲337)	(▲428)
	220	321	172	-	713	212	480	1,170	452	127	375	423	3,241	335	0	57	19,906
山口	(110)	(72)	(▲0)	(…)	(182)	(187)	(89)	(86)	(44)	(1)	(333)	(320)	(1,060)	(9)	(0)	(▲0)	(▲936)
	1,464	737	23	-	2,224	1,602	803	1,344	272	16	597	992	5,626	41	-	68	19,251
徳島	(▲1)	(2)	(▲2)	(…)	(▲1)	(3)	(0)	(9)	(72)	(4)	(796)	(▲0)	(884)	(6)	(…)	(▲205)	(191)
	128	40	21	-	188	119	39	222	178	15	988	35	1,595	16	-	176	2,943
香川	(286)	(23)	(▲7)	(1)	(303)	(158)	(25)	(26)	(11)	(7)	(302)	(56)	(585)	(▲3)	(▲1)	(▲186)	(▲808)
	2,573	55	15	2	2,645	2,456	80	169	55	12	375	85	3,232	20	2	-	12,086
愛媛	(90)	(42)	(1)	(…)	(132)	(82)	(43)	(15)	(35)	(▲1)	(113)	(5)	(292)	(4)	(…)	(▲17)	(▲186)
	1,795	320	26	-	2,141	1,800	316	456	122	5	236	5	2,941	26	-	76	9,608
高知	(▲4)	(▲11)	(▲1)	(…)	(▲15)	(▲0)	(9)	(6)	(35)	(▲1)	(510)	(25)	(583)	(2)	(▲0)	(▲10)	(27)
	3	69	-	-	73	5	89	277	179	9	916	65	1,541	7	-	5	3,264
合計	(▲287)	(140)	(▲229)	(▲15)	(▲391)	(584)	(513)	(267)	(537)	(40)	(3,913)	(484)	(6,337)	(135)	(▲2)	(▲844)	(▲3,144)
	7,178	2,887	965	26	11,056	9,535	4,507	6,635	2,494	250	6,846	2,640	32,907	1,366	19	1,269	107,617

資料：中国四国農政局調べ

注：1) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

2) 畑作物の直接支払交付金の()は、昨年の支払数量を同年の実単収で換算した面積との増減面積。

3) 水田活用の直接支払交付金、産地交付金、米の直接支払交付金の()は昨年の支払い実績面積との増減面積。

(3) 平成27(2015)年産米・畑作物の収入減少影響緩和対策の加入申請状況

申請件数は昨年産から3,050件増加、積立申出面積は9,558ha増加

中国・四国地域における平成27(2015)年産の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の加入状況をみると、申請件数は5,630件(うち、認定農業者5,293件、集落営農組織281件、認定新規就農者56件)で、前年産の申請件数と比べ、3,050件増加しました。

また、積立申出面積は3万9,996ha(米2万8,447ha、4麦8,844ha、大豆2,706ha)で昨年産の積立申出面積と比べ9,558ha増加しました(表Ⅱ-2-3、表Ⅱ-2-4)。

表Ⅱ-2-3 平成27(2015)年産経営形態別申請経営体数

県名	合計	認定農業者		集落営農		認定新規就農者		(参考)平成26年産申請件数		
		個人	法人	構成員数	個人	法人	個人	法人		
鳥取	472	414	330	84	50	1,416	8	8	-	156
島根	757	659	439	220	84	1,666	14	14	-	441
岡山	1,064	1,036	955	81	22	665	6	6	-	304
広島	580	566	314	252	12	183	2	2	-	311
山口	868	839	610	229	22	355	7	6	1	657
徳島	253	250	228	22	2	18	1	1	-	32
香川	619	545	451	94	64	6,072	10	10	-	319
愛媛	682	654	603	51	20	259	8	8	-	290
高知	335	330	318	12	5	67	-	-	-	70
合計	5,630	5,293	4,248	1,045	281	10,701	56	55	1	2,580

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織(例：特定農業法人)が含まれている。

2) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。

3) 平成26(2014)年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の数。

表Ⅱ-2-4 平成 27(2015)年産品目別積立申出面積

県名	合計	米	4麦					大豆	(参考)平成26 年産積立申出 面積
			小計	秋小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦		
鳥取	3,108	2,560	113	16	87	11	-	435	2,014
島根	6,537	5,362	598	79	498	5	16	577	5,294
岡山	6,284	3,544	2,530	559	1,956	-	15	210	4,189
広島	5,710	5,184	200	135	-	56	9	327	4,174
山口	6,791	4,533	1,538	1,056	90	-	392	720	6,106
徳島	603	480	88	47	15	-	25	36	232
香川	6,554	4,163	2,346	1,574	-	-	771	45	5,410
愛媛	3,721	1,999	1,430	161	-	-	1,269	293	2,679
高知	687	622	2	-	2	-	-	63	342
合計	39,996	28,447	8,844	3,627	2,648	71	2,497	2,706	30,438

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。

2) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

3) 平成 26(2014)年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の面積。

3 農地政策

(1) 土地利用の状況

ア 農業振興地域の現状

196 市町村が農業振興地域に指定

平成 26(2014)年 12 月 1 日現在の農業振興地域は、中国・四国地域の 202 市町村のうち、196 市町村で指定され、そのすべての市町村で農業振興地域整備計画が策定されています(表Ⅱ-2-5)。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」が平成 27(2015)年 12 月に公表され、この中では平成 37(2025)年の確保すべき農用地等の面積については、全国で 403 万 ha が目標とされました。また、同法に基づき毎年、目標の達成状況を公表することとされており、中国・四国地域の平成 26(2014)年度の農用地区域内の農地面積は 34 万 2,296ha となっています(表Ⅱ-2-6)。

表Ⅱ-2-5 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定状況(中国・四国)

	市町村	農業振興地域指定市町村数			農業振興地域の指定を受けていない市町村
		整備計画策定済み	整備計画未策定		
鳥取県	19	19	19	-	
島根県	19	19	19	-	
岡山県	27	27	27	-	
広島県	23	20	20	-	府中町、海田町、坂町
山口県	19	18	18	-	和木町
徳島県	24	24	24	-	
香川県	17	15	15	-	直島町、宇多津町
愛媛県	20	20	20	-	
高知県	34	34	34	-	
合計	202	196	196	0	

資料：中国四国農政局調べ(平成 26(2014)年 12 月 1 日現在)

表Ⅱ-2-6 平成26(2014)年の農用地区域内の農地面積

	H26 農地面積	(参考) 対前年度 増減	(単位:千ha)	
			除外等	編入等
鳥取県	30.5	0.0	▲ 0.2	0.2
島根県	37.8	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1
岡山県	56.1	▲ 0.1	▲ 0.4	0.3
広島県	47.8	▲ 0.1	▲ 0.3	0.2
山口県	40.2	0.0	▲ 0.1	0.1
徳島県	30.6	▲ 0.7	▲ 0.7	0.0
香川県	25.9	▲ 0.2	▲ 0.3	0.1
愛媛県	44.4	▲ 0.1	▲ 0.3	0.0
高知県	28.9	0.1	▲ 0.1	0.4
合計	342.3	▲ 1.2	▲ 2.6	1.4

資料：中国四国農政局調べ（平成26(2014)年12月1日現在）

注：1) 農地面積とは農業振興地域農用地区域内の農地（田、畑、樹園地）の面積

2) 四捨五入の関係で合計数値は一致しない場合がある。

イ 農地転用の動向

農地転用面積は前年と比較し約2割増加

中国・四国地域における農地転用面積は、平成2(1990)年の4,286haをピークに、減少傾向で推移していましたが、平成23(2011)年から3年連続で増加しています。平成25(2013)年の農地転用面積は1,462haで前年比120.3%、平成2(1990)年比34%となっています（表Ⅱ-2-7）。

農地転用面積を県別にみると、岡山県（255ha）、山口県（237ha）、広島県（196ha）の順になっています（表Ⅱ-2-8）。

また、用途別では「住宅用地」が全体の34%と一番多く、次いで「その他建物施設・業務用地（農林漁業用施設、駐車場、資材置場、公的施設等）」が27%と2つの用途で転用面積全体の61%を占めています。

表Ⅱ-2-7 中国・四国地域の農地転用面積の推移

単位：ha

暦年	総面積	住宅用地	工鉱業用地	学校・公園・運動場用地	道水路・鉄道用地	商業・サービス等用地	その他建物施設・業務用地	植林・その他
平成2(1990)年	4,286	872	532	150	804	-	846	1,082
平成7(1995)年	3,535	972	300	145	749	210	529	630
平成12(2000)年	2,532	691	44	21	520	173	568	515
平成17(2005)年	1,812	579	18	11	231	179	489	305
平成21(2009)年	1,234	372	14	5	150	87	324	283
平成22(2010)年	1,202	407	9	24	70	85	310	297
平成23(2011)年	1,211	399	10	25	128	79	330	240
平成24(2012)年	1,215	423	27	15	93	87	307	262
平成25(2013)年	1,462	503	31	12	92	103	392	329

資料：平成21(2009)年までは農林水産省経営局「土地管理情報収集分析調査」、

平成22(2010)年からは農林水産省経営局「農地の権利移動・借賃等調査」

注：平成11(1999)年以降については、用途別の仕分けの変更があり工鉱業用地、商業・サービス等用地は平成2(1990)年の数値と一致しない。

表Ⅱ-2-8 中国・四国地域の県別農地転用面積(平成25(2013)年)

単位：ha

県名	総面積	住宅用地	工鉱業用地	学校・公園・運動場用地	道水路・鉄道用地	商業・サービス等用地	その他建物施設・業務用地	植林・その他
鳥取県	62	19	2	1	4	3	25	7
島根県	124	35	2	1	17	14	27	29
岡山県	255	103	3	2	22	16	69	39
広島県	196	81	1	2	4	9	77	23
山口県	237	70	4	1	6	15	41	101
徳島県	103	33	1	2	11	7	41	9
香川県	175	83	10	1	4	19	48	9
愛媛県	193	57	3	2	7	15	44	66
高知県	117	23	5	1	17	5	20	46
合計	1,462	503	31	12	92	103	392	329

資料：農林水産省経営局「農地の権利移動・借賃等調査」

注：端数処理の関係で総面積及び合計が内数の計と一致していない場合がある。

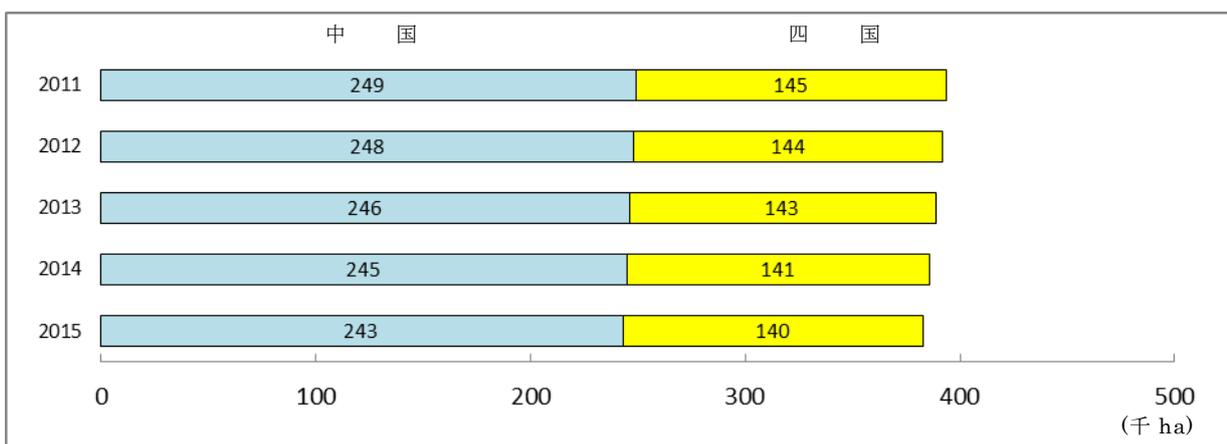
ウ 耕地面積、耕地の利用状況

耕地面積、耕地利用率ともに前年を下回る

平成27(2015)年7月15日現在の耕地面積(田畑計)は38万2,800haで、宅地等への転用や荒廃農地等により、前年に比べて2,900ha(0.8%)減少しました。地域別にみると、中国地域24万3,100ha、四国地域13万9,700haで、前年に比べて1,400ha(0.6%)、1,500ha(1.1%)それぞれ減少しました(図Ⅱ-2-4)。

田畑別にみると、田は27万7,400ha、畑は10万5,400haで、前年に比べて1,300ha(0.5%)、1,600ha(1.5%)それぞれ減少しました。畑を種類別にみると、普通畑5万4,100ha、樹園地4万7,500ha、牧草地3,860haとなりました。

図Ⅱ-2-4 地域別耕地面積の推移(中国・四国)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

平成 26 (2014) 年の農作物作付(栽培)延べ面積は 31 万 6,300ha で、前年に比べて 3,700ha (1.2%) 減少しました。

また、耕地利用率は 82.0% で、前年に比べ 0.3 ポイント減少しました。地域別にみると、中国地域 79.2%、四国地域 86.9% となりました (表 II-2-9)。

表 II-2-9 地域別の耕地の利用状況 (田畑計)

区 分	作付 (栽培) 延べ面積			耕 地 利 用 率		
	2013 年	2014 年	対前年 増減率	2013 年	2014 年	対前年差
全 国	ha 4,167,000	ha 4,146,000	% - 0.5	% 91.8	% 91.8	ポイント 0.0
都 府 県	3,022,000	3,005,000	- 0.6	89.2	89.2	0.0
中国・四国	320,000	316,300	- 1.2	82.3	82.0	- 0.3
中 国	195,700	193,600	- 1.1	79.5	79.2	- 0.3
四 国	124,300	122,700	- 1.3	87.2	86.9	- 0.3

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

田畑別にみると、田の作付(栽培)延べ面積は 23 万 1,400ha で、前年に比べて 2,400ha (1.0%) 減少し、耕地利用率は 83.0% となりました。作物類別にみると、水稲が 16 万 7,900ha で最も多く、次いで野菜 2 万 6,100ha、飼肥料作物 1 万 5,500ha、麦類 9,160ha となっています。

畑の作付(栽培)延べ面積は 8 万 4,800ha で、前年に比べて 1,400ha (1.6%) 減少し、耕地利用率は 79.3% となりました。作物類別にみると、果樹が 4 万 2,400ha で最も多く、次いで野菜 2 万 1,200ha、飼肥料作物 1 万 100ha となっています(表 II-2-10)。

表Ⅱ-2-10 地域別・作物別の耕地の利用状況（平成26(2014)年）

区 分	中国・四国			中国	四国
	田畑計	田	畑	田畑計	田畑計
	ha	ha	ha	ha	ha
作付（栽培）延べ面積	316,300	231,400	84,800	193,600	122,700
水陸稲（子実用）	167,900	167,900	-	112,600	55,300
麦類（子実用）	9,370	9,160	x	5,050	4,320
かんしょ	2,900	438	2,470	880	2,020
雑穀（乾燥子実用）	1,990	1,640	354	1,810	181
豆類（乾燥子実用）	6,610	5,430	1,180	5,840	773
野菜	47,300	26,100	21,200	25,500	21,800
果樹	42,400	-	42,400	14,800	27,500
工芸農作物	2,880	407	2,470	1,130	1,750
飼肥料作物	25,600	15,500	10,100	20,200	5,440
その他作物	9,280	4,820	4,460	5,770	3,510
耕地面積	385,700	278,700	107,000	244,500	141,200
耕地利用率	82.0%	83.0%	79.3%	79.2%	86.9%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合である。

エ 耕作放棄地の現状

2015年の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万7,665ha

平成27（2015）年2月1日現在の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万7,665haで、平成22（2010）年時点と比べて2,895ha（4.5%）増加しています。

また、販売農家¹や自給的農家²の耕作放棄地は横ばいですが、土地持ち非農家³の耕作放棄地⁴は増加しています。

これを地域別にみると、中国地域では4万2,768ha、四国地域では2万4,897haで、平成22（2010）年時点と比べてそれぞれ、4.8%、3.9%増加しています（図Ⅱ-2-5）。

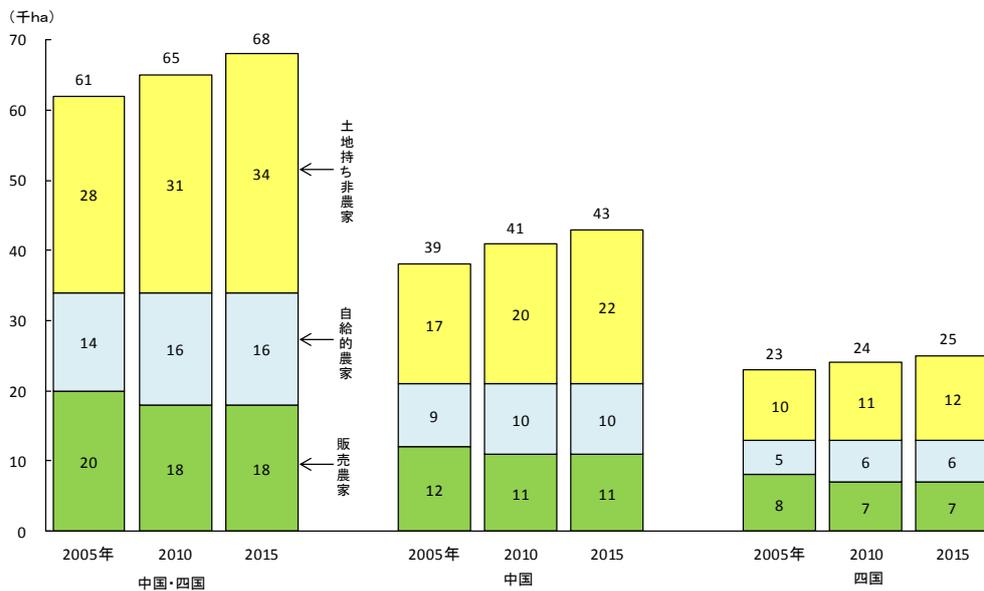
¹ 販売農家とは、耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額50万円以上の世帯。

² 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

³ 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

⁴ 耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう（過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は、含まれない）。

図Ⅱ-2-5 地域別耕地面積の推移(中国・四国)



資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 農地の利用及び集積

ア 担い手への農地集積

農地集積の取組を推進

平成 28 (2016) 年 3 月末現在の中国・四国地域における「認定農業者 (特定農業法人を含む)、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落営農組織」(以下「担い手」という。)への農地集積率(農地面積に占める担い手が利用する面積の割合)は 24.6%であり、前年同期より 1.5 ポイント増加しました(表Ⅱ-2-11)。

なお、中国・四国地域で、農地集積率が高いのは、香川県 30.5%、次いで島根県 30.3%、愛媛県の 27.4%の順となっています

中国・四国地域では、引き続き農業者の高齢化や農家戸数の減少が見込まれることから、集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、農地中間管理機構(以下「機構」という。)の仕組み等を活用し、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地発生防止・解消の取組を進める必要があります。

表Ⅱ-2-11 担い手への農地集積率（平成28(2016)年3月末現在）

単位:ha

	① H27年3月末		② H28年3月末		③ ②－①	
	集積 面積	集積率	集積 面積	集積率	集積 面積	集積率
鳥取県	7,586	21.8%	8,499	24.5%	913	2.7%
島根県	10,390	27.6%	11,357	30.3%	968	2.7%
岡山県	13,210	19.8%	13,729	20.7%	519	0.9%
広島県	10,834	19.2%	11,694	20.9%	860	1.7%
山口県	12,020	24.6%	12,854	26.6%	834	2.0%
徳島県	6,779	22.3%	6,867	22.8%	87	0.5%
香川県	9,074	29.1%	9,456	30.5%	383	1.4%
愛媛県	13,204	25.8%	13,788	27.4%	585	1.6%
高知県	5,936	21.0%	6,010	21.4%	74	0.4%
中国四国計	89,031	23.1%	94,255	24.6%	5,223	1.5%

資料：「耕地及び作付面積統計」、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」

注：H27年3月末及びH28年3月末の集積率算定に用いた耕地面積は、それぞれ「耕地及び作付面積統計」による2015年4月17日及び2016年2月17日時点の値。

イ 農地中間管理事業の取組

農地中間管理機構の農地の転貸実績は倍増

担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を図るため、平成26(2014)年に各県に機構が整備されました。事業初年度の平成26(2014)年度は、農業者等への周知に相当の期間を要したこと、管内各県ともに推進体制の整備を図りながらの手探り状態であったことなどから、機構の借入面積、転貸面積の実績はともに低調でした。

平成27(2015)年度に中国四国農政局では、農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策を推進するとともに、各県や市町村を巡回して制度の周知徹底、機構理事長を参集した意見交換会の開催など、管内の関係者の意識改革に取り組んできました。

この結果、平成27年度の中国・四国地域の機構の実績は、借入面積が5,639haで前年度実績の約2倍、転貸面積が5,606haで前年度実績の約3倍、転貸面積のうち新規集積面積（非担い手から担い手に貸し付けられた面積）は2,261haで前年度実績の約3倍となりました（表Ⅱ-2-12）。

土地利用型農業を主体とする集落営農の組織化等を推進する県が多い中国地域と、集約型農業である施設園芸や樹園地の多い四国地域では、実績に差がありますが、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるためには、担い手への農地の集積・集約化が不可欠なことから、今後さらに農地中間管理機構を軌道に乗せるための取組を推進する必要があります。

表Ⅱ-2-12 中国・四国地域の農地中間管理事業の取組状況

単位: ha

	① 年間集積 目標面積	平成26年度実績				平成27年度実績			
		② 借入 面積	③ 転貸 面積	④ 新規 集積 面積	⑤ 機構の 寄与度 (④/①)	⑥ 借入 面積	⑦ 転貸 面積	⑧ 新規 集積 面積	⑨ 機構の 寄与度 (⑧/(①×2 年))
鳥取県	1,090	663	423	112	10.3%	618	713	300	27.5%
島根県	1,560	483	445	138	8.8%	938	900	405	26.0%
岡山県	1,910	99	89	57	3.0%	547	506	245	12.8%
広島県	1,620	407	380	223	13.8%	1,283	1,187	473	29.2%
山口県	2,280	768	704	224	9.8%	1,399	1,472	464	20.4%
徳島県	890	38	38	38	4.2%	80	81	50	5.6%
香川県	1,270	137	104	77	6.1%	406	400	197	15.5%
愛媛県	2,320	28	24	21	0.9%	183	179	56	2.4%
高知県	1,100	26	24	16	1.5%	185	170	70	6.4%
中国四国計	14,040	2,650	2,230	906	6.5%	5,639	5,606	2,261	16.1%

資料：農林水産省調べ

注：1) 四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

2) 「新規集積面積」とは、転貸面積のうち、非担い手から担い手に集積された面積をいう。

3) 「機構の寄与度」とは、年間集積目標面積に対する新規集積面積の割合をいう。

ウ 企業等の農業参入の状況及び借入面積

企業等の農業参入は着実に増加

平成 21(2009)年 12 月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農地所有適格法人（注）以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。

この農地法の改正によって、平成 27(2015)年 12 月末現在、全国で 2,039 法人が新たに農業参入しており、そのうち、中国・四国地域では 367 法人が新規に参入しています（表Ⅱ-2-13、表Ⅱ-2-14、表Ⅱ-2-15）。

（注）農地所有適格法人について

法人が 6 次産業化を図り、経営を発展させやすくする等の観点から農地法の一部が改正（平成 28 年 4 月施行）され、農地を所有できる法人の要件について、以下のような見直しが行われました。

- ① 役員の農作業従事要件について、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上の者が農作業に従事すればよいこととする。
- ② 議決権要件について、農業者以外の者の議決権が総議決権の 2 分の 1 未満までよいこととする。

また、農地を所有できる法人の要件を満たす法人の呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更されました。

表Ⅱ-2-13 一般法人の農業参入状況及び借入面積

(単位：法人、ha)

	新規参入 法人数	組織形態			借入面積
		株式会社	特例有限会社	NPO等	
全 国	2,039	1,274	250	515	5,177
うち中国・四国	367	198	52	117	804

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ-2-14 一般法人の業務形態別内訳

(単位：法人)

	参入法人 数	食品関連 産業	農業・畜産 業	建設業	製造業	卸売・小売 業	NPO法人	医療・福 祉・教育	その他
全 国	2,039	463	450	210	87	105	201	83	440
うち中国四国	367	75	54	42	22	23	40	38	73

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ-2-15 一般法人の営農作物内訳

(単位：法人)

	参入法人 数	野菜	複合	米麦等	果樹	工芸作物	花き	畜産	その他
全 国	2,039	861	386	367	207	86	50	50	32
うち中国四国	367	139	65	89	43	14	6	7	4

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ



土壌の代わりにフィルムを使用したトマト
ハウス内 (島根県出雲市)



葉にんにくを使用した加工品の製造風景
(高知県須崎市)

4 耕作放棄地の解消

(1) 耕作放棄地の解消に向けた取組

国・協議会・利用者の連携による耕作放棄地解消への取組

耕作放棄地の解消に向けた取組を推進するためには、荒廃状況、解消状況等を把握することが重要であることから、その位置と状況を把握するために、市町村・農業委員会の協力の下に、平成20(2008)年以降、現地調査(荒廃農地に関する調査)を実施しています。平成26(2014)年の調査結果では、中国四国農政局管内における「再生利用が可能な荒廃農地」は約2.1万haで、県別では岡山県4,688ha、愛媛県3,899ha、広島県3,155haの順となっています。また、「再生利用された面積」は1,747haで、愛媛県401ha、岡山県319ha、広島県208haの順となっています(表Ⅱ-2-16)。

中国四国農政局は、これらの現状を踏まえつつ、農地を担い手に集積する制度の運用や、耕作放棄地を再生するための予算による支援等に、関係各課が連携して取り組んでいます。

表Ⅱ-2-16 平成26(2014)年荒廃農地に関する調査結果(実績値)

(単位:ha)

県名	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		再生利用された面積計	
		農用地区域		農用地区域	荒廃農地	農用地区域		農用地区域
鳥取	2,483	1,467	1,059	746	1,424	721	206	175
島根	6,020	2,772	1,703	1,029	4,318	1,743	140	102
岡山	12,751	5,447	4,688	2,725	8,063	2,722	319	210
広島	6,470	2,949	3,155	1,047	3,315	1,902	208	138
山口	9,692	4,457	2,842	1,519	6,851	2,938	131	85
徳島	2,662	1,792	1,374	984	1,288	808	38	21
香川	6,335	2,176	1,384	839	4,951	1,337	147	104
愛媛	11,549	4,490	3,899	2,188	7,650	2,302	401	170
高知	1,933	769	824	540	1,109	229	157	104
管内	59,895	26,319	20,926	11,618	38,969	14,701	1,747	1,109
全国	273,454	128,292	130,090	74,581	143,364	53,711	10,123	6,556

資料:農林水産省「平成26年の荒廃農地の面積について」

注:1)四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

- 2)「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 3)「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 4)「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策の実施状況

耕作放棄地の再生利用を総合的に進めるため、平成 21(2009)年度に耕作放棄地再生利用緊急対策が創設されました。耕作放棄地の引き受け手が行う再生作業や土づくり、作付け・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農業体験施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等を支援する県協議会（各県単位）、地域協議会（市町村単位）を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら総合的な取組を進めています。

平成 28（2016）年 3 月時点の中国四国農政局管内の地域協議会の設置状況は、管内 202 市町村のうち 185 市町村で設置されており、平成 21(2009)年度から平成 27(2015)年度までに本対策により農地に再生された面積は、780ha となっています。

事例：耕作放棄地再生の取組（島根県おくいずも奥出雲町）

おくいずも奥出雲耕作放棄地対策協議会が耕作放棄地 10.6ha を再生。農業参入企業 3 社が設立した奥出雲町健康食品産業生産者協議会（MOHIG）が奥出雲エゴマ油や健康茶等を生産するとともに、加工・販売まで一貫した取組を実施。

（国営土地改良事業地区営農推進功労者局長表彰地区）



MOHIGの活動（営農）状況

エゴマ栽培と奥出雲エゴマ油の販売



杜仲茶の栽培と健康茶の販売



5 米の需給調整

(1) 平成 27 (2015) 年産米の生産数量目標の配分

米の生産数量目標の配分と需要に応じた非主食用米の生産を推進

全国の平成 27 (2015) 年産米の生産数量目標は平成 27/28 年の需要見通しを踏まえ、平成 26 (2014) 年産米の生産数量目標から、毎年の主食用米の需要の減少分 8 万 t、作況 101 による増加分等としての 6 万 t の計 14 万 t を控除した 751 万 t と設定されました。

また、平成 27 (2015) 年産米については、生産数量目標の設定に併せ、仮にこれだけ生産すれば、平成 28 (2016) 年 6 月末の民間在庫量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして、全国の自主的取組参考値が 739 万 t と設定されました。

都道府県別の生産数量目標については、全国生産数量目標を基に都道府県ごとの需要実績のシェアにより算出することが基本とされており、この方式により設定された中国四国農政局管内 9 県の生産数量目標は前年より 8,690 t 少ない 80 万 6,160 t となりました。

今後の主食用米の需要見通しを踏まえると、①主食用米から非主食用米へ生産を推進する必要があること、②実需との結び付きのある加工用米、新規需要米について需要に応じた生産量の確保を図ることが必要です。

このため、生産数量目標に対し米の生産過剰となっている県では飼料用米を推進することとし、また、生産数量目標を達成している県は主食用米の作付を確保しつつ加工用米、飼料用米を作付する取組を推進しました。

(2) 新規需要米の取組

水田活用の直接支払交付金を活用した新規需要米の取組

食料自給率・自給力向上に向けた戦略作物等に対する直接助成として水田活用の直接支払交付金が措置されています。

中国四国農政局では、平成 27 (2015) 年産米の需給調整の実効性を確保するため、県段階、市町村段階の関係機関に対し、水田活用の直接支払交付金を活用した新規需要米等の需要に応じた生産の取組拡大へ向けた推進行動を展開しました。特に飼料用米の生産拡大に向け、県、地域ごとに作成された水田フル活用ビジョンを分析し、地域が抱えている課題を洗い出すとともに、4 月から 7 月にかけて、各県、生産者団体等と飼料用米の生産に対する課題解決に向けた意見交換を行ったところです。この結果中国・四国地域における新規需要米の作付面積は、平成 26 (2014) 年に比べ約 1.9 倍増加しました (表 II-2-17、図 II-2-6)。

なお、平成 28 (2016) 年産米においても需要に応じた米生産を引き続き推進していくことが重要なことから、飼料用米等の新規需要米をはじめ、麦、大豆等の生産を強化して推進していくこととしています。その他の需要に応じた米生産の取組については、トピックス (10 ページ) を参照してください。

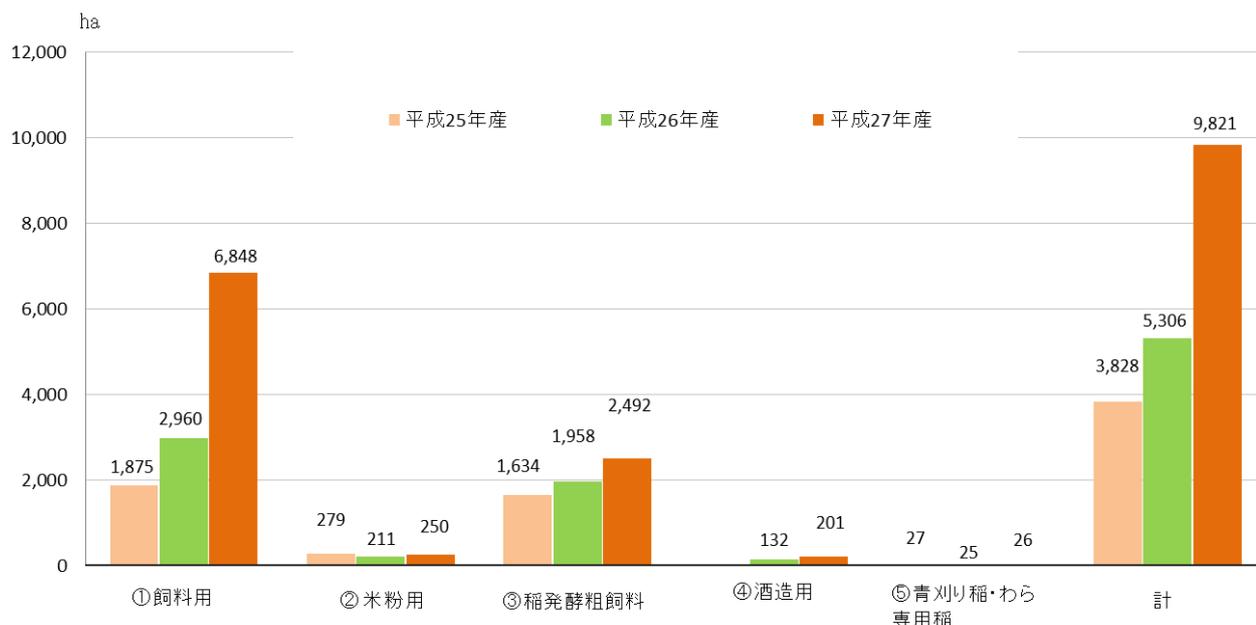
表Ⅱ-2-17 平成27(2015)年産新規需要米の取組計画認定状況

	①飼料用		②米粉用		③WCS用稲	④酒造用		⑤青刈り稲・わら専用稲	合計	
	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)
鳥取	5,694	1,090	1	0	326	11	2	1	5,707	1,419
島根	5,675	1,104	61	12	489	7	1	9	5,743	1,615
岡山	6,176	1,167	277	54	419	918	172	5	7,372	1,817
広島	1,992	375	672	127	452	132	25	3	2,809	985
山口	2,996	597	82	16	272			2	3,079	887
徳島	4,666	988	70	15	178	5	1		4,740	1,183
香川	1,869	375	61	12	55			6	1,930	448
愛媛	1,177	236	23	5	122			0	1,201	363
高知	4,090	916	56	9	179			0	4,146	1,104
管内計	34,335	6,848	1,303	250	2,492	1,073	201	26	36,727	9,821
全国計	421,077	79,766	22,925	4,245	38,226	7,096	1,387	272	459,596	125,454

資料：農林水産省「平成27年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：①～⑤以外の新規需要米の取組があることから、①から⑤の数値を足し上げて合計と一致しない。

図Ⅱ-2-6 新規需要米の取組面積（中国・四国地域）



資料：農林水産省「平成27年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：①～⑤以外の新規需要米の取組があることから、①から⑤の数値を足し上げて合計と一致しない。

(3) 備蓄米の取組

中国・四国地域の備蓄米落札数量は6,423 t となり昨年に比べて約2,000 t 減少

中国・四国地域の平成27(2015)年産備蓄米の県別優先枠は、平成26(2014)年産と同様8,410 t となりました。

また、平成27(2015)年産備蓄米の入札は平成27(2015)年1月から6月までの間に計8回行われ、中国・四国地域の県別優先枠に対する落札数量は6,423 t となり、平成26(2014)年産の8,398 t から1,975 t 減少しました(表Ⅱ-2-18)。

表Ⅱ-2-18 平成27(2015)年産備蓄米の取組状況

単位:トン、%

産地	平成26年産米					平成27年産米				
	県別優先枠	落札数量			落札率	県別優先枠	落札数量			落札率
		県別優先枠分	一般枠分	計			県別優先枠分	一般枠分	計	
鳥取	1,320	1,320		1,320	100.0	1,320	1,320		1,320	100.0
島根	100	100		100	100.0	100	100		100	100.0
岡山	3,170	3,170		3,170	100.0	3,170	3,170		3,170	100.0
広島	1,010	1,010		1,010	100.0	1,010	300		300	29.7
山口	340	340		340	100.0	340	340		340	100.0
徳島	1,520	1,520		1,520	100.0	1,520	830		830	54.6
香川	530	530		530	100.0	530	0		0	0.0
愛媛	340	340		340	100.0	340	340		340	100.0
高知	80	68		68	85.0	80	23		23	28.8
管内計	8,410	8,398		8,398	99.9	8,410	6,423		6,423	76.4
全国計	195,610	194,879	55,121	250,000	99.6	195,610	191,200	58,800	250,000	97.7

資料：農林水産省「政府買入入札の結果」から抜粋

注：1) 平成26(2014)年産米の買入予定数量は、県別優先枠195,610t、一般枠54,390t、合計25万t。

2) 平成27(2015)年産米の買入予定数量は、県別優先枠195,610t、一般枠54,390t、合計25万t。

3) 一般枠については全国計のみ公表。

6 米粉食品の利用拡大

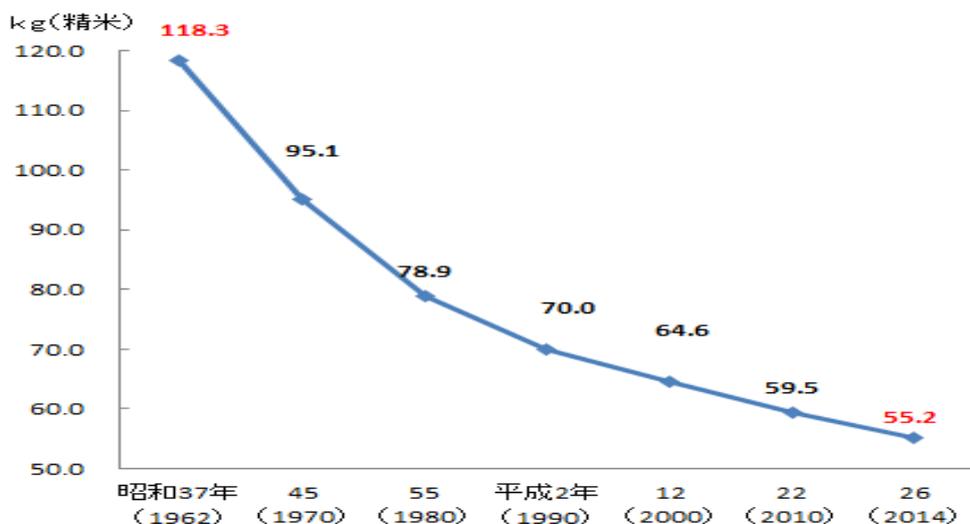
(1) 米の一人当たり年間消費量及び一世帯当たり支出金額

米の一人当たり年間消費量が減少

米の一人当たりの年間消費量は、消費者ニーズの多様化等により、昭和37(1962)年度の118.3kgをピークに減少しており、平成26(2014)年度では55.2kgとピーク時の半分以下となっています(図Ⅱ-2-7)。

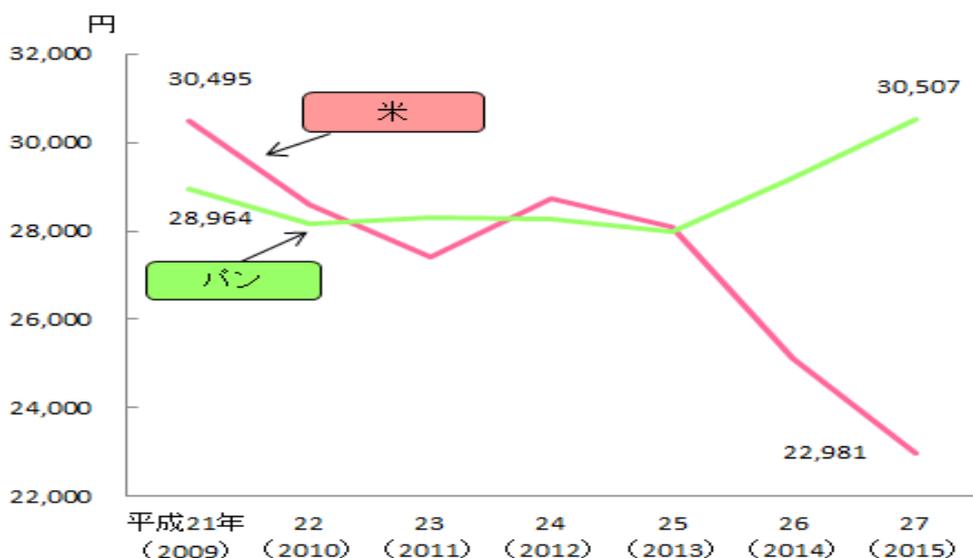
また、一世帯当たりの米への支出金額は、平成26(2014)年以降は米の小売価格が下がったことなどもあり、パンへの支出金額を大幅に下回る状況となっています(図Ⅱ-2-8)。

図Ⅱ-2-7 国民一人当たり米の年間消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

図Ⅱ-2-8 一世帯当たり支出金額の推移



資料：総務省「家計調査」(二人以上世帯)

(2) 米粉普及拡大の取組

米粉の利用を促進し、食料自給率の向上を図る

近年、米の製粉技術の改良が進み、小麦粉並み又は小麦粉よりも微細な粒子に製粉することが可能となったことから、この技術を活用して、米菓用途に加え、小麦粉に代替する形でパン、麺、洋菓子等といった多様な食品への米粉の利用可能性が拡大しています。

また、新たな米穀加工品(米ピューレー、米ゲル)の商品化も進むなど、米粉を利用した様々な取組が行われています。

中国四国農政局では、米粉普及の拡大のため、平成 27（2015）年 6 月に、各県単位に設置されていた米粉食品普及推進協議会組織を見直して「中国四国米粉食品普及推進協議会」を立ち上げ、米粉食品取扱事業者の意見をダイレクトに把握し、Eメールを活用した情報提供及び各種の普及啓発事業に取り組んでいます。

ア 米粉製品に関する情報交換会の開催

米粉の製パン性に関する最新の研究についての基調講演、管内の優良事例発表及び米粉製品の試食と中国四国米粉食品普及推進協議会の会員相互の意見交換を岡山県（平成 27（2015）年 6 月）で開催しました。



優良事例発表

イ 米粉料理講習会の開催

学校給食や家庭料理に活用できる米粉料理を紹介するため、管理栄養士等を対象に、調理実習を含む講習会を山口県（平成 27（2015）年 11 月）で開催しました。



山口県会場

ウ 米粉で作るクリスマスケーキ教室の開催

家庭での米粉の普及を図ることを目的として一般の消費者を対象に、小麦グルテンを使わないケーキ実習を岡山県（平成 27（2015）年 12 月）で開催しました。



岡山県会場

エ 米粉料理レシピ集及び米粉食品販売店マップ等の紹介

家庭で手軽にできる「米粉料理レシピ集」、米粉食品の販売店舗を紹介する「米粉食品販売店マップ」等を、中国四国農政局ホームページで紹介し、消費者の「作り方が分からない」、「どこで販売しているの」等に応じています。



米粉料理レシピ集

オ 米粉利用促進ネットワーク「ココねっと通信」の配信

米粉に関する情報をメールマガジンで全国の会員に配信しています（平成 28（2016）年 2 月 5 日現在の配信数：約 3,600 名）。

（3）米粉の普及状況

米粉の普及促進による利用拡大と新たな取組

全国のパン用・麺用等への米粉の利用は、平成 24（2012）年度には 2 万 t を超えるまで拡大しましたが、その後、伸びは鈍化し、一部の需要者において原料米の持越在庫対応が行われた結果、米粉用米の計画生産量は、平成 23（2011）年度をピークに、減少傾向で推移してきましたが、平成 27（2015）年度は前年度より増加しています（図

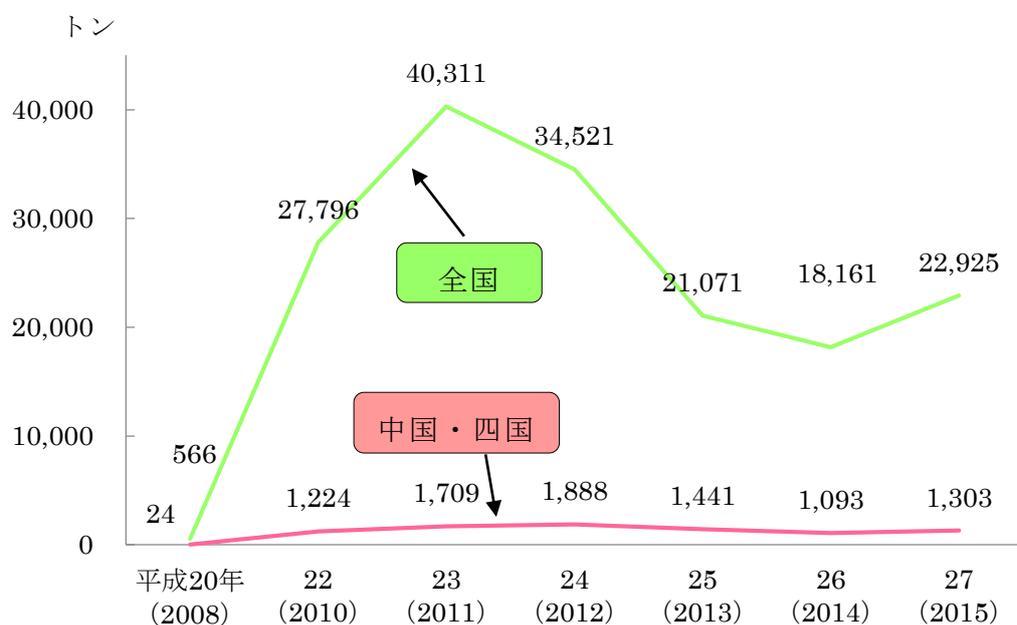
Ⅱ-2-9)。

中国・四国地域では、米粉用米の計画生産量は、1,000 t 台で推移しており、その主な需要先は、学校給食での利用となっています。

また、学校給食における米粉パンを導入している学校は、平成 17 (2005) 年度には 319 校でしたが、平成 26 (2014) 年度には 2,930 校と増加しています (図Ⅱ-2-10)。

なお、岡山県においては、平成 26 (2014) 年度からソフト麺と中華麺 (米粉含有率 30%) が学校給食で提供されています。

図Ⅱ-2-9 米粉用米の計画生産量の推移



資料：農林水産省調べ (新規需要米取組計画認定結果から抜粋)

図Ⅱ-2-10 米粉パン等の学校給食導入状況 (中国・四国計)



(4) 今後の普及推進に向けて

米粉関係者の理解と協力、米粉の特性等を付与する魅力ある商品開発が必要

米粉用米の生産については、水田活用の直接支払交付金の対象となり、生産者の米粉用米を含む新規需要米の取組への関心が高い一方、需要者サイドとのマッチングや物流体制の整備等が課題となっています。また、新たな米粉の特性・機能性を踏まえた魅力ある商品の開発、米粉のアピール等が課題です。

今後、これらの諸課題の解決に向けて、相互理解と情報共有を図り、関係者が地域と一体となって取組を展開することが重要となっています。

中国四国農政局ホームページ「米粉に関する情報」

管内の米粉の普及拡大に関する情報や農政局等の取組等を紹介。

http://www.maff.go.jp/chushi/kome_syoukaku/komek/index.html

中国四国農政局/米粉に関する情報

検索

第3章 農山漁村の再生・活性化

1 農業の多面的機能と農村資源の保全・活用

農業は農山漁村地域において多面的機能を発揮

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、これらの役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものです。

農業は、農山漁村地域の中で林業や水産業と相互に密接なかかわりを有しており、特に農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図Ⅱ-3-1）。

図Ⅱ-3-1 農業の有する多面的機能



愛媛県久方高原町

2 農山漁村の6次産業化

(1) 6次産業化の推進

農林漁業者等による生産・加工・販売等の一体化による新事業等の創出

中国四国農政局では、農林漁業者の所得の向上や農山漁村地域の活性化を図っていくため、農林漁業者が1次・2次・3次産業に一体的に取り組み、農林水産物等の地域資源の付加価値向上を図る6次産業化を積極的に推進しています。

ア 6次産業化の推進体制

各県段階においては、県が事務局となり、国、農林漁業関係団体、金融機関等、多様な関係機関を構成員とする6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、各県の農林水産業及び6次産業化の現状・課題、6次産業化等の取組方針、並びに今後の売上等の目標を内容とした戦略を策定するとともに、6次産業化ネットワーク活動交付金を活用して各県が「サポート機関」を設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、6次産業化の構想から事業の発展段階まで、総合的なサポートを実施しています。

また、市町村段階においても推進協議会を設置し、市町村の6次産業化に関する戦略を策定し、地域ぐるみの6次産業化の取組を推進しています。

中国四国農政局は、県、県サポート機関及び関係団体等と連携し、6次産業化の普及・推進に取り組んでいます。



サポート機関と連携した推進活動
(6次産業化 PR キャラバン)

イ 主な取組

中国四国農政局は、多様な関係機関と連携して、6次産業化の普及啓発、認定農林漁業者のフォローアップ等に取り組んでいます。

各県サポート機関が主催する研修会・交流会等において、補助事業や農林漁業成長産業化ファンドの説明や優良認定事例の紹介の他、新たに6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の個別相談等を行っています。具体的な取組は以下のとおりです。



サポート機関主催の交流会

(ア) 平成 27(2015)年8月から翌年2月にかけて、中国・四国地域の6次産業化事業体に出資等の支援を行うサブファンドを訪問し意見交換を行い、新たな支援の案件の掘り起こしなどに努めています。

(イ) 平成 27(2015)年11月及び平成 28(2016)年3月に、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」の活動の一環としてセミナーを開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等と輸出を目指す事業者等の支援に努めています。

(ウ) 平成 28(2016)年1月から2月にかけて、中国・四国地域の各県において、「平

成 28 年度 6 次産業化等の推進に関する市町村等担当者会議」を開催し、6 次産業化ネットワーク活動交付金等について市町村等担当者に対し補助事業の説明を行い事業の周知、推進に努めています。

(エ) 平成 28 (2016) 年 3 月 18 日に、「6 次産業化シンポジウム～女性が活躍する 6 次産業化～」を鳥取県倉吉市において開催しました。

鳥取県内を中心に約 180 名の出席があり、株式会社百姓屋取締役の市丸さんによる基調講演や有限会社ひよこカンパニー及びブリリアントアソシエーツ株式会社による事例紹介を行いました。



パネルディスカッションの様子

パネルディスカッションでは、来場者も含め活発な意見交換等が行われました。

(オ) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に基づく事業計画の認定事業者の事例集を作成するとともに、農林漁業成長産業化ファンドの事例集を作成し、6 次産業化と農林漁業成長産業化ファンドの普及啓発、事業 PR を行いました。

(カ) 取組の結果、中国・四国地域における六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数はファンドを含め 252 件(平成 27 (2015) 年度 23 件)となっています(表 II-3-1)。

表 II-3-1 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数(県別)

(平成 28 (2016) 年 3 月末現在)

県名	総 合 化 事 業 計 画														研究開発・成果 利用事業計画 認定件数
	認定 件数	認 定 計 画 に 使 用 す る 農 林 水 産 物												農林漁業成長 産業化ファンド 認定件数	
		野菜	果樹	米	麦類	豆類	畜産物	林産物	水産物	茶	そば	花き	その他		
鳥取	20	1	3	2			5	2	6				1		
島根	13	3	2	1	2	1	1	1	3	1					
岡山	51	15	15	5	2	1	8	5	4	2	1		1	2	1
広島	27	7	5	5		1	5		3			3	1	5	
山口	22	6	6	3		1	3	1	3	1				1	1
徳島	29	15	8	1		1	1	2	4					1	
香川	19	6	4				6		2			1		1	
愛媛	28	9	12				1	1	7			1		4	
高知	27	9	10		1		5		4	3		1			
計	236	71	65	17	5	5	35	12	36	7	1	6	3	14	2

資料：中国四国農政局調べ

- 注：1) 複数の農林水産物を使用する事業者があるため、認定数と使用する農林水産物の合計は一致しない。
 2) 研究開発・成果利用事業計画及び農林漁業成長産業化ファンドに係る事業計画認定数は外数。
 3) 認定を取り消した計画は除く。

(キ) 全国段階では、6次産業化ネットワーク活動全国推進事業により、情報交換会の開催、優良事例の収集・分析、実践モデルの作成、啓発セミナーの開催、優良事例発表会の開催の4つの事業が実施されています。

同事業では、平成27(2015)年11月25日に、東京都において「第3回6次産業化推進シンポジウム」が開催され、全国の優良事例として、山口県の6次産業化認定事業者「株式会社瀬戸内^{せとうち}ジャムズガーデン」が農林水産大臣賞を受賞しました。

ウ 中国・四国地域産業連携ネットワークの取組

中国・四国地域では、農山漁村の地域資源を有効に活用して、農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現等に寄与することを目的に、平成23(2011)年12月に「中国・四国地域産業連携ネットワーク」を設立し、情報共有や多様な連携促進に取り組んでいます。

平成27(2015)年度は、川上から川下まで一体化したアグリビジネスの成長のためには各産業分野のさらなる連携が重要と考え、農林水産業従事者と他産業従事者の結び付きと新たな事業展開を目指す取組として、平成27(2015)年11月30日に、産業連携ネットワーク交流会を開催しました。

この交流会では、販売事業者である株式会社エブリイホームイホールディングス常務取締役の岡崎浩樹さんと、さいさいきて屋統括部長の西坂文秀さんから講演をしていただくとともに、ワールドカフェ形式の交流会を実施し、「6次産業化を成功させるために必要なことは何か」について、参加者同士の意見を交わしました。また、6次化認定事業者等約60名の参加があり「有意義な交流会だった」、「大変参考になった」等好評を得ました。



講演の様子



ワールドカフェ形式の交流会

今後も、会員の皆様のご要望に添って活動を行っていく予定です。

平成27(2015)年3月31日現在の会員数は422団体・個人で、随時、行政や会員が開催する研修会・研究会・イベント案内等の情報提供を行っています。

(2) 農商工等連携の促進

農林漁業者と中小企業者との連携による地域経済の活性化

中国四国農政局では、農林漁業者と中小企業者が連携して、新商品の開発・販売や新サービスの提供に取り組むことで両者の経営向上を図ることを目的に、平成20(2008)年7月に施行された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(農商工等連携促進法)に基づく支援を行っています。

また、地域の特産物やその生産技術及び観光資源等の地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を促進し、地域経済を活性化させることを目的に、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域産業資源活用促進法)に基づく支援を行っています。

ア 農商工等連携事業の推進

農商工等連携促進法の施行後8年が経過しましたが、中国・四国地域では、これまで106件(中国地域49件、四国地域57件)の農商工等連携事業計画の認定を行っており、農林畜水産物を活用した新商品開発、地元の産品を活用したレストランや観光などの新サービスの提供、ITの活用による新しい生産・販売方式などの取組が行われています(表Ⅱ-3-2)。

また、中国経済産業局及び四国経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部及び四国本部との情報交換会(平成28(2016)年2月)を実施するなど関係機関との連携を進めています。

中国四国農政局では、引き続き、農林漁業者等への継続的な啓発活動を進め、農商工等連携による地域経済の活性化を推進します。

表Ⅱ-3-2 農商工等連携事業計画認定件数(中国・四国)

(平成28(2016)年3月末現在)

県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
認定 累計 件数	5	6	13	18	7	14	11	22	10	106

資料：中国四国農政局調べ

平成 27(2015)年度農商工等連携事業計画認定事例

商工事業者：金光味噌 株式会社
農林漁業者：株式会社 むつみ未来
所在地：広島県府中市
認定時期：平成 27 (2015) 年度第 1 回認定
事業名：雑穀類を原料とした大豆不使用の味噌
風調味料と関連商品の開発、販売事業



味噌風調味料

商工事業者：株式会社 マルシン
所在地：香川県三木町
認定時期：平成 27 (2015) 年度第 2 回認定
事業名：三木町産イチゴを活用した菓子（ポル
ボローネ・クッキー・フィナンシェ・
バームクーヘン）の開発・製造・販売



イチゴを活用した菓子

商工事業者：株式会社 愛なん屋
株式会社 魚一家
農林漁業者：大西水産 有限会社
所在地：愛媛県愛南町
認定時期：平成 27 (2015) 年度第 3 回認定
事業名：愛媛県愛南町産「若マダイ」を使用し
た一夜干し・燻製の開発・製造・販売



若マダイの一次加工品

イ 中小企業地域産業資源活用事業の推進

中小企業地域産業資源活用促進法に基づく「中小企業地域産業資源活用事業」は、平成 19(2007)年度にスタートしました。この制度により、各県ごとに指定された地域産業資源を活用した事業計画を、農政局や経済産業局等により認定を受けた事業者は、新商品開発や販路開拓等に対する補助、低金利融資や税制の特例措置が受けられるようになっています。

平成 27(2015)年度には、事業者から申請のあった農林水産物及び加工食品に係る「地域産業資源活用事業計画」の認定件数は 17 件（累計 168 件）となっており、地域活性化に向けた意欲的な取組となっています（表Ⅱ-3-3）。

中国四国農政局では、引き続き中小企業施策のノウハウ等を有効に活用し、農業の企業化や新たなアグリビジネスにつながるよう、6次産業化や農商工等連携と一体的な取組を進め、農業も含めた地域経済の活性化を推進することとしています。

表Ⅱ-3-3 地域産業資源活用事業計画認定件数（中国・四国）

（平成 28(2016)年 3 月末現在）

県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
認定 累計 件数	8	20	17	11	16	31	23	22	20	168

資料：中国四国農政局調べ

平成 27(2015)年度中小企業地域産業資源活用事業認定事例

事業者：株式会社 山賀

所在地：山口県下関市^{しものせきし}

事業名：ふぐの王様と言われる「トラフグ」本来の食感や味を活かした新商品開発および販路開拓

地域資源：ふく

認定時期：平成 27（2015）年度第 1 回認定



トラフグ焼き塩作り

事業者：株式会社 さわ

所在地：徳島県徳島市^{とくしまし}

事業名：木頭ゆずの果皮と種子を活用したマイクロペースト及びマイクロペーストを活用した冷凍加工食品の開発・製造・販売

地域資源：ゆず

認定時期：平成 27（2015）年度第 2 回認定



マイクロペースト（試作品）



冷凍マドレーヌ（試作品）

事業者：有限会社 二幸

所在地：島根県出雲市^{いずもし}

事業名：島根米を活用したライスバーガーの販売

地域資源：島根米

認定時期：平成 27（2015）年度第 3 回認定



ライスバーガー

3 農山漁村の活性化に向けた取組

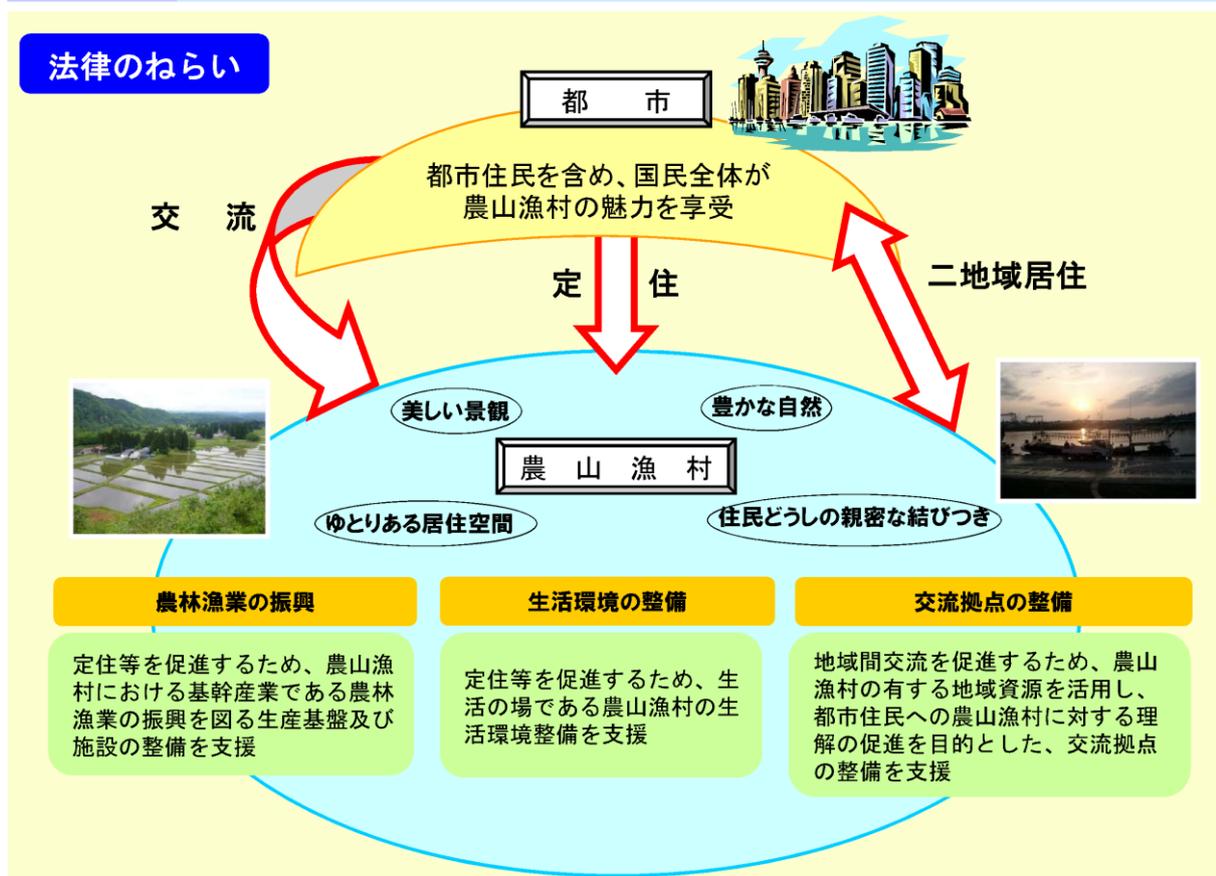
(1) 農山漁村活性化支援窓口の設置等による支援

農山漁村における定住や地域間交流など活性化に向けた取組を総合的に支援

農山漁村では、人口の減少、高齢化の進展等の課題を抱え、活力が低下しています。一方で、都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向がみられるようになってきています。

そこで、農山漁村に人を呼び込み地域を活性化するための支援策を総合的に展開するため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（以下「農山漁村活性化法」という。）が平成 19（2007）年に施行されるとともに、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が創設され、農山漁村における定住や農山漁村と都市との地域間交流などの地域の創意工夫を活かした農山漁村地域活性化の取組を総合的に支援してきました（図Ⅱ-3-2）。なお、本交付金は、平成 28（2016）年度より他の交付金と統合され、新たに農山漁村振興交付金となります。

図Ⅱ-3-2 農山漁村活性化法のねらい



資料：農林水産省作成

また、農林水産省では農山漁村の活性化推進に省を挙げて取り組んでいるところであり、地方農政局においては、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農山漁村活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策等につ

いて、ワンストップで地域からの相談に応じる「農山漁村活性化支援窓口」を設置しています。中国四国農政局では、農村振興部農村計画課に設置しています。

中国四国農政局ホームページ「中国四国農政局農山漁村活性化支援窓口」
http://www.maff.go.jp/chushi/iken/nousangyoson_sien.html

（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用状況等）

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、農山漁村地域における定住者及び滞在者の増加等を通じた活性化のため、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するものです。

具体的には、地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住等の促進を図るための区域や事業等を掲げた農山漁村の「活性化計画」を作成し、その計画が、確実かつ効果的に実施されるために、国として総合的取組を交付金により支援しています。

中国・四国地域においては、平成 27（2015）年度は 14 件の活性化計画が新たに策定され、農山漁村の活性化に向けた取組が実施されています。

なお、平成 28（2016）年度からは、農山漁村振興交付金の農山漁村活性化整備対策として、引き続き、定住・交流促進のために必要な施設等の整備を支援することとしています。

（2）都市農村関係交付金の概要

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援

（都市農村共生・対流総合対策交付金の概要）

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じているところです。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要になっています。

このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO 等の多様な主体と連携して形成する集落連合体に対し、関係省庁との連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援しています。

また、平成 25（2013）年度から子ども農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した交流施設等、福祉・教育・観光等と連携した取組について、関係省庁と連携して重点的に支援することとしており、中国・四国地域で 57 団体が地域活性化の取組を進めています（図 II-3-3、図 II-3-4）。

図Ⅱ-3-3 都市農村共生・対流総合対策交付金の概要

都市農村共生・対流総合対策

【平成27年度予算概算決定額：2,750(2,100)百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。



資料：農林水産省作成

図Ⅱ-3-4 都市農村共生・対流総合対策交付金実施事例

平成27年度 都市農村共生・対流総合対策交付金 実施事例

内閣総理大臣賞受賞！



地域資源を活用したグリーン・ツーリズム

「ゆめのねむら」都市農村交流推進協議会(鳥根県浜田市)

持続可能な地域運営の仕組みの構築や地域の行政、高齢者、若者など関係者を巻き込みながら都市・農村交流による賑わいを創出し、地域活力の向上を図る。
交付金による取組のほか、事務局で自らのステージ活動や著名なアーティストの講演企画など、音楽をキーワードに、農山漁村の環境や資源を活用しつつ都市との交流等による地域づくりを目指す取組が、オーライ！ニッポンの内閣総理大臣賞を受賞しました。



地域資源を活用したグリーン・ツーリズム

早島農業体験協議会(岡山県早島町)

インターネット(海外向け宿泊サイト)を活用した外国人観光客向けの情報発信し、ボランティアの受入を通じて、い草の作付けの再開、「花ごさ手織り」の技術を受け継ぐ若い人材を確保し、地域の活性化を図る。



「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム

さぬきファームプロジェクト協議会(香川県高松市)

料理教室や収穫体験など農家と消費者の両者参加型のプロジェクトを実施し、都市部の女性グループの協力の下、農家と消費者の交流を図る。



子ども農山漁村交流

福山市うつつみ体験交流推進協議会(広島県福山市)

都市部の子供たちとの交流により高齢者などの生きがいづくりの場を増やし、誰もがいつになっても元気がいきいきと暮らせる地域の実現をめざし、農漁業と観光を活性化して地域経済の振興発展を目指す。



「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム

瀬戸内・まつやま里島めぐり連絡協議会(愛媛県松山市)

「サイクリング&グリーンツーリズム」で訪れる人に、第2のふるさとと感じてもらえるような取組により「島びとがいきいきと輝く笑顔あふれる里の島」を実現を目指す。



子ども農山漁村交流

NPO法人 ゆうゆうグリーン農山(山口県長門市)

子どもの体験型教育旅行と特産品開発等を通じて、地場産品の販路拡大や雇用の場の創出、Uターンによる定住促進を目指す。



「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム

遊子川地域活性化プロジェクトチーム(愛媛県西予市)

特産トマトを活用した「トマトゆずポン酢」などの開発による所得増や雇用の場を創出。地域・特産品のPR映画の上映を通じて、地域の魅力を発信し若者の定住促進などを図る。



自然・景観を生かした美しいむらづくり

徳島剣山世界農業遺産推進協議会(徳島県つるぎ町)

世界農業遺産認定に向けて、農村集落での体験交流や農産物等特産品を進め、地域農業や豊かな生物多様性、里山景観を保全し農村復興への機運を高めていく。



地域資源を活用したグリーン・ツーリズム

土佐天空の郷振興会(高知県本山町)

米を中心に農産物のブランド化や新たな加工品の開発、汗見川ふれあいの郷清流館を核とした体験交流事業を展開し、定住の促進と地域活性化を目指す。



資料：農林水産省作成

中国四国農政局ホームページ「都市農村共生・対流総合対策交付金」

<http://www.maff.go.jp/chushi/green/index.html>

(3) 美しい自然と景観の維持創造

自然との共生や環境との調和に配慮した農業農村整備事業の推進

農村の美しい自然や景観は、農作業に携わる人々の手によって維持されています。

近年、農村の自然環境は、都市住民や地域住民の憩いや安らぎの場として見直されており、農業の生産活動に加え、その生産活動が営まれる農村の美しい自然環境、景観を将来にわたって維持・創造することが求められています。

このような中、農業農村整備事業は、食料の安定供給等農業生産性の向上、農村の生活環境の改善を基本的な目的としつつ、平成 13 (2001) 年度の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造に努めてきました。

また、農林水産省では、平成 15 (2003) 年 9 月の「水とみどりの『美の里』プラン 21」の作成、平成 16 (2004) 年 6 月の「景観法」の制定を受け、農山漁村地域特有の良好な景観を形成するため、農業農村整備事業においても景観に配慮した取組を一層推進することとしています。

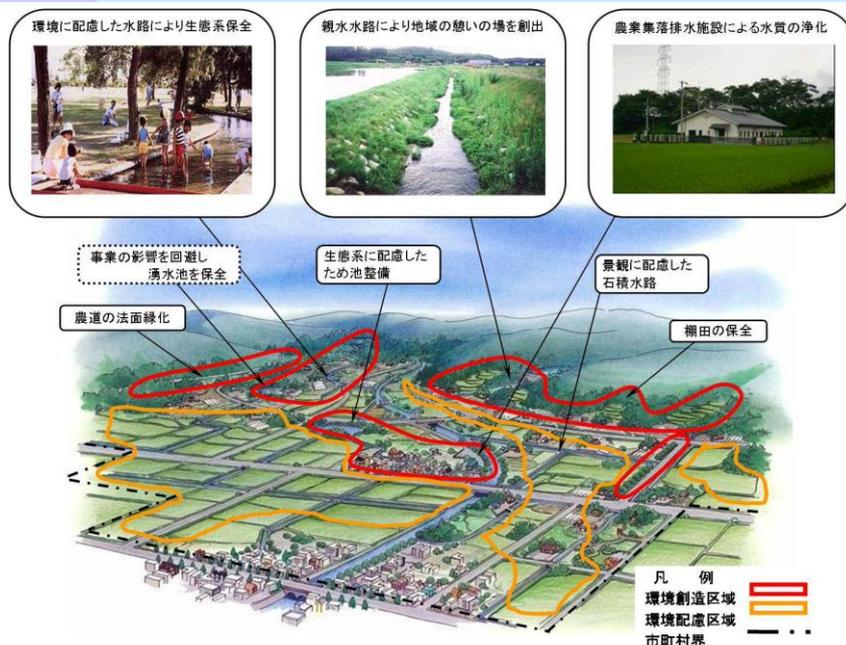
(田園環境整備マスタープラン等)

農業農村の整備に当たっては、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」又は「農村環境計画」(以下「田園環境整備マスタープラン等」という。)に基づいて環境との調和に配慮した事業を展開しています。

なお、「田園環境整備マスタープラン等」とは、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項等を内容とし、農業農村整備事業を実施する全市町村が主体となって策定するものです(図 II-3-5)。

中国四国農政局管内では「田園環境整備マスタープラン等」を平成 27 (2015) 年度に新たに 1 村が策定し、1 町が見直しを行いました。平成 27 (2015) 年度末時点で 186 市町村で策定されています。

図 II-3-5 田園環境整備マスタープランに基づく「環境創造型事業」の例



資料：農林水産省作成

4 豊かなむらづくりへの取組

創意工夫を凝らし地域活性化に取り組む団体・地区を表彰

豊かなむらづくり全国表彰事業を実施し、自主的努力と創意工夫によるむらづくり活動を通じて地域の活性化に貢献している団体等を表彰しています。

平成 27（2015）年度に、中国・四国地域では 3 団体・地区が農林水産大臣賞を、1 団体・地区が中国四国農政局長賞を受賞し、11 月 12 日に中国四国農政局において表彰式が行われました。山口県萩市の「須佐地区一本釣船団」については、農林水産祭むらづくり部門の三賞の一つである「内閣総理大臣賞」も受賞しました。

なお、平成 27（2015）年度から、この表彰事業の審査に当たっては、「女性が活躍している事例について配慮する」という要素が加えられました。

中国・四国地域の受賞団体・地区は以下のとおりです（表Ⅱ-3-4）。

表Ⅱ-3-4 受賞団体・地区一覧

表彰名	むらづくりの主体	所在地
内閣総理大臣賞 農林水産大臣賞	須佐地区一本釣船団	山口県萩市
農林水産大臣賞	清河自治振興会	広島県三次市
農林水産大臣賞	NPO 法人豊かな食の島岩城農村塾	愛媛県越智郡上島町
中国四国農政局長賞	農事組合法人川平みどり	島根県江津市

●内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞 【須佐地区一本釣船団（山口県萩市 須佐地区）】

地区の主幹産業である漁業の衰退が懸念される中、「須佐地区一本釣船団」が漁村の再活性化のため、須佐産ケンサキイカの魚価向上・付加価値を高める取組を行うことを決定しました。消費者ニーズの把握に努め、付加価値の高い活イカの出荷を拡大し、「須佐 男命いか」としてブランド化するなど、地域をあげてイカの町「須佐」の知名度向上に取り組んでいます。

【生産面の主な取組】

- ケンサキイカの消費者ニーズ把握のため、イカ祭り、活イカの直売市を開催
- 蓄養水槽の整備により活イカの出荷を拡大し、漁業者の所得安定・向上に寄与
- 「須佐 男命いか」としてブランド化し、認定店制度を導入するなど「イカの町」を PR

【生活・環境整備面の主な取組】

- 漁協女性部等が、活イカの食事提供やイカの加工品製造に取り組む
- 漁船による観光遊覧船と活イカの食事をセットにしたツアーが好評
- 「海の森をつくる会」を設立し漁場環境改善の取組と、伝統文化「弁天祭」の継承



ブランド「須佐 男命いか」の料理提供等で活躍する女性



ボランティアで観光遊覧船のガイドをする女性

●農林水産大臣賞

【青河自治振興会（広島県三次市 青河地区）】

平成 16（2004）年に住民自治組織「青河自治振興会」を設立し、平成 18（2006）年に住民自ら「青河町 町づくりビジョン」を策定しました。『新しい営農を模索しながら「農」を中心とした田舎文化と都市（消費者）の交流』を目標の 1 つに掲げ、農村と都市の交流、定住促進対策、暮らしサポート事業など住民生活に重点を置いた取組を行っています。

【生産面の主な取組】

- 多様な組織による農業経営と様々な農産物や加工品の販売
- 都市との交流を通じた農産物販売と農作業体験の実施
- 朝市「よりんさい屋」を開設し、農業者の生産意欲や生きがい等へ寄与

【生活・環境整備面の主な取組】

- 農家の有志で設立した会社有限会社ブルーリバーによる定住促進対策の実施と「青河児童クラブ」による子育て家庭の支援
- 「ホテルの会」による河川浄化等の自然環境保全活動
- 住みやすい地域を目的とした「暮らしサポート事業」の実施



女性が活躍する都市との交流（公民館まつり）



青河児童クラブ

【NPO 法人豊かな食の島岩城農村塾（愛媛県越智郡上島町 岩城地区）】

温州みかんの栽培が盛んであった岩城島は、昭和 40（1965）年、価格の低迷により廃園が増加しました。これに危機感をもった島で先進的農業を実践していた I、U ターン農家と地元農家が協力し、平成 20（2008）年、島内で自立できる農業を目指して NPO 法人を設立し、特産品の開発やブランド化の推進、新規就農者の支援、耕作放棄地の解消など「青いレモンの島」の農業活性化に取り組んでいます。

【生産面の主な取組】

- 島の気候を利用し、ハウスと露地を組み合わせたレモンの周年栽培を確立
- 島の気候に適した新品種導入や加工品開発などブランド化を推進
- アンテナショップや物産販売イベントに参加し、農産物を PR し、販路を開拓
- 復旧した耕作放棄地などの農地を斡旋し、新規就農者の経営基盤安定を支援

【生活・環境整備面の主な取組】

- 就農促進イベントや島外住民との交流を通じ、農業や島の魅力を PR
- 上島町の定住促進対策と NPO の研修実施により後継者を育成・確保



復旧農地で就農した女性



定住促進対策を活用し島の農業や生活を体験する女性

●中国四国農政局長賞

【農事組合法人川平みどり（江津市川平町 みなみかわのぼり 南川上地区）】

地区で昭和 63（1988）年に設立された営農組合が休眠状態となっていました。ほ場整備をきっかけに、地域活性化のための協議を積み重ね、平成 18（2006）年、「限界集落から源快集落へ」の合言葉を掲げ、「農事組合法人川平みどり」を設立しました。地区内の 8 割程度の農地を集積し、特別栽培米等の生産、伝統文化の復活・継承、新たなイベントによる賑わいの創出などに取り組んでいます。

【生産面の主な取組】

- 地区内及び周辺集落での農地集積、農業サポートによる農産物の生産
- 獣害対策のため住民が連携して全長 11km に及ぶ防護柵を設置
- 女性グループによる農産加工品の販売及び学校給食食材の加工
- I、Uターン者を雇用し、将来の中心となる人材を育成

【生活・環境整備面の主な取組】

- 花田植え、川平神楽などの伝統文化の継承と異文化との交流の場を企画
- 高齢者が活躍できる作業の場と住民誰もが楽しめるイベントや出し物を提供



農産加工等で活躍する女性グループ



花田植えで国際交流

5 農村の生活環境整備等

地域の自主性や裁量を重視した農村生活環境の整備を展開

（1）農村生活環境整備の概況

中国・四国地域において、総土地面積における 85% を中山間地域が占めており、農村部では、過疎化や高齢化が進行し、集落機能が低下している上、都市部との間で社会資本整備に格差があるなどの問題を抱えています。

農村地域は食料の生産の場、地域住民の生活の場であるとともに、国土の保全等の多面的機能が発揮される場であることから、こうした問題を解決していく必要があります。

このため、各自治体では地域住民が主体となった生活環境の整備を促進することを目的として、地域住民等の参画を促すとともに地域の特性や多様なニーズを踏まえつつ、農山漁村地域整備交付金を活用して農村生活環境基盤を整備する事業（中山間地域総合整備、農業集落排水施設整備）の推進に取り組んでいます。

（2）農村生活環境整備の推進

ア 農業集落排水施設整備の取組

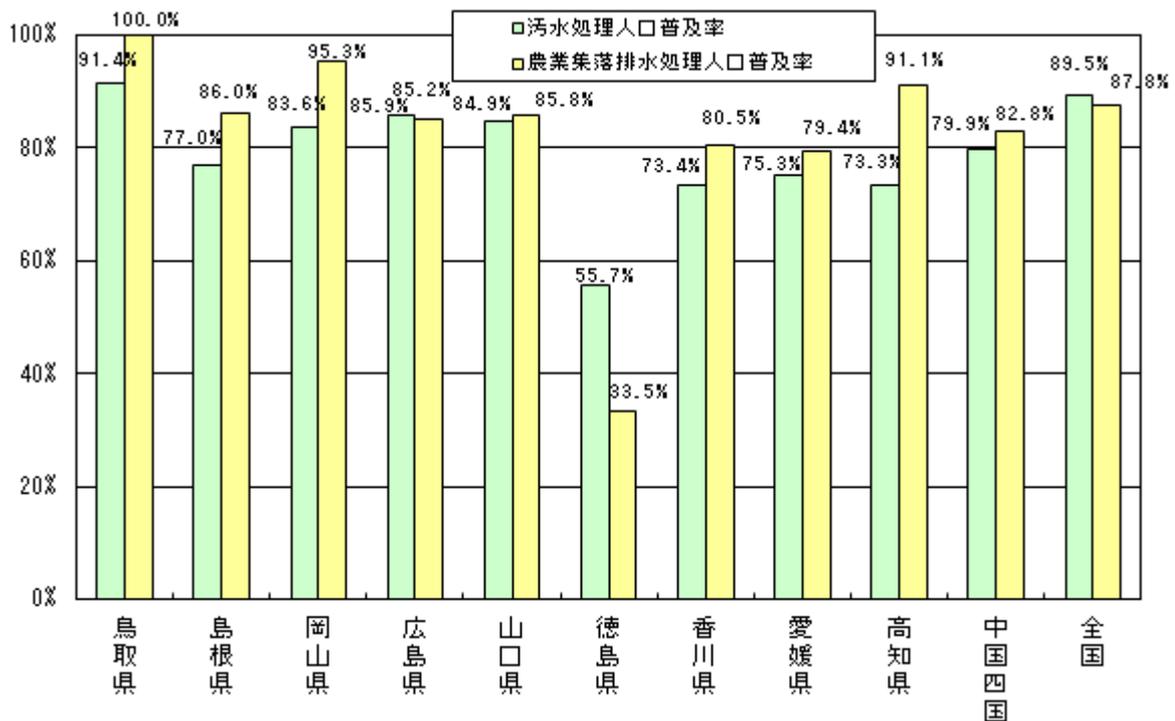
平成 26（2014）年度末の汚水処理人口普及率（農林水産省、国土交通省、環境省調

べ)は全国で89.5%(東日本大震災の影響で調査不能な市町村があるため、福島県を除いた数値)、中国・四国地域で79.9%となっています。

また、農業集落排水事業により污水处理施設を整備することとされている区域における農業集落排水処理人口普及率は、全国で87.8%(福島県を除く)、中国・四国地域では82.8%であり、整備がやや遅れています(図Ⅱ-3-6、表Ⅱ-3-5)。

一方で、現在、稼働している農業集落排水施設は796地区あり、今後、施設の老朽化等により更新整備が必要となることから、地区の状況に応じた機能強化や予防保全等の対策が必要となっています。

図Ⅱ-3-6 汚水及び農業集落排水処理人口普及率(平成26(2014)年度末)



資料：中国四国農政局調べ

注：1) 農業集落排水処理人口普及率は、各県が策定した構想で農業集落排水事業により整備することとされている整備対象人口に対する整備済人口の割合。

2) 全国数値については、東日本大震災の影響で、福島県において、調査不能な市町村があるため、福島県を除いた数値。

表Ⅱ-3-5 平成27(2015)年度の農業集落排水事業の実施地区数

事業名	地区数
農業集落排水事業(農山漁村地域整備交付金)	24地区
污水处理施設整備交付金	5地区

資料：中国四国農政局調べ



農業集落排水処理施設の整備例

イ 中山間地域における生活環境整備の取組

中山間地域は、傾斜地が多く生産基盤整備が遅れていることに加え、集落内道路が狭小であるなど、生活環境基盤の整備の遅れもみられます。中山間地域総合整備事業は、このような中山間地域を対象に、農業の生産基盤の整備を中心としつつ、農村の生活環境の整備を総合的かつ一体的に実施できる総合整備事業です。中国四国農政局管内では、平成 27（2015）年度に 8 県 42 地区がこの事業を実施しており、そのうち 21 地区において、農業生産や日常生活を円滑に営むための集落道、営農用水とあわせて生活用水も供給する営農飲雑用水施設、防火水槽をはじめとする防災安全施設等の生活環境基盤の整備を行っています。

6 日本型直接支払

（1）多面的機能支払交付金の概要

ア 多面的機能支払制度の推進

農業者と地域住民の共同活動で守られる多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、食料の生産だけでなく、洪水防止、地下水の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあります。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための水路、農道等の維持管理を行う地域共同活動を支援し、多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革の後押しをするため、平成 26（2014）年度に多面的機能支払制度を創設しました。

そして、平成 27（2015）年度からは、法律に基づいた事業として実施されることとなり、多面的機能支払制度の着実な取組の拡大を進めています。

イ 多面的機能支払交付金の実施状況

約4割の農地において、地域の共同活動を支援

中国・四国地域では、平成28(2016)年1月末現在、多面的機能支払交付金(農地維持支払)に4,404組織、約13万9千haで取り組まれ、平成27(2015)年度は、636組織、約1万3千haで取組が拡大しました(表Ⅱ-3-6、表Ⅱ-3-7)。

表Ⅱ-3-6 中国・四国地域の取組実績(農地維持支払)(平成27(2015)年度見込み値)

		平成27年度		平成26年度
			H26からの増	
中国四国	対象組織数	4,404	636	3,768
	取組面積	139千ha (39%)	13千ha	127千ha (37%)
	対象農用地面積	354千ha		355千ha
全国	対象組織数	28,157	3,272	24,885
	取組面積	2,178千ha (52%)	217千ha	1,961千ha (46%)
	対象農用地面積	4,208千ha		4,219千ha

資料：平成27年度多面的機能支払交付金の取組状況(見込み)

農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室

- 注：1) 平成27年度対象農用地面積は、「平成26年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。
2) 平成26年度対象農用地面積は、「平成25年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

表Ⅱ-3-7 各県別取組状況(農地維持支払)(平成27(2015)年度見込み値)

県名	対象農用地面積(千ha)	農地維持支払(H27見込み値)						
		活動組織数		取組面積(ha)				
			うち 広域活動組織数		カバー率	田	畑	草地
鳥取県	31.8	715	2	14,874	47%	12,430	2,415	29
島根県	40.4	647	24	22,711	56%	19,285	2,671	755
岡山県	58.8	465	9	13,873	24%	12,324	1,545	4
広島県	49.9	816	6	18,158	36%	17,271	867	20
山口県	41.4	360	10	19,913	48%	18,498	1,317	98
徳島県	31.0	185	17	10,503	34%	7,971	2,520	12
香川県	25.9	388	1	13,463	52%	11,944	1,518	0
愛媛県	45.1	510	5	16,848	37%	10,310	6,405	133
高知県	29.7	318	0	9,124	31%	8,213	909	1
中国計	222.2	3,003	51	89,530	40%	79,809	8,815	906
四国計	131.8	1,401	23	49,937	38%	38,438	11,353	146
中国四国計	353.9	4,404	74	139,467	39%	118,247	20,168	1,052

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

- 2) 対象農用地面積は、「平成26年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

ウ 多面的機能支払の啓発普及活動

優良な活動組織を表彰し事業を普及拡大

中国四国農政局では、水路や農道等の地域資源の保全管理、生産条件不利地における農業生産活動等の維持及び環境保全効果の高い営農活動など、農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を支援する事業に取り組まれている組織等を対象に、優良な取組について農政局長から表彰を実施しています。

平成 26 (2014) 年度に多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰制度を創設し、多面的機能支払と中山間地域等直接支払を対象に実施していましたが、平成 27 (2015) 年度より環境保全型農業直接支払を新たに加え、3 制度で実施することとなりました。

本表彰により、地域の共同活動に取り組む関係者の意欲高揚を図るとともに、本事業の啓発普及を進めていくこととしています。

平成 27 (2015) 年度の多面的機能支払部門最優秀賞受賞組織は、以下のとおりです。

【多面的機能支払部門】

最優秀賞

- ・ 向道環境保全会（山口県周南市）
- ・ ミツ子石池資源保全組合（香川県三木町）



受賞者の皆様



意見交換会の様子

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動を強化・推進し、関係者の取組意識の高揚と活動の向上を図る目的で平成 21 (2009) 年度から「多面的機能支払中国四国シンポジウム」を毎年開催しています。

平成27 (2015) 年度は、平成28 (2016) 年 2 月 4 日に愛媛県松山市において、「多面的機能支払中国四国シンポジウムin愛の国えひめ」を開催し、管内各県から本制度にかかわる700名余りが参加する中、農業が持つ多面的機能の意義についての基調講演の後、広域組織による効率的な取組事例や多面的機能に取り組んでいる管内の優良地区の事例紹介を行いました。



シンポジウム開催状況



取組事例講演

（２）中山間地域等直接支払交付金の概要

ア 中山間地域等直接支払制度の推進

多面的機能の発揮のため、中山間地域等における農業生産活動の継続を支援

中山間地域等は流域の上流部に主に位置しており、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展するなかで、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等と平地地域との条件格差を補正するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止等の取組を推進しています。

イ 中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

173 市町村で協定を締結

平成 27（2015）年度は中山間地域等直接支払の第 4 期対策の初年度であり、全国的に高齢化等により今後 5 年間の協定継続への不安等から取組面積が減少する傾向にあります。平成 27(2015)年度の中国・四国地域における中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）については、173 市町村（対前年 99%）で、7,831 協定（対前年 90%）が締結され、水路、農道等の維持管理をはじめ、機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等を推進しています。

また、交付見込み面積については、約 8 千 ha 減少し、8 万 7,586ha（対前年 92%）となっています（表 II-3-8）。

表Ⅱ-3-8 平成27(2015)年度実施状況見込み(集落協定+個別協定)

県名	取組市町村数			協定数				交付面積(ha)			
	H27	H26	増減(率)	H27	H26	増減(率)		H27	H26	増減(率)	
鳥取県	17	17	0 (100%)	637	690	△ 53	(92%)	7,729	8,100	△ 371	(95%)
島根県	19	19	0 (100%)	1,214	1,339	△ 125	(91%)	12,652	13,301	△ 649	(95%)
岡山県	25	25	0 (100%)	1,300	1,398	△ 98	(93%)	11,771	12,390	△ 619	(95%)
広島県	18	18	0 (100%)	1,592	1,682	△ 90	(95%)	20,620	21,765	△ 1,144	(95%)
山口県	17	16	1 (106%)	778	862	△ 84	(90%)	11,605	12,760	△ 1,155	(91%)
徳島県	17	17	0 (100%)	467	549	△ 82	(85%)	2,898	3,444	△ 546	(84%)
香川県	12	13	△ 1 (92%)	407	464	△ 57	(88%)	2,604	2,997	△ 393	(87%)
愛媛県	18	18	0 (100%)	868	972	△ 104	(89%)	11,862	13,888	△ 2,025	(85%)
高知県	30	31	△ 1 (97%)	568	763	△ 195	(74%)	5,844	6,982	△ 1,138	(84%)
中国	96	95	1 (101%)	5,521	5,971	△ 450	(92%)	64,377	68,315	△ 3,938	(94%)
四国	77	79	△ 2 (97%)	2,310	2,748	△ 438	(84%)	23,209	27,311	△ 4,102	(85%)
中国四国	173	174	△ 1 (99%)	7,831	8,719	△ 888	(90%)	87,586	95,626	△ 8,040	(92%)
全国	990	998	△ 8 (99%)	25,671	28,078	△ 2,407	(91%)	654,159	687,220	△ 33,061	(95%)

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

集落協定の取組事例 1

農業者と非農業者の協働による次世代へつなぐ集落づくり・担い手づくり

【広島県三次市石原集落協定組合】

石原地区は、中国山地に位置する三次市の旧君田村^{きみたそん}にある典型的な中山間地域です。第1期対策時には3つに分かれていた集落協定を第2期対策で石原集落協定組合として、地区のほぼ全域をカバーする集落協定にまとめています。さらに、第3期対策では出作関係にあった近隣の小規模・高齢化集落を編入するなど、集落協定を発展させています。

本交付金を活用した地区ぐるみでの獣害対策やセンチピートグラスによる畦畔管理の省力化等の積極的な取組、認定農業者3経営体（特定農業法人、合同会社、個人）等への地区内農地の約7割（49.5ha）の集積など、地域の活性化が図られています。

【主な取組内容】

- 地域ぐるみでの獣害防止柵（延長9.5km）、箱わな（11基）の設置、センチピートグラスの植栽の支援による畦畔管理の省力化を推進しています（平成28（2016）年までに協定面積の24%（15.8ha）まで植栽予定）。
- アスパラガス栽培の取組による高齢者・女性の雇用の場の創出や毎年開催している「ひまわりまつり」（約2,500人の来客）で地域農産物等の販売を行っています（約150万円の売上げ）。
- 人材育成助成（共同取組活動費）による研修を契機に13haの酒米栽培を実現しています。



ひまわりまつりでの加工品等の販売



酒米の栽培圃場



アスパラガスの栽培による地元女性・高齢者の雇用の場を確保



集落協定の取組事例 2

協定統合による農地の維持管理体制の構築

【高知県 いの町 上東集落協定】

上東地域は、高知市から車で1時間程度の山間に位置するいの町の旧吾北村ごほくそんにある、沢沿いに農地が広がる典型的な中山間地域です。

平成12（2000）年度より地域内の6集落がそれぞれ中山間地域等直接支払制度に取り組んでいましたが、耕作者の高齢化及び担い手不足により、農地の荒廃等の課題が生じていました。

このような課題に対応するために、第2期対策の最終年の平成21（2009）年に地域全体をカバーする集落営農組織（上東地区営農組合）を設立するとともに、6協定を1つの協定に統合しました。これまでは5協定が8割協定だったところ、統合後の協定は10割協定にステップアップし、生産体制の整備、効率化による取組の充実が図られています。

【主な取組内容】

- 集落営農組織のオペレーターの2名は40代で、将来は地域のリーダーとなるよう集落ぐるみでサポートしています。
- 集落営農組織の設立により生産体制の効率化が図られたことで、酒米の栽培やニラ、加工用わさびなどの園芸作物の導入、再生農地でのゆず栽培等の取組を実施しています。
- 毎年3月末に地元住民の手作りイベント「カタシ(藪椿)の花祭り」を開催し、都市住民との交流を実施しています。



谷筋に広がる不整形な農用地



ハウスでのニラ栽培



カタシの花祭り

（3）環境保全型農業直接支払交付金の概要

ア 環境保全型農業直接支払制度の推進

自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能が健全に発揮されるようにするためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重

視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要があります。

このため、農林水産省では、平成23(2011)年度から、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払」を実施してきました。また、平成27(2015)年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を実施する農業者団体等に対する支援を実施しています。

イ 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

平成27(2015)年度は、全ての取組で面積が拡大

平成27(2015)年度は、全国的に取組面積が大幅に増加しています。中国・四国地域においても、取組面積は3,810ha(対前年比118.0%)と大幅に増加しています(表II-3-9)。

表II-3-9 取組件数及び取組面積(平成27(2015)年度は見込)

(単位:件、ha)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	取組件数	取組面積	取組件数	取組面積	取組件数	取組面積	取組件数	取組面積	取組件数	取組面積
全 国	6,622	17,009	12,985	41,439	15,240	51,114	15,920	57,744	4,097	76,863
中国・四国	1,016	1,173	1,549	2,489	1,623	3,015	1,648	3,229	477	3,810
鳥取県	71	111	106	224	100	232	100	270	43	374
島根県	328	441	470	928	519	1,111	530	1,217	97	1,538
岡山県	63	92	94	171	92	199	92	197	52	231
広島県	56	88	79	242	110	448	116	474	62	525
山口県	78	106	160	374	157	453	169	445	75	467
徳島県	76	53	94	70	98	81	110	99	44	124
香川県	25	18	30	40	46	71	68	96	21	97
愛媛県	141	179	169	245	143	222	100	219	28	227
高知県	178	84	347	194	358	197	363	212	55	226

資料:農林水産省生産局調べ

注:1)平成27(2015)年度は、平成28(2016)年1月31日現在の取組状況。

2)平成27(2015)年度から交付金の支援対象者の要件を農業者個人から農業者の組織する団体等に変更したため、取組件数の前年度との比較はできない。

また、支援対象取組別にみても、全ての取組で前年度と比べて増加しています。特に堆肥の施用と地域特認取組が大幅に増加しています(表II-3-10)。

表Ⅱ-3-10 支援対象取組別の取組面積（平成27(2015)年度は見込面積）

(単位：h a)

区分	カバークロープ					堆肥の施用				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全 国	2,643	10,731	11,831	11,849	13,612	-	1,012	10,426	12,392	17,483
中国・四国	320	968	964	934	938	-	-	650	929	1,302
鳥取県	40	143	110	113	130	-	-	41	76	147
島根県	201	354	327	314	331	-	-	254	384	523
岡山県	10	80	108	105	101	-	-	5	5	12
広島県	1	13	26	34	16	-	-	252	334	414
山口県	61	300	314	285	267	-	-	72	87	133
徳島県	4	4	6	8	9	-	-	-	-	4
香川県	-	17	20	21	18	-	-	27	43	49
愛媛県	1	48	45	46	56	-	-	-	-	-
高知県	1	9	8	9	9	-	-	-	1	20

(単位：h a)

区分	有機農業					地域特認取組				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全 国	11,258	14,469	13,320	13,263	13,541	3,108	15,226	15,539	20,240	32,226
中国・四国	683	958	993	1,036	1,150	171	562	408	331	420
鳥取県	70	70	75	77	86	1	11	6	4	10
島根県	114	256	292	292	386	126	317	238	227	298
岡山県	79	88	87	88	118	3	3	-	-	-
広島県	60	95	96	106	95	27	134	74	-	-
山口県	39	61	67	73	65	6	14	-	1	2
徳島県	45	62	64	75	90	4	3	11	16	22
香川県	18	23	25	31	31	-	0	0	-	-
愛媛県	177	189	171	173	168	1	8	6	1	3
高知県	80	114	116	122	113	3	72	73	81	84

資料：農林水産省生産局調べ

注：1) 平成27(2015)年度は、平成28(2016)年1月31日現在の取組状況。

2) 平成24(2012)年度の「堆肥の施用」面積は、地域特認取組として取組を行った道県から該当取組を再集計したもの。

3) 平成24(2012)年度までの「地域特認取組」面積は、冬期湛水管理、草生栽培及びりビングマルチ（平成24(2012)年度までは全国共通取組）を含めて再集計したもの。

4) 「-」は事実のないもの。

＜本対策の支援対象取組＞

カバークロープ：5割低減の取組（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組。以下同じ。）の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組。

堆肥の施用：5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組。

有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組。

地域特認取組：地域の環境や農業の実態等を勘察した上で、地域を限定して支援の対象とする、5割低減の取組と合わせて行う取組。

7 農山漁村における再生可能エネルギーの活用

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進

再生可能エネルギーを活用し、農山漁村の活性化を図る

国土の大宗を占める農山漁村には、森林資源等のバイオマス、土地、水などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギーの利用の面で高いポテンシャルがあります。

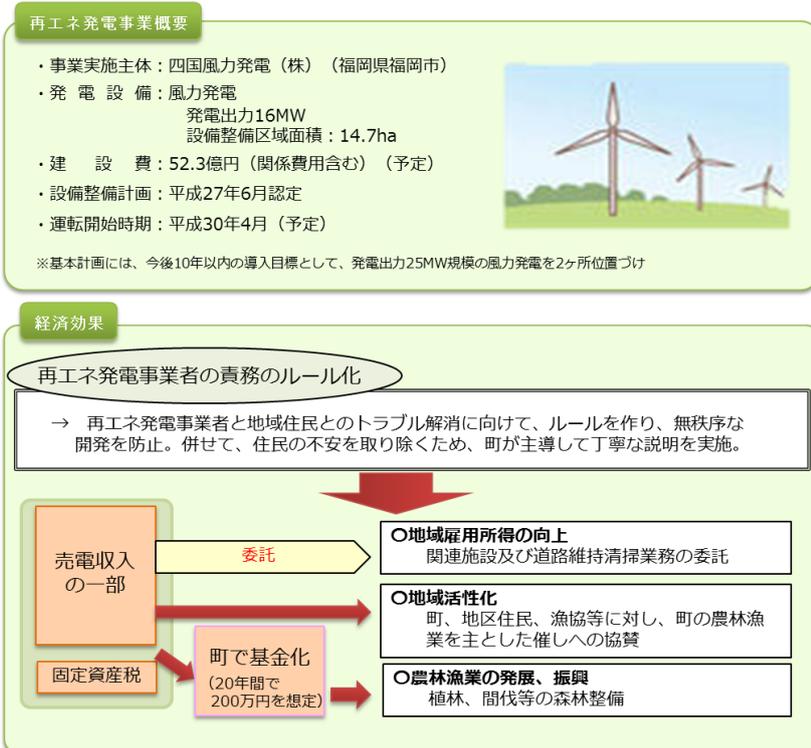
一方、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の導入により、農山漁村に存在する資源を活用した発電が進んでいますが、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっています。

また、農山漁村において、再生可能エネルギー設備の無計画な整備が進めば農林漁業に必要な農林地や漁港等が失われ、農山漁村の活性化にもつながらないおそれがあります。

このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）により、農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光、小水力、風力等）を活用した発電の導入を促進することにより、農山漁村の活性化を図ることとしたところで

す。中国四国農政局では、本制度の円滑な推進を図っていくため、相談窓口を設置し必要な情報提供や助言等を行っています。また、平成27(2015)年には市町村等への個別説明会を開催（10回）したほか、取組に意欲のある地域の関係者を一堂に参集し意見交換会を同年8月11日に鳥取県（鳥取県及び鳥取県内10市町等参加）、同年11月9日に高知県（愛媛県、高知県及び両県内7市町等参加）において開催しました。

図Ⅱ-3-7 愛南町農山漁村再生可能エネルギー基本計画の概要



こうした中、愛媛県愛南町^{あいのん}は、平成27(2015)年3月に再生可能エネルギーの活用について協議会を設置し、同年5月に「愛南町農山漁村再生可能エネルギー基本計画」を作成・公表しました。

計画では、風力発電施設建設のために造られた作業道を林道として活用するとともに、発電により得られた売電収入の一部を植林・間伐等の森林整備などに活用することとしており、地域林業の活性化につながる取組として期待されます(図Ⅱ-3-7)。

資料：農林水産省作成

(2) 再生可能エネルギー導入推進の取組状況

農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー導入を巡る動き

農業水利施設等を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入は、地域における安定的な電力供給に寄与し、農村地域の活性化に貢献するとともに、電力の値上げや施設の老朽化等によって増大傾向にある維持管理費の削減に資することが期待されます。

「土地改良長期計画」（平成 24（2012）年 3 月 30 日閣議決定）では、農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの利用を促進するため、平成 28（2016）年度までに約 1,000 地域で農業水利施設を活用した小水力発電等の計画作成に着手することを目標に掲げられています。

そのため、中国四国農政局管内においても、小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行う小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に取り組んでいます。

また、平成 27（2015）年 5 月までに農業農村整備事業等により小水力等発電施設は、全国 133 地区で整備されており（小水力発電施設 45 地区 2 万 6 千 kW、太陽光発電施設 83 地区 7,300kW、風力発電施設 6 地区 1,200kW（1 地区重複カウント））、中国四国農政局管内においては、平成 28（2016）年 4 月までに 17 地区（小水力発電施設 9 地区 4,066kW、太陽光発電施設 8 地区 536kW）で再生可能エネルギー発電施設が整備されました（図Ⅱ-3-8）。

<小水力発電施設>

愛媛県西条市・志河川^{さいじょうし しこがわ}ダムの小水力発電施設（最大出力：50kW）
（地域用水環境整備事業 発電開始：平成 28（2016）年）



志河川ダム



発電機

<太陽光発電施設>

徳島県阿南市^{あなんし}の太陽光発電施設（最大出力：150kW）
（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 発電開始：平成 27（2015）年）

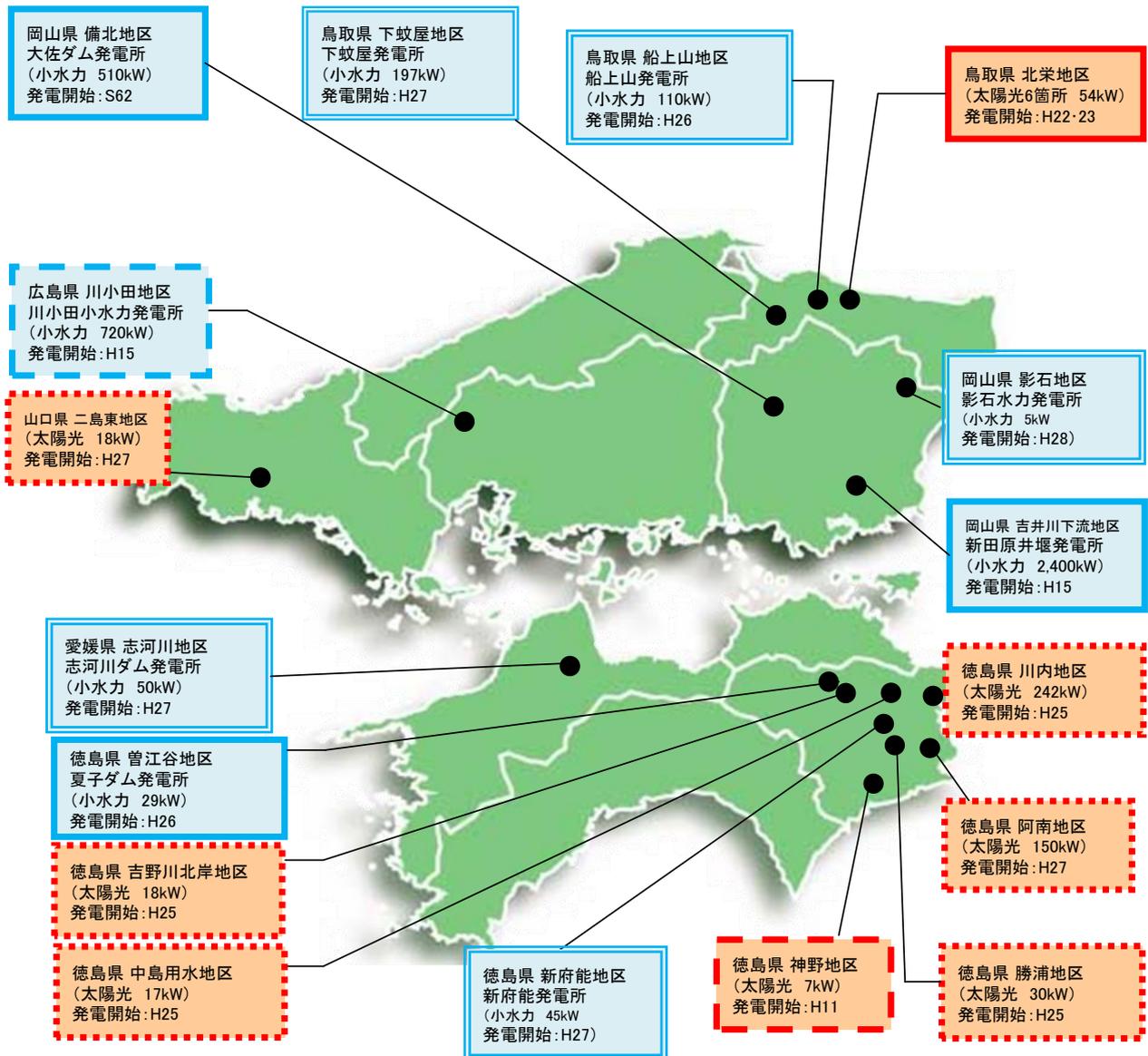


阿南市の太陽光発電施設



太陽光パネルの設置状況

図Ⅱ-3-8 中国四国農政局管内の小水力等再生エネ発電施設の整備状況(平成28(2016)年4月末現在)



<p>【小水力発電施設 9地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営かんがい排水事業等(3地区) 農村総合整備事業(1地区) 地域用水環境整備事業(5地区) 	<p>【太陽光発電施設 8地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素むらづくり支援事業(1地区) 農業集落排水事業(1地区) 農山漁村プロジェクト支援交付金(6地区) 	<p>【整備済地区 発電量】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電 9地区 最大出力 合計4,066kW 太陽光発電 8地区 最大出力 合計 536kW
--	--	---

資料：中国四国農政局作成

表Ⅱ-3-11 バイオマス産業都市選定地域の構想概要（平成27(2015)年度現在）

地域名 (選定年度)	主な取組
奥出雲町 (25年度)	木質バイオマス熱利用（林地残材等）、炭材（林地残材等）
飯南町 (27年度)	堆肥化（家畜排せつ物、林地残材等）、熱利用（林地残材等、竹）、バイオガス発電・熱利用（生ごみ、下水汚泥）
隠岐の島町 (26年度)	マテリアル化（間伐材等）、ペレット燃料化（間伐材等）、木質バイオマス発電（間伐材等）バイオガス熱利用（食品廃棄物、間伐材等）
津山市 (27年度)	パウダー化・マテリアル化（製材残材、間伐材）、木質バイオマス発電（間伐材）
真庭市 (25年度)	木質バイオマス発電（林地残材等）、BDF（廃食用油）、堆肥化（食品廃棄物）、バイオマスリファイナリー事業、産業観光拡大事業
西粟倉村 (25年度)	木質バイオマス熱利用（林地残材等）
三豊市 (25年度)	堆肥化、燃料化（食品廃棄物等）、資材化（竹）

資料：中国四国農政局調べ

9 地理的表示保護制度の推進

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

（1）地理的表示保護制度の概要

平成26(2014)年6月25日に公布された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」（平成26年法律第84号）が、平成27(2015)年6月1日に施行され、登録申請の受付が開始されました。

本法律に基づく地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きが特定できる産品について、その名称を知的財産として保護する制度です。

このような地理的表示保護制度は、国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で導入されています。

（2）地理的表示保護制度の周知と取組

中国四国農政局は、平成27(2015)年6月1日の登録申請受付に向けて、制度の内容及び申請方法を説明するため、「地理的表示保護制度に関する説明会」を同年4月20日に岡山市で開催し、農林漁業団体、弁理士会、地方自治体等約100名の参加がありました。

また、管内各県で開催された「地理的表示登録申請に向けた説明・相談会」におい

て、制度や申請方法を説明するとともに、管内各県に駐在する地方参事官による各市町村、JA 等への制度周知を行いました。

さらに、平成28(2016)年3月22日から4月8日にかけて、中国四国農政局「消費者の部屋」展示コーナーにおいてパネル展示による制度の紹介、伊予生糸等関連グッズの展示を行う等制度の普及・啓発に努めました。

なお、農林水産省は、平成27(2015)年12月22日に「あおもりカシス」など7産品を初登録し、その後、平成28(2016)年3月31日までに計12産品が登録されています。

中国・四国地域では、平成28(2016)年2月2日に「伊予生糸」、同年3月10日に「鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう」が登録されました(図Ⅱ-3-12)。

表Ⅱ-3-12 地理的表示法に基づき登録された特定農林水産物等

登録番号	名称*	写真	特定農林水産物等の生産地	登録日
10	伊予生糸		せいよし 愛媛県西予市	平成28 (2016)年 2月2日
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう		ふくべちよう 鳥取県鳥取市福部町内の鳥 取砂丘に隣接した砂丘畑	平成28 (2016)年 3月10日

資料：中国四国農政局作成

注：名称については代表的なものを記載している。